第1部

平成30年度に講じた 男女共同参画社会の 形成の促進に関する 施策

はじめに 平成30年度を振り返って

女性活躍加速に向けた施策の着実 な推進

「第4次男女共同参画基本計画」(平成27年12月 閣議決定。以下「第4次基本計画 という。)策定 から既に3年が経過した。この間,女性の職業生活 における活躍の推進に関する法律(平成27年法律 第64号。以下「女性活躍推進法」という。)の制定・ 施行による各界各層の自主的な取組や女性活躍状況 の「見える化」の促進を始め、政治分野の女性の参 画状況の「見える化」、保育の受け皿確保に向けた 取組など、女性活躍加速に向けた施策は着実に推進 されている。このような中、女性を始めとする多様 な労働者が活躍できる就業環境を更に整備するた め、女性活躍推進法附則に基づく見直しの検討を実 施し、一般事業主行動計画の策定義務の対象拡大、 情報公表の強化、ハラスメント対策の強化等の措置 を講ずることを内容とする「女性の職業生活におけ る活躍の推進に関する法律等の一部を改正する法律 案」を第198回通常国会に提出した。

政治分野における女性の参画拡大については、衆 議院等の議員の選挙において男女の候補者の数がで きる限り均等となることを目指して行われるものと することなどを基本原則とする政治分野における男 女共同参画の推進に関する法律(平成30年法律第 28号) が平成30 (2018) 年5月23日に公布・施 行された。

また、平成30 (2018) 年6月には、経済分野の 女性活躍の後押しにもなる、長時間労働の是正、多 様で柔軟な働き方の実現、雇用形態にかかわらない 公正な待遇の確保等の措置を講ずる働き方改革を推 進するための関係法律の整備に関する法律(平成 30年法律第71号。以下「働き方改革関連法」という。) が成立している。

女性に対するあらゆる暴力の根絶については、性 犯罪・性暴力被害者のための、行政が関与するワン ストップ支援センターの設置について、令和2

(2020) 年度までに各都道府県最低1か所設置す るとの目標を前倒しし、平成30(2018)年10月に 全都道府県への設置を達成した。また、平成29 (2017) 年度に創設した性犯罪・性暴力被害者支 援交付金を活用して, センターの安定的な運営が可 能となるよう、各都道府県の実情に応じた取組の支 援の充実を図っている。

また、児童虐待と密接な関係があるとされるDV の被害者の適切な保護が行われるよう,相互に連携・ 協力すべき機関として児童相談所を法律上明確化す ること等を内容とした、配偶者からの暴力の防止及 び被害者の保護等に関する法律(平成13年法律第 31号。以下「配偶者暴力防止法」という。) の一部 改正を含む「児童虐待防止対策の強化を図るための 児童福祉法等の一部を改正する法律案」を第198回 通常国会に提出するとともに、平成31 (2019) 年 3月に決定した「児童虐待防止対策の抜本的強化に ついて」(児童虐待防止対策に関する関係閣僚会議 決定) において、DV対応と児童虐待対応との連携 強化に係る施策が盛り込まれた。

男女共同参画に関わりの深い制度 改革の動き

平成30 (2018) 年度は、働きたい女性が不便さ を感じ、働く意欲が阻害されることのないよう就業 調整を意識しなくて済む制度等の整備が進められた。

税制については、所得税法(昭和40年法律第33号) 等の改正により、平成30(2018)年1月から、配 偶者控除等について、配偶者の収入制限を103万円 から150万円に引き上げるなどの見直しが適用され た。社会保障制度については、被用者保険の適用拡 大を進めることとしており、大企業で働く短時間労 働者を対象とした被用者保険の適用拡大に加えて, 平成29 (2017) 年4月からは、中小企業等で働く 短時間労働者についても, 労使合意を前提に企業単 位で適用拡大の途を開いた。平成30(2018)年4 月には、社会保障審議会年金部会において次期年金 制度改正に向けた議論を開始し、その中で被用者保 険の更なる適用拡大に向けた検討も行っている。民 間企業における配偶者手当については、平成30 (2018) 年1月に改訂されたモデル就業規則を活 用しながら,「配偶者手当の在り方の検討に関し考 慮すべき事項」(平成28年5月9日付 基発0509 第1号) について広く周知を図り、労使に対しその 在り方の検討を促した。

また、教育の無償化・負担軽減に向けた取組に関 して、「経済財政運営と改革の基本方針2018」(平 成30年6月閣議決定)において、令和元(2019) 年10月から、3歳から5歳までの子供及び0歳か ら2歳までの住民税非課税世帯の子供についての幼 稚園、保育園、認定こども園等の費用を無償化する こととされた。

ひとり親家庭等の親子が安心して生活できる環境 づくりに関しては、養育費の確保にも資する債務者 財産の開示制度の実効性の向上等を内容とする「民 事執行法及び国際的な子の奪取の民事上の側面に関 する条約の実施に関する法律の一部を改正する法律 案」を第198回通常国会に提出した。

婚姻年齢の男女統一に関しては、成年年齢を18 歳に引き下げるとともに、婚姻開始年齢を男女とも 18歳とすること等を内容とする民法の一部を改正 する法律(平成30年法律第59号)が成立した。

国際的な動向への対応

カナダG7議長国の下, 平成30 (2018) 年6月 にG7シャルルボワ・サミットが実施された。全ト ピックでジェンダー平等が取り上げられ、首脳宣言 で、女性の労働市場への参加・リーダーシップの推 進に引き続き取り組むとし、2つの女性関連の文書 が合意された。

同年9月、パプアニューギニアのポートモレス ビーで開催されたアジア太平洋経済協力(APEC) 女性と経済フォーラムでは、APEC域内で共通して 取り組むべき課題について議論が行われ、フォーラ ムの結果は「APEC女性と経済フォーラム2018声 明」として採択された。

また、アルゼンチンG20議長国の下、同年12月 にG20ブエノスアイレス・サミットが実施され, ジェンダー平等は,経済成長及び公正で持続可能な 発展に不可欠であり、労働参加率の性別格差を令和 7 (2025) 年までに25%減少させるブリスベン・ コミットメント (平成26 (2014) 年11月) の達成 に向け、更なる取組が必要であることや、女性や女 児への差別・暴力を無くす取組の推進が重要である ことが表明されたほか, 女性の労働環境の改善や STEM及びハイテク部門への参画の拡大等を通じ た, 女性のエンパワーメントの促進が発表された。

そして、平成31(2019)年3月、第5回となる 国際女性会議WAW! (World Assembly for Women)を、女性の経済的活躍を目的として、G 20に提言を行う民間主導のグループ [W20] (Women20) の会合と同時開催し、我が国にお ける女性活躍推進の取組を世界に広くアピールした。

その他に、平成30 (2018) 年11月、ジェンダー 統計の作成及び活用に関する能力の向上や知識の共 有を目的として, 国連統計部が隔年で各国と共催す る「ジェンダー統計グローバルフォーラム」の第7 回会合を、東アジア地域では初めて日本(東京)で 開催した。

男女共同参画社会に向けた 施策の総合的な推進

第一節

国内本部機構の強化

平成4 (1992) 年以降, 歴代内閣において男女 共同参画を担当する大臣が置かれている。平成13

(2001) 年1月以降は、内閣府設置法(平成11年 法律第89号) に基づき内閣府特命担当大臣が置か れ、男女共同参画社会の形成の促進に関する事項の 企画立案及び総合調整を行っている。また, 平成 26 (2014) 年9月以降,女性活躍担当大臣が内閣 に置かれている。

男女共同参画会議は、内閣府設置法及び男女共同 参画社会基本法(平成11年法律第78号)に基づき、 内閣官房長官を議長として内閣府に設置されている。

第2節

男女共同参画の視点を取り 込んだ政策の企画立案及び 実施等の推進

(1) 男女共同参画会議の活動

第54回男女共同参画会議(平成30(2018)年5月23日)では、重点方針専門調査会における計4回の調査検討を踏まえ、次年度予算等に反映することなどにより重点的に取り組むべき事項について、男女共同参画社会基本法第22条第3号に基づく意見として、「男女共同参画・女性活躍の推進に向けた重点取組事項」が決定された。これを受けて、すべての女性が輝く社会づくり本部は、平成30(2018)年6月に「女性活躍加速のための重点方針2018」(以下「重点方針2018」という。)を決定した。

平成30 (2018) 年9月及び10月には,重点方針専門調査会を2回,女性に対する暴力に関する専門調査会を1回開催し,「重点方針2018」に盛り込まれた施策の平成31 (2019) 年度予算概算要求への反映状況及び主要施策の取組状況等について,各府省からのヒアリングも踏まえ調査検討し,第55回男女共同参画会議(平成30 (2018) 年10月31日)に報告した。同会議では,これら2つの専門調査会の報告を受け,「重点方針2018」に基づく施策の取組状況について審議した。また,第56回男女共同参画会議(平成31 (2019) 年1月11日)では,女性活躍推進法の施行後3年の見直し等の方向性について審議した。

女性に対する暴力に関する専門調査会では、セクシュアルハラスメントに対する社会的な関心の高まりを受け、セクシュアルハラスメントの国内における取組状況や諸外国における法制度等について、調査検討を行った。

(2) 男女共同参画推進本部及び男女共同参画担当官 会議の活動

男女共同参画推進本部は, 男女共同参画社会の形

成の促進に関する施策の円滑かつ効果的な推進を図るため、内閣総理大臣を本部長とし、全閣僚を本部員として、閣議決定により内閣に設置されている。同本部には男女共同参画担当官が置かれ、本部員を補佐するとともに、関係行政機関において所要の調整の事務を行っている。また、本部には、関係行政機関相互の機動的な連携を図るために、男女共同参画担当官会議が置かれている。

(3) すべての女性が輝く社会づくり本部の活動

すべての女性が輝く社会づくり本部は、平成26 (2014) 年10月、様々な状況に置かれた女性が、自らの希望を実現して輝くことにより、日本の最大の潜在力である「女性の力」が十分に発揮され、社会の活性化につながるよう、内閣総理大臣を本部長とし、全閣僚を構成員として、閣議決定により内閣に設置された。平成30 (2018) 年6月、女性活躍の動きを更に加速するため、今後政府が重点的に取り組むべき事項として「重点方針2018」を決定するとともに、メディアと行政の間で起きたセクシュアルハラスメント事案を踏まえ、「セクシュアル・ハラスメント対策の強化について~メディア・行政間での事案発生を受けての緊急対策~」を決定した。

(4) 男女共同参画推進連携会議を通じた連携強化

内閣府では、各界各層との情報・意見交換やNPO、NGOとの交流による連携を図ることを目的として、男女共同参画推進連携会議を開催している。同会議においては、全体会議のほか、平成29(2017)年10月から、「経済分野における女性の活躍促進」及び「次世代への働きかけ」という2つのチームを組織し、情報・意見交換、普及促進の活動を通じて、取組の裾野の拡大や連携の強化を図った。第37回全体会議(平成30(2018)年10月30日)では、各チームの活動や、国・地方連携会議ネットワークを活用した男女共同参画推進事業についての報告等が行われた。また、同会議の企画委員会主催による情報・意見交換会として、「聞く会」を開催した。

(5) 国際機関・諸外国の国内本部機構との連携・協力の推進

我が国は、男女共同参画社会の形成の促進に関する各種国際会議への出席、相互交流、情報交換等を

通じて、国際機関及び諸外国の国内本部機構との連携・協力に努めた(第13章第2節参照)。

(6) 年次報告書及び男女共同参画社会の形成に関する調査研究

内閣府では、男女共同参画社会基本法第12条に基づき、「平成30年版男女共同参画白書」(「平成29年度男女共同参画社会の形成の状況」及び「平成30年度男女共同参画社会の形成の促進施策」)を作成した。これに併せて、第4次基本計画に掲げられた施策の推進に関連した予算額及び決算額を取りまとめ、公表した。

また、「平成30年度 多様な選択を可能にする学びに関する調査」を実施した。

(7) 男女の置かれている状況を客観的に把握するための統計(ジェンダー統計)の充実等

「公的統計の整備に関する基本的な計画」(平成30年3月閣議決定)においては、第4次基本計画等でジェンダー統計の充実の観点から性別データの把握等に努めることが求められていることを踏まえ、可能な限り性別ごとのデータを把握し、年齢別・都道府県別にも把握・分析に資する統計の作成・提供を推進するとされている。

総務省統計研究研修所においては、ジェンダー統計に関する講義を行い、国内外の統計担当者の育成を図った。

厚生労働省では、「働く女性の実情」を取りまとめ、 毎年公表するほか、「女性就業支援バックアップナ ビ」¹において、働く女性に関する統計の情報提供を 行っている。

内閣府では、「地方公共団体における男女共同参画社会の形成又は女性に関する施策の推進状況(平成30年度)」の中で、地方公共団体で行われている調査や統計における男女別等統計の状況について調査し、公表した。

(8) 苦情の処理及び人権侵害に対する被害者救済の 充実

内閣府では、国及び地方公共団体(都道府県及び 政令指定都市)における男女共同参画社会の形成に 関する苦情処理や人権侵害事案の被害者救済体制, 平成29(2017)年度の苦情処理件数等の把握を行い, 取りまとめ結果を重点方針専門調査会に報告した。

総務省では、行政相談委員の中から指名した男女 共同参画担当委員(平成31 (2019) 年 2 月 1 日現 在全国で199人を指名)が、男女共同参画の認識を 高めるため、研修会等に参画した。また、男女共同 参画センターに開設された行政相談所等において、 男女共同参画に関する施策についての苦情等を受け 付けている。

法務省では、人権擁護委員に対し、「人権擁護委員男女共同参画問題研修」を実施している。

第3節

地方公共団体や民間団体等における取組の強化

(1) 地方公共団体との連携・支援の強化

全都道府県・政令指定都市に,男女共同参画・女性問題に関する事務を総括的に所管する部課(室)が置かれている。

内閣府では、地方公共団体(都道府県及び政令指定都市)職員、行政相談委員及び人権擁護委員を対象に、国の施策についての理解及び苦情処理に係る知識・技能の向上を図ることを目的として、「男女共同参画に関する『基礎研修』及び『苦情処理研修』」(平成30(2018)年5月)を実施するとともに、地方公共団体職員を対象とした「政策研修」(平成31(2019)年1月)も実施した。また、各府省や地方公共団体等の求めに応じ、職員研修等において講師を派遣するなどの取組を行ったほか、各地域の課題解決に向けた取組を支援するため、地方公共団体等の求めに応じ、地域における男女共同参画促進を支援するためのアドバイザーを派遣した。

また,女性活躍推進法に基づく取組の好事例集や 市町村推進計画策定支援マニュアルを活用し,地方 公共団体の取組の促進を図った。

(2) 男女共同参画社会の実現に向けた活動拠点施設の強化・充実

男女共同参画センター・女性センター(以下「男女共同参画センター等」という。)は、男女共同参

¹ 「女性就業支援バックアップナビ」 http://joseishugyo.mhlw.go.jp/

画に関する研修、情報提供、女性グループ・団体の 自主的活動の場の提供、相談、調査研究等、多様な 機能を有しており、NPO、NGO、住民等の活動を 支援する男女共同参画の推進の重要な拠点としての 役割を期待されている。

内閣府では、男女共同参画社会の実現に向けて、 男女共同参画センター等の管理者等に対し国の施策 について周知するとともに、参加者が事例発表やグ ループ討議等を通じて各地域の男女共同参画セン ター等が抱える課題等について共通認識を深め、他 地域の取組等の情報の積極的な活用を図ること、内 閣府においても各地域の実情や課題について情報収 集を行うことを目的として、「男女共同参画センター 等の管理者等との情報交換会」(平成31(2019) 年2月)を実施した。同情報交換会では、国の男女 共同参画の取組、地方公共団体の取組事例を紹介し たほか、男女共同参画センターの強化・充実につい てをテーマにグループ討議・発表を行った。

(3) 国立女性教育会館における取組の推進

独立行政法人国立女性教育会館(以下「国立女性

教育会館」という。)は、我が国唯一の女性教育の ナショナルセンターとして、男女共同参画の推進に 向けた人材の育成・研修の実施や女性教育に関する 調査研究の成果及び会館に集積された情報の発信・ 提供等を行っている。また、地域における男女共同 参画の推進を支援するとともに、地方公共団体、大 学、企業等ともより一層の連携・ネットワークの充 実を図っている(第5章第1節2、第11章第1節3、 第11章第3節1、2、第11章第5節1参照)。

(4) 男女共同参画社会の実現に向けた気運醸成

内閣府では、平成13 (2001) 年度から「男女共同参画週間」(毎年6月23日から同月29日まで)を実施している。この週間に際して、「男女共同参画社会づくりに向けての全国会議」、「男女共同参画社会づくり功労者内閣総理大臣表彰」、「女性のチャレンジ賞表彰」(内閣府特命担当大臣(男女共同参画)表彰)を始めとした各種の広報・啓発活動を行っている。

第一章

男性中心型労働慣行等の変革と女性の活躍

第1節

長時間労働の削減等の働き方改革

「ニッポン一億総活躍プラン」(平成28年6月閣議決定)では、一億総活躍社会の実現に向けた最大のチャレンジとして「働き方改革」が位置づけられ、仕事と子育てなどの家庭生活の両立を困難にし、少子化の原因や、女性のキャリア形成を阻む原因、男性の家庭参画を阻む原因である長時間労働を是正すること等が課題として挙げられた。さらに、今後の取組として、いわゆる36協定における時間外労働規制の在り方について再検討すること等が記載された。

この「働き方改革」の実現を目的として、平成 29(2017)年3月に取りまとめられた実行計画に おいては、日本経済再生に向けて、最大のチャレン ジは働き方改革と位置付けられ、働き方改革は、働く人の視点に立って、労働制度の抜本改革を行い、企業文化や風土を変えようとするものであり、改革の目指すところは、働く方一人ひとりが、より良い将来の展望を持ち得るようにすることである、とされた。また、雇用情勢が好転している今こそ、政労使が3本の矢となって一体となって取り組んでいくことが必要であり、働き方改革によって、人々が人生を豊かに生きていく、中間層が厚みを増し、消費を押し上げ、より多くの方が心豊かな家庭を持てるようになることを目指す、とされている。

実行計画では、時間外労働の上限規制の導入について、基本的考え方として「仕事と子育てや介護を無理なく両立させるためには、長時間労働を是正しなければならない。働く方の健康の確保を図ること

を大前提に、それに加え、マンアワー当たりの生産 性を上げつつ、ワーク・ライフ・バランスを改善し、 女性や高齢者が働きやすい社会に変えていく。」と したうえで、連合と経団連による労使合意を踏まえ て, 法改正の方向性を明記した。

労働者がそれぞれの事情に応じた多様な働き方を 選択できる社会を実現する働き方改革を総合的に推 進することを目的とした働き方改革関連法が、第 196回通常国会において、平成30(2018)年6月 29日に成立し、同年7月6日に公布された。

長時間労働を防止するため、改正法では、現行の 時間外労働規制の仕組みを改め、①時間外労働の上 限は原則として月45時間,年360時間とした上で, 臨時的な特別の事情がなければこれを超えることは できないこととし、②臨時的な特別の事情があって 労使が合意する場合でも, 年720時間以内, 単月 100時間未満 (休日労働を含む), 複数月平均80時 間以内(休日労働を含む)を超えることはできない こととした。さらに、原則である月45時間を超え ることができるのは、年間6か月までとした。なお、 これらに違反した場合には、罰則の対象となる。

また、連合と経団連の労使が上限値までの協定締 結を回避する努力が求められる点で合意したことに 鑑み、さらに可能な限り労働時間の延長を短くする ため、新たに労働基準法(昭和22年法律第49号) に指針を定める規定を設け, 行政官庁が必要な助言・ 指導を行うことや、勤務間インターバル制度につい て,労働時間等の設定の改善に関する特別措置法(平 成4年法律第90号)を改正して努力義務を課し、 また, 労使関係者を含む「勤務間インターバル制度 普及促進のための有識者検討会」において、制度の 普及促進に向けた報告書をとりまとめた。

内閣府及び関係省庁では、「仕事と生活の調和 (ワーク・ライフ・バランス) 憲章 及び「仕事と 生活の調和推進のための行動指針」に基づき、官民 一体となり、仕事と生活の調和実現に向けた取組を 行っている。仕事と生活の調和推進官民トップ会議 (経済界, 労働界, 地方公共団体の代表者, 関係閣 僚などにより構成)の下に設置された仕事と生活の 調和連携推進・評価部会において、仕事と生活の調 和の実現状況について、最新の各種調査結果をもと に点検・評価を行っている。平成31 (2019) 年3 月に公表された「仕事と生活の調和(ワーク・ライ

フ・バランス)レポート2018」では、「仕事と生活 の調和推進のための行動指針」で設定されている数 値目標の目標年である令和2(2020)年に向けた 進捗状況に遅れの見られる指標等について、その改 善を図るため、労使等の各主体が仕事と生活の調和 の実現に向けた取組を加速していくとしている。

また、社会全体で、女性活躍の前提となるワーク・ ライフ・バランスの実現に向けた取組を進めるため、 女性活躍推進法第20条及び「女性の活躍推進に向 けた公共調達及び補助金の活用に関する取組指針」 (平成28年3月22日すべての女性が輝く社会づく り本部決定。以下「公共調達等取組指針」という。) に基づき、国等の総合評価落札方式又は企画競争方 式による調達において、女性活躍推進法、次世代育 成支援対策推進法(平成15年法律第120号。以下「次 世代法」という。), 青少年の雇用の促進等に関する 法律(昭和45年法律第98号)に基づく認定等を取 得した企業を, ワーク・ライフ・バランス等推進企 業として加点評価する取組を平成28(2016)年度 から実施している。平成30(2018)年12月には、 平成29(2017)年度の国及び独立行政法人等の取 組状況を公表した。女性活躍推進法において努力義 務となっている地方公共団体についても国に準じた 取組が進められるよう働きかけを行うとともに, 2020年東京オリンピック・パラリンピック競技大 会に関する調達や民間企業等における各種調達でも 国と同様の取組が進むよう働きかけを行っている。

また、平成30 (2018) 年度は、企業におけるワー ク・ライフ・バランスの取組を促進するため、関係 団体と連携し、経営者及び管理職を対象としたセミ ナーを開催した。さらに、地方公共団体の担当者を 対象としたセミナーを開催し、各地域の企業に対す るワーク・ライフ・バランスの取組強化を図った。

加えて、今後、社会全体で取り組むべき方向性や 各主体の役割等を検討するため、ワーク・ライフ・ バランスに関しての調査研究を実施した。

厚生労働省では、「労働時間等見直しガイドライ ン」(労働時間等設定改善指針)(平成20年厚生労 働省告示第108号)について、働き方改革関連法の 内容等を踏まえ, 勤務間インターバルの導入を努力 義務とすることや年次有給休暇の取得促進のために 年次有給休暇管理簿を活用すること等を内容とする 改正を行うとともに, 所定外労働時間の削減及び年 次有給休暇の取得促進を始めとした労使の自主的な 取組を促進している。

人事院では、公務における超過勤務について、平成31 (2019) 年2月に人事院規則15-14 (職員の勤務時間、休日及び休暇)を改正し、超過勤務命令の上限を原則1月45時間・1年360時間(他律的業務の比重が高い部署においては1月100時間未満・1年720時間等)と設定する(同年4月施行)とともに、「計画表の活用による年次休暇及び夏季休暇の使用の促進について」(平成30年12月7日人事院職員福祉局長通知)を発出し、年次休暇の使用を促進するため、各省各庁の長は、休暇の計画表の活用等により、一の年の年次休暇の日数が10日以上の職員が年次休暇を5日以上確実に使用することができるよう配慮することとした(平成31 (2019)年1月施行)。

地方公共団体においても、職員の時間外勤務縮減 は経営上の重要な課題であることから、総務省では、 各地方公共団体に対し、「平成30年の「ゆう活(夏 の生活スタイル変革)」の実施について」(平成30 年4月総行公第49号総務省自治行政局公務員部長 通知)を発出し、職員の時間外勤務のより一層の縮 減や年次有給休暇の取得促進に取り組むよう要請す るとともに、「地方公務員における女性活躍・働き 方改革推進のためのガイドブック」(平成30年3月 総務省自治行政局公務員部)に基づく取組の情報提 供や地方公務員月報における取組事例の掲載を行っ た。また、民間労働法制における時間外労働の上限 規制の導入等の法改正及び国家公務員における超過 勤務命令の上限を設定する人事院規則の改正を踏ま え, 各地方公共団体においても適切な措置を図るよ う要請した。

第2節

家事・育児・介護等に男性 が参画可能となるための環 境整備

厚生労働省では、職業生活と家庭生活の両立を図りやすくするための雇用環境の整備に関する周知啓発活動を積極的に行っている。

特に父親の子育てについては、育児を積極的に行

う男性「イクメン」を応援し、男性の仕事と育児の両立を推進する「イクメンプロジェクト」において、参加型の公式サイト²の運営やハンドブックの配布等を行うとともに、男性の仕事と育児の両立を積極的に促進する企業を表彰する「イクメン企業アワード」及び部下の仕事と育児の両立に配慮する管理職を表彰する「イクボスアワード」等の表彰や企業向けセミナーの開催等により好事例の普及を図っている。また、女性活躍推進法に基づく情報公表項目に「男女別の育児休業取得率」を位置づけており、「女性の活躍推進企業データベース」における情報公表が進むよう、企業に取組を促している。

さらに、育児休業、介護休業等育児又は家族介護を行う労働者の福祉に関する法律(平成3年法律第76号。以下「育児・介護休業法」という。)により、事業主に義務付けられた育児休業、介護休業等に関するハラスメントの防止措置等の徹底について、周知及び指導を行うとともに、事業主と労働者の間に紛争が生じた場合には、円滑かつ迅速な解決を図られるよう援助を行っている。

第3節

男女共同参画に関する男性 の理解の促進

内閣府では、平成29 (2017) 年度に引き続き、主に子育て世代の男性の家事・育児等の中でも料理への参画を目的とした「"おとう飯"始めよう」キャンペーンを実施している。簡単で手間を掛けず、多少見た目が悪くても美味しい料理を"おとう飯"と命名し、イベントの開催や祝日や季節に応じた料理機会の提案、平成30 (2018) 年8月から本キャンペーンの新たな試みとして、各都道府県の地元特産品や食材を使った「日本全国のおとう飯」レシピをホームページで公開することにより啓発を行っている。

また、内閣府が、平成29 (2017) 年度に、各都 道府県及び市町村の協力を得て収集・整理した、「地域における男性の家事・育児等の参画促進に係る取組の好事例」の中から、他の地方公共団体においても活用・展開が可能な先進的な取組事例を内閣府ホームページに掲載し周知を図ることにより、他の地域への優良な取組の展開を図った。

² 厚生労働省委託事業 イクメンプロジェクト https://ikumen-project.mhlw.go.jp/

加えて、配偶者の出産直後の男性の休暇取得を促すことにより、男性の家事・育児への参画・意識改革を進める「さんきゅうパパプロジェクト」(令和2(2020)年に男性の配偶者の出産直後の休暇取得率80%が目標)について、妊娠・出産・子育てに際して、男性ができることを考えるきっかけとなるようハンドブック「さんきゅうパパ準備BOOK」を活用した啓発活動を推進している。

第4節

ポジティブ・アクションの 推進等による男女間格差の 是正

実質的な男女労働者間の均等を確保するためには、男女労働者間に事実上生じている格差の解消を目指す企業の自主的かつ積極的な取組である、ポジティブ・アクションが不可欠である。また、女性の活躍推進に向けた企業の取組を、投資家、就業希望者、消費者等から「見える」ようにすること(見える化)は、当該企業の取組が市場で評価されることを通じ、他の企業にも自主的な取組が波及する好循環が期待される。

各界各層の自発的な取組を促進するため、女性活躍推進法に基づき働く女性の活躍状況の「見える化」を進めている。同法に基づき、国、地方公共団体、常時雇用する労働者数が301人以上の一般事業主(民間企業等)は、女性の採用・登用等の状況を自ら把握し、課題を分析した上で、その結果を踏まえ、数値目標の設定を含めた行動計画を策定・公表することや、女性の活躍状況に関する情報を公表することなどが義務付けられた。これらの情報は政府のウェブサイト(国、地方公共団体の状況については、「女性活躍推進法『見える化』サイト」、民間事業主の状況については「女性の活躍推進企業データベース」)において一覧化し、広く発信している。

また、女性活躍推進法附則に基づく見直しの検討を実施した。国、地方公共団体に関しては、実効性の高い行動計画の策定を促進し、情報公表の内容の充実を図ることを主な内容とする見直しの方向性を取りまとめた。一般事業主に関しては、一般事業主行動計画策定義務の対象の拡大や情報公表の強化等を内容とする報告書が労働政策審議会において取りまとめられた。これを踏まえて、「女性の職業生活

における活躍の推進に関する法律等の一部を改正する法律案 | を第198回通常国会に提出した。

金融庁では、平成30 (2018) 年6月に改訂した コーポレートガバナンス・コードにおいて、取締役 会における「ジェンダーや国際性を含む多様性の確 保」を重要な要素の一つとして明記した。さらに、 同コードの付属文書である「投資家と企業の対話ガイドライン」において、機関投資家と企業の間で重 点的に議論することが期待される項目に、「取締役 に女性が起用されているか」という点を記載した。

内閣府では、女性役員の登用や女性活躍の取組が様々な場面において評価されていること、女性役員割合の増加に向けた政府の取組、女性役員が活躍する企業として上場企業のうち女性役員比率が10%以上の企業を一覧化し「見える化」したリーフレット「女性活躍で企業は強くなる」を作成し、全上場企業等に周知することで、気運の醸成を図った。また、資本市場において女性役員の登用をはじめとする女性活躍を推進する企業が、ESG投資において評価される動きが広がっていることを踏まえ、我が国の資本市場で活動する機関投資家等を対象に、ESG投資における女性活躍情報の活用状況等を調査し、広く情報提供を行った。さらに、ESG投資に積極的な海外投資家に女性活躍推進企業をPRするため、「女性役員情報サイト」の英語化を行った。

加えて、内閣府では、女性の登用に関する取組及び実績並びにそれらの情報開示において顕著な功績があった企業を対象として「女性が輝く先進企業表彰」を実施し、平成30 (2018) 年12月に内閣総理大臣表彰2社、内閣府特命担当大臣(男女共同参画)表彰5社の合計7社を表彰するとともに、政府広報の各種媒体を活用し、周知・啓発を行った。

厚生労働省では、女性活躍推進法に基づく指導等によりその履行確保を図るとともに、女性の活躍推進に関する状況等が優良な企業に対しては、女性の活躍を推進している企業として「えるぼし」認定を行っている(平成31(2019)年3月末現在で838社を認定)。さらに、企業の取組を推進するため、必要な助言及び情報提供を積極的に行っている。

また,「中小企業のための女性活躍推進事業」に おいて,説明会やアドバイザーによる電話相談,個 別訪問支援等を実施し,中小企業による女性活躍推 進の取組を支援している。 さらに、企業における女性の活躍を推進していく ため、女性の活躍に積極的に取り組む企業に対して 助成金を支給しているほか、ポジティブ・アクショ ン等に積極的に取り組む企業に対する「均等・両立 推進企業表彰」を実施した。

これらに加え、企業が自社の女性の活躍状況や、 仕事と家庭の両立支援に係る情報を掲載できる「女 性の活躍・両立支援総合サイト」内に女性活躍推進 法に基づき企業が行動計画や女性の活躍に関する情 報公表を行うツールとして「女性の活躍推進企業 データベース」の運用を行うことにより「見える化」 を促進し、企業の取組の推進を図った。

経済産業省では、平成24 (2012) 年度以降、女性をはじめ多様な人材の能力を活かして、イノベーションの創出、生産性向上等の成果を上げている企業を「ダイバーシティ経営企業100選」として表彰し、ダイバーシティ経営の裾野の拡大を図っている。平成30 (2018) 年度は、「①経営層への多様な人材の登用②キャリアの多様性の推進③外国人・シニアの活躍」の3テーマを重点テーマとして設定し、平成31 (2019) 年3月に24社(大企業13社、中小企業11社)を表彰した。

また、「ダイバーシティ2.0行動ガイドライン(平成30 (2018) 年6月改定)」³をもとに、中長期的な視点からダイバーシティ経営を推進している企業を選定する「100選プライム」を2社選定した。

さらに、女性活躍推進に優れた上場企業を「中長期の企業価値向上」を重視する投資家にとって魅力ある銘柄として紹介することを通じて、そうした企業に対する投資家の関心を一層高め、各社の取組を加速化していくことを目的に、平成24 (2012) 年度から経済産業省と東京証券取引所が共同して、「なでしこ銘柄」を選定・発表している。平成30 (2018) 年度は、従来の「なでしこ銘柄」を42社選定するとともに、女性活躍推進に優れた企業をより幅広い視点で評価した「準なでしこ」を22社選定し、さらに、女性活躍推進に積極的に取り組んでいることを対外的にアピールできる仕組みとして「なでしこチャレンジ企業」リストを作成した。

第5節

女性の活躍に影響を与える 社会制度・慣行の見直し

女性が働きやすい税制,社会保障制度,配偶者手当等の在り方については,平成26 (2014)年10月の経済財政諮問会議において内閣総理大臣から総合的に具体的取組の検討を進めるよう指示・要請が行われたことを受け,経済財政諮問会議等において,各制度の進捗状況をフォローアップしている。

税制に関しては、平成29 (2017) 年度税制改正において、女性を含め、働きたい人が就業調整を意識せずに働くことができる仕組みを構築する観点から、配偶者控除等について、配偶者の収入制限を103万円から150万円に引き上げるなどの見直しを行い、平成30 (2018) 年分の所得税から適用されている。

社会保障制度については、被用者保険の適用拡大を進めることとしており、大企業で働く短時間労働者を対象とした被用者保険の適用拡大に加えて、平成29(2017)年4月からは、中小企業等で働く短時間労働者についても、労使合意を前提に企業単位で適用拡大の途を開いた。平成30(2018)年4月には、社会保障審議会年金部会において次期年金制度改正に向けた議論を開始し、その中で被用者保険の更なる適用拡大に向けた検討も行っている。

国家公務員の配偶者に係る扶養手当については, 平成28 (2016) 年11月に一般職の職員の給与に関する法律(昭和25年法律第95号)が改正され,平成29 (2017) 年4月から,段階的に配偶者に係る手当額を他の扶養親族と同額まで減額するなどの見直しが行われている。

地方公務員の配偶者に係る扶養手当についても, 国家公務員に準じて同様の見直しを進めている。

民間企業における配偶者手当については、平成30 (2018) 年1月に改訂されたモデル就業規則を活用しながら、「配偶者手当の在り方の検討に関し考慮すべき事項」について広く周知を図り、労使に対しその在り方の検討を促した。

³ 「ダイバーシティ2.0行動ガイドライン」 http://www.meti.go.jp/press/2018/06/20180608001/20180608001.html

第3章

政策・方針決定過程への 女性の参画拡大

第1節

政治分野における女性の参 画拡大

平成30 (2018) 年5月16日に議員立法により,政治分野における男女共同参画の推進に関する法律が成立し,同月23日に公布・施行された。同法は,政治分野における男女共同参画の推進が,衆議院,参議院及び地方議会の議員の選挙において,男女の候補者の数ができる限り均等となることを目指して行われるものとすることなどを基本原則とし,政党は基本原則にのっとり,公職の候補者の数について目標を定める等,自主的に取り組むよう努めるものとされている。また,国及び地方公共団体の責務が定められ,具体的な施策として,実態の調査及び情報の収集等,啓発活動,環境整備及び人材育成等が掲げられている。

内閣府は、平成30 (2018) 年度に政治分野における女性の参画拡大の重要性について積極的に啓発するべく、同法の意義や概要、我が国の政治分野への女性の参画状況等をまとめたリーフレットを作成・配布するとともに、新たに政治分野における男女共同参画の推進についてまとめたWEBページを男女共同参画局ホームページに設けた。また、市町村議会議員に占める女性の割合等を地図上で分かりやすく「見える化」している「市町村女性参画状況見える化マップ」の項目を拡充した。

また、「女性の政策・方針決定参画状況調べ」の中で、各政党や地方議会における男女共同参画の状況について毎年調査し、公表するとともに、「地方公共団体における男女共同参画社会の形成又は女性に関する施策の推進状況」の中で、地方議会における両立支援状況について調査してきたが、平成30(2018)年度は新たに保育施設等の整備状況についても調査し、公表した。

また、列国議会同盟 (Inter-Parliamentary Union) の各国の国会議員に占める女性の割合等の報告"Women in Parliament"の和訳である「議会

における女性」を毎年作成するなど、政治分野における女性の参画状況に関する情報提供を行っている。さらに、平成30(2018)年度は、諸外国における政治分野への女性の参画拡大に向けた取組等を把握するための調査研究を実施した。

加えて、各政党に対し、衆議院議員選挙、参議院 議員選挙及び地方公共団体の議会の選挙における女 性候補者の割合等が高まるよう、女性候補者等にお ける数値目標の設定や人材育成等の取組を含めた行 動計画の策定・情報開示等に向けた自主的な取組の 実施、ポジティブ・アクションの自主的な導入に向 けた検討、両立支援体制の整備等を始めとした女性 議員が活躍しやすい環境の整備等についての要請を 行った。

第2節

司法分野における女性の参 画拡大

1 検察官における女性の参画拡大

法務省では、検察官の継続就業のため、人事異動において、転勤先の保育所の確保が必要な場合に、可能な限り早期に本人の意向を確認するなど、検察官にとって働きやすい職場環境の整備に取り組んだ。

内閣府では、「女性の政策・方針決定参画状況調べ」 の中で、検察官における女性の参画状況について毎 年調査し、公表を行っている。

2 裁判官における女性の参画拡大

最高裁判所では、男女の別にかかわらず裁判官と してふさわしい資質・能力を備えた者を採用しており、裁判官に占める女性割合は着実に増加している。

内閣府では、「女性の政策・方針決定参画状況調べ」 の中で、裁判官における女性の参画状況について毎 年調査し、公表を行っている。

第3節

行政分野における女性の参 画拡大

1 国の政策・方針決定過程への女性 の参画拡大

(1) 国家公務員に関する取組

内閣官房内閣人事局及び各府省は、内閣官房内閣人事局長と全府省の事務次官級で構成する「女性職員活躍・ワークライフバランス推進協議会」において平成26 (2014) 年10月に策定された「国家公務員の女性活躍とワークライフバランス推進のための取組指針」に基づき、女性国家公務員の採用・登用に関する目標数値等を盛り込んだ取組計画を策定・公表し、総合的かつ計画的な取組を進めている。

人事院では、第4次基本計画が閣議決定されたことを踏まえ、「女性国家公務員の採用・登用の拡大等に向けて」(平成27年12月人事院事務総長通知)を発出しており、各府省において女性国家公務員の採用・登用の拡大等に向けた具体的取組が進むよう支援している。

女性国家公務員の採用拡大に向けては、公務に優秀な女性を確保するという観点から、平成30 (2018) 年度において、各府省の最前線で活躍する女性行政官が重要な政策課題について講演し、併せて女性の立場から公務の魅力等を伝える「女性のための霞が関特別講演」を都内の大学での6講演に加え、地方(京都)の大学で2講演実施するとともに、女子学生等に対し国家公務員の業務内容、仕事のやりがい、ワーク・ライフ・バランス等、公務の魅力を伝える「女性のための公務研究セミナー」を全国で3回実施したほか、女性向け募集パンフレットを作成するなどにより、女性の進路選択を公務志望に結び付けるための活動を行った。

また、女性職員登用に向けた環境整備の一環として、平成13 (2001) 年度から、女性職員を対象とした研修を実施しており、平成30 (2018) 年度においては、本府省及び地方機関の係長級女性職員等を対象に「女性職員キャリアアップ研修」を11回実施した。また、近い将来に本府省の管理職員として活躍することが期待される課長補佐級の女性職員を対象に「行政研修(課長補佐級)女性管理職養成コース」を実施した。これにより、マネジメント能

力の開発のほか、女性職員の相互啓発等による業務遂行能力の伸長を図る機会や人的ネットワーク形成の機会の付与等を図り、本府省や地方機関の管理職員となり得る女性職員の人材の層を拡大していくこととしている。さらに、女性職員登用推進施策の一環として、本府省及び地方機関において各職場における人事管理・人材育成の責任を有する管理職員を対象に「女性職員登用推進セミナー」を10回実施した。加えて、先輩職員として、女性職員を含む後輩職員に対して助言、指導するメンターとなることが予定されている職員等を対象に「メンター養成研修」を10回実施した。

このほか、人事院では、各府省における職員の職場環境への円滑な適応、能力開発・専門性習得等のキャリア形成、仕事と生活の両立等に向けたメンター制度の活用に資する「メンター制度の実施の手引き」(平成30年2月人事院人材局企画課長通知)を女性職員の登用拡大に向けたメンター制度を類型例の一つとして示し、その概要や留意点について説明したパンフレットを用いて普及・啓発を行った。

さらに、人事院においては、育児等の負担が事実上女性職員に偏りやすい実態があることから、平成31(2019)年2月、各府省の人事担当者を対象として開催した両立支援連絡協議会において、性別にかかわりなく両立支援制度が適正に活用されるよう各府省に取組を求めた。

内閣官房内閣人事局では、女性の志望者拡大に向けて、「女子学生霞が関インターンシップ」を始めとした女性向けの職業体験型イベントの実施、民間企業が主催する就職活動関連イベントへの参加のほか、ホームページ、パンフレット等においてワーク・ライフ・バランスに関する取組や活躍している女性職員を紹介することなどにより、公務の魅力を積極的に発信した。また、各府省における女性国家公務員の採用・登用の拡大等の取組状況についてフォローアップを実施し、その結果を平成30(2018)年4月及び11月に公表した。

また、女性職員の活躍と男女双方のワーク・ライフ・バランスに資する取組を率先して行う管理職を増やすため、平成30 (2018) 年7月から12月にかけて本府省及び地方機関の職員を対象とした「女性活躍・ワークライフバランス推進マネジメントセミナー」を実施したほか、平成30 (2018) 年10月か

ら平成31 (2019) 年2月にかけて各府省等の全て の管理職員を対象とした「働き方改革と女性活躍. ワークライフバランス推進に係る管理職員向けe ラーニング」を実施し、管理職に対する意識啓発を 行った。また、女性職員が将来のキャリアをイメー ジしつつ, 出産, 育児等のライフイベントを経た後 も成長する意欲を持つことができるよう、平成30 (2018) 年6月及び9月に各府省の若手女性職員 を対象とした「若手女性職員キャリアセミナー」を 実施するとともに、本セミナーの効果の定着及び意 欲の向上を図るため、本セミナー受講者を対象とし たフォローアップセミナーを平成31 (2019) 年2 月に実施した。さらに、係長級としての経験年数を 一定程度有している中堅女性職員が、これまでの経 験を振り返って自分の強み・課題を見つけるととも に、現在抱えている漠然とした不安を払拭し、昇任 に対して前向きになれるよう支援するため、平成 30 (2018) 年11月及び平成31 (2019) 年2月に「中 堅女性職員キャリアセミナー」を実施した。そのほ か、様々な分野で活躍する女性職員を採り上げ、こ れまでのキャリアパスや働き方、仕事と家庭の両立 の状況等にも触れつつ、その活躍ぶりについて紹介 する「女性国家公務員のワークスタイル事例集」を 作成・公表した。

男性職員の育児休業等の取得については、男性職 員本人や職場の上司・同僚等の理解を深め、その取 得促進を図るため、有識者のアドバイスや制度解説 等を掲載したハンドブック(「イクメンパスポート」) や啓発用ポスターの作成・配布を行った。また、平 成30 (2018) 年6月には、各府省等において、取 得促進の取組が確実に実施されるよう,「男性職員 による「男の産休」及び育児休業取得を促進するた めの標準的な取組手順及び人事評価の実施について (依頼) | (平成30年6月28日内閣官房内閣人事局 人事政策統括官)を発出した。さらに、育児休業を 取得した各府省の職員を対象として、育児休業後の 職員の円滑な職務復帰とその後のキャリア形成に資 することを目的とした「育児休業取得者のための職 場復帰セミナー」を平成31(2019)年1月に実施 したほか、育児をしながら働く職員のワークライフ バランス及び男性職員の家庭生活への関わりを推進 させるため,「仕事と育児の両立セミナー」を平成 30 (2018) 年9月に実施した。

内閣府では、女性活躍推進法附則に基づく見直し の検討を実施し、各府省による実効性の高い行動計 画の策定を促進し、情報公表の内容の充実を図るこ とを主な内容とする見直しの方向性を取りまとめた。 さらに,「女性の政策・方針決定参画状況調べ」 の中で、国家公務員の府省別国家公務員採用試験採 用者に占める女性割合や府省別の女性職員の登用状 況等について毎年調査し, 取りまとめて公表を行っ

そのほか、各府省は、女性職員の意識・意欲の啓発・

ている。

増進及び能力向上のための研修の実施に努めるとと もに、人事院及び内閣官房内閣人事局の実施する研 修への参加機会の確保に努めた。また、女性職員の 様々な働き方やキャリア形成に応じたロールモデ ル,活躍事例を紹介するなどの取組を推進している。 また、政府全体として、7月及び8月には、「ゆ う活」(夏の生活スタイル変革),業務の効率化や職 場環境の改善等具体的取組の実践、テレワークの推 進強化及び休暇の一層の取得推進等、働き方改革の ための取組を集中的に行う期間として「ワークライ フバランス推進強化月間」を実施した。さらに、国 家公務員の働き方改革によるワーク・ライフ・バラ ンスの推進を図るため、平成31(2019)年3月に 「ワークライフバランス職場表彰」を実施し、業務 の効率化や職場環境の改善に向けた創意工夫を活か した取組を行った職場のうち、特に優秀なものにつ いて表彰した。加えて、「霞が関の働き方改革を加 速するための重点取組方針」(平成28年7月内閣人 事局) に基づき, リモートアクセスとペーパーレス, マネジメント改革、国会関係業務の改善などの取組 を進めている。さらに、超過勤務を実施する際にお ける、その理由や見込時間等の上司の把握に関して、 平成29(2017)年4月から超過勤務予定の事前確 認を全府省で本格実施し,「ワークライフバランス 推進強化月間」の実施方針に盛り込む等により、年 次休暇の取得促進と併せて、各府省に対して取組の 徹底を図った。

(2) 国の審議会等委員等における女性の参画拡大

内閣府では、「国の審議会等における女性委員の 参画状況調べ」を毎年実施し、府省別の審議会等委 員に占める女性の割合等について, 内閣府ホーム ページで公表している。また、各府省が国の審議会 等の女性委員の人材情報を収集する際の参考とする ため、女性人材データベースを運用している。

(3) 独立行政法人, 特殊法人及び認可法人における 女性の参画拡大

内閣府では、独立行政法人、特殊法人及び認可法人における女性の採用・登用状況及び女性の採用・登用の拡大に向けた取組状況について、毎年調査を行っている。また、「独立行政法人等における女性登用状況等『見える化』サイト」において、各法人の女性役員及び管理職の登用に関する目標設定の状況や現状値、採用者数、職員数、育児休業取得者数等について一覧で調査結果を公表している。

2 地方公共団体の政策・方針決定過程への女性の参画拡大

(1) 地方公務員に関する取組

内閣府では、女性活躍推進法附則に基づく見直しの検討を実施し、都道府県、市町村による実効性の高い行動計画の策定を促進し、情報公表の内容の充実を図ることを主な内容とする見直しの方向性を取りまとめ、併せて、地方議会の議員に占める女性割合、地方公務員の管理職に占める女性割合、都道府県防災会議の女性委員割合等について「都道府県別全国女性の参画マップ」を作成し、内閣府ホームページに掲載している。また、市町村における管理職に占める女性割合や男性公務員の育児休業取得率等について、地図上で分かりやすく「見える化」する「市町村女性参画状況見える化マップ」を内閣府ホームページに掲載している。

総務省では、特定事業主行動計画に基づく各地方 公共団体の取組を支援するため、以下のような取組 により、女性活躍・働き方改革に取り組む職員のネッ トワークづくりや意見交換の促進、女性地方公務員 の人材育成、先進的な取組事例の紹介などに取り組 んだ。

ア 女性活躍・働き方改革に取り組む地方公共団体 職員が先進事例や各団体における課題を共有する とともに、課題解決に向けた取組手法について意 見交換・検討を行う場として、平成30(2018) 年度に「女性地方公務員活躍・働き方改革推進協 議会」を開催した。協議会での検討と並行して、 各団体の取組内容から女性活躍・働き方改革の推 進方策に関する調査・分析を行い、「地方公務員 における女性活躍・働き方改革推進のためのガイ ドブック」の改訂を行った。

- イ 女性地方公務員の人材育成を支援するため,自 治大学校において,「地方公務員女性幹部養成支 援プログラム」を実施したほか,男性を含めた地 方公務員の意識啓発を進めるべく,各研修課程に おいて「女性活躍・働き方改革」に関する講義を 実施した。
- ウ ジョブローテーションの工夫による女性職員の 計画的育成,テレワークの活用,男性職員の育児 休業等の取得促進等,地方公共団体における先進 的な取組事例について情報提供を充実させた。
- エ 地方公共団体における「ゆう活」については、 総務省から各地方公共団体に対し、平成29 (2017)年度の実施結果を踏まえた取組の充実や、 地域の先頭に立った積極的な取組を要請した。各 団体によっては、通年実施など実施期間・対象の 拡大や、「ゆう活」を実施しやすくするための弾 力的運用、職員に対する定時退庁の働きかけ等の 工夫・改善が行われており、これらの先進的な取 組事例について、各地方公共団体に対し情報提供 を行った。

これらの取組に加え、職員が旧姓を使用しやすい職場環境づくり、「テレワーク・デイズ」を通じたテレワークの普及促進、「プレミアムフライデー」等における年次休暇に取得促進等について、助言や情報提供を行っている。

消防庁では、消防吏員の女性比率を、令和8 (2026)年度当初までに5%に増加させることを目標とし、消防本部等に対し、数値目標の設定による女性消防吏員の計画的な増員のほか、適材適所を原則とした職域の拡大、ライフステージに応じた配慮、浴室、仮眠室等の計画的な整備等、ソフト、ハード両面の職場環境整備に取り組むよう要請を行っている。また、女性消防団員のいない市町村に対して積極的な取組を求めるとともに、様々な媒体を通じて、消防団への加入を呼びかける広報を行った。さらに、活動事例報告等を通じて女性消防団員相互の連携を深めるため、平成30 (2018)年11月に全国女性消防団員活性化大会を開催した。

警察では、女性の視点を一層反映した警察運営を 進めているところであり、全国で警察署長、機動隊 副隊長、警察署の刑事課長等として活躍するなど、 女性警察官の登用を進めている。また、各都道府県 警察において、定員に占める女性警察官の割合等を 盛り込んだ計画を策定しており、令和5(2023) 年中に全国平均で約10%とすることを目標として いる。また、女性に向けた情報発信活動を強化する など女性警察官の採用の拡大を図るほか、都道府県 警察の幹部職員を対象とした研修の機会に、男女共 同参画に関する施策についての教育を実施している。

(2) 地方公共団体の審議会等委員への女性の参画拡大

内閣府では、各都道府県、政令指定都市が設定し ている審議会等委員への女性の参画に関する数値目 標や、これを達成するための様々な取組、女性割合 の現状等を調査し公表を行った。

第4節

経済分野における女性の参

実質的な男女労働者間の均等を確保するためには ポジティブ・アクションが不可欠であり、女性の活 躍推進に向けた企業の取組を「見える化」し、当該 企業の取組が市場で評価されることを通じ、他の企 業にも取組が波及する好循環が期待される。

女性活躍推進法に基づき, 常時雇用する労働者数 が301人以上の一般事業主(民間企業等)は,数値 目標の設定を含めた行動計画の策定・公表や、女性 の活躍状況に関する情報の公表などが義務付けられ ている。これらの情報は厚生労働省の「女性の活躍 推進企業データベース において一覧化し、広く発 信されている。

内閣府では、平成28 (2016) 年度に開設した「女 性役員情報サイト」の英語化,リーフレット「女性 活躍で企業は強くなる | の作成や、「ESG投資にお ける女性活躍情報の活用状況に関する調査研究」を 通じ,広く情報提供を実施した(第2章第4節参照)。

また, 平成28 (2016) 年度に開発した 「女性リー ダー育成モデルプログラム」を用いて,企業におけ る女性役員候補の育成に向けた女性役員育成研修を 平成29 (2017) 年度の試行実施の結果も踏まえつ つ、新たに神奈川、愛知、関西広域の3か所及び大 学1校において試行実施し、検証することで、その 効果や課題を明らかにするとともに、事業の成果を 幅広く共有した。

さらに、民間企業における女性の社外役員等への 登用を促進するべく、国の審議会等の女性委員等の 情報についてデータベース化し情報提供を行う「は ばたく女性人材バンク」の運用を行っている。

加えて、「公共調達等取組指針」に基づき、国及 び独立行政法人等の調達において、女性活躍推進法 に基づく「えるぼし」認定等を取得したワーク・ラ イフ・バランス等推進企業を総合評価落札方式等で 加点評価する取組を平成28(2016)年度から実施 している。また、女性活躍推進法において努力義務 となっている地方公共団体についても国に準じた取 組が行われるよう働きかけを行うとともに、2020 年東京オリンピック・パラリンピック競技大会や民 間企業等の各種調達においても、国と同様の取組が 進むよう働きかけを行っている(第2章第1節参照)。

厚生労働省では、女性活躍推進法に基づく指導等 によりその履行確保を図るとともに、女性の活躍推 進に関する状況が優良な企業に対する「えるぼし」 認定を実施するとともに、ポジティブ・アクション 等に積極的に取り組む企業に対する「均等・両立推 進企業表彰」を実施した。また「女性の活躍・両立 支援総合サイト」、「女性の活躍推進企業データベー ス」、「ポジティブ・アクション情報ポータルサイト」 により総合的な情報提供を行っている。さらに、雇 用の分野における男女の均等な機会及び待遇の確保 等に関する法律(昭和47年法律第113号。以下「男 女雇用機会均等法」という。) の履行確保を図ると ともに、企業における女性活躍のための取組を推進 している。

経済産業省では、「なでしこ銘柄」等の選定や、 ダイバーシティ経営の普及啓発を行った(第2章第 4 節参照)。

第5節

その他の分野における女性 の参画拡大

厚生労働省では、地域医療介護総合確保基金を通 じて,女性医師の復職に関する相談窓口の設置や研 修、院内保育所の運営等の都道府県の取組に対して 財政支援を行っている。また,ライフステージに応 じて働くことのできる柔軟な勤務形態の促進を図る ため,「女性医師バンク」において就業あっせん等

の再就業支援を行っている。

さらに、「女性医師等キャリア支援モデル構築事業」として、女性医師等がキャリアと家庭を両立出来るような取組を構築する機関を選定し、普及推進可能な効果的支援策モデルを構築するための経費等を支援することで、女性医師等のキャリア支援の充

実を図った。

内閣府では、経済団体、労働組合、協同組合、教育・研究機関、医師等の専門的職業・職能団体等の各種機関・団体・組織等における女性の参画状況について、毎年「女性の政策・方針決定参画状況調べ」の中で取りまとめ、公表している。

第二章

雇用等における男女共同参画 の推進と仕事と生活の調和

第1節

M字カーブ問題の解消等に向けたワーク・ライフ・バランス等の実現

1 ワーク・ライフ・バランスの実現のための長時間労働の削減等

平成19 (2007) 年12月に政労使の合意の下に策定された「仕事と生活の調和(ワーク・ライフ・バランス)憲章」及び「仕事と生活の調和推進のための行動指針」に基づき、官民一体となり、仕事と生活の調和実現に向けた取組が行われている。

社会全体で、女性活躍の前提となるワーク・ライフ・バランスの実現に向けた取組を進めるため、女性活躍推進法第20条及び「公共調達等取組指針」等に基づき、国及び独立行政法人等の調達において、生産性、持続可能性等の高いワーク・ライフ・バランス等推進企業を加点評価する取組を平成28(2016)年度から実施している。また、女性活躍推進法において努力義務となっている地方公共団体についても国に準じた取組が行われるよう働きかけを行うとともに、2020年東京オリンピック・パラリンピック競技大会に関する調達や民間企業等における各種調達でも同様の取組が進むよう働きかけを行っている(第2章第1節参照)。

また、内閣府では、社会全体の気運醸成に向けた 取組として、「カエル!ジャパン」キャンペーンを 推進しているほか、原則月に2回、ワーク・ライフ・ バランスに関する国の施策や関連行事等の情報を分 かりやすく紹介する「カエル!ジャパン」通信(メー ルマガジン)を発行している。

厚生労働省では、労働時間等の設定の改善に関する特別措置法及び「労働時間等見直しガイドライン」 (労働時間等設定改善指針)に基づき、所定外労働時間の削減及び年次有給休暇の取得促進を始めとした労使の自主的な取組を促進している。

具体的には、所定外労働時間の削減及び年次有給 休暇の取得促進等を推進するため、厚生労働省幹部 及び都道府県労働局長が業界及び地域のリーディン グカンパニーのトップに働き方改革の実現に向けた 取組の実施を働きかけるとともに、こうした企業の 先進的な取組事例を広く普及させるために「働き方・ 休み方改善ポータルサイト」を活用して情報発信を するなどの取組により,企業の自主的な働き方の見 直しを促進した。さらに、10月の「年次有給休暇 取得促進期間」に加え、年次有給休暇を取得しやす い時季(夏季,年末年始及びゴールデンウィーク) に集中的な広報を行うとともに、地域のイベント等 と合わせた年次有給休暇取得促進の取組を促す「地 域の特性を活かした休暇取得促進のための環境整備 事業 | を実施し、地域における休暇取得促進の機運 を醸成した。

このほか、過労死等がなく、仕事と生活を調和させ、健康で充実して働き続けることができる社会の実現のため、過労死等防止対策推進法(平成26年法律第100号)に基づく「過労死等の防止のための対策に関する大綱」について、新たに勤務間インターバルの周知・導入、仕事上のストレス等について、職場に事業場外資源を含めた相談先がある労働者の割合、ストレスチェック結果の集団分析結果を活用

した事業場の割合等に関する数値目標や労働行政機 関等が取り組む対策等を盛り込むなどの見直しを 行った(平成30年7月閣議決定)。過労死等防止対 策推進法及び変更された「過労死等の防止のための 対策に関する大綱」に基づき、労働行政機関等にお ける対策,調査研究等,啓発,相談体制の整備等, 民間団体の活動に対する支援等の過労死等の防止に 関する対策に取り組んでいる。

加えて厚生労働省では、事業者が労働者のメンタ ルヘルスケアに取り組むよう,「労働者の心の健康 の保持増進のための指針」(平成18年3月健康保持 増進のための指針公示第3号,改正平成27年11月 健康保持増進のための指針公示第6号) に基づき、 労働基準監督署を通じた指導や産業保健総合支援セ ンターによる支援を実施している。

また、働く人のメンタルヘルス・ポータルサイト 「こころの耳」4において、事業者、産業保健スタッ フ. 労働者やその家族等に対して「メンタルヘルス 対策の基礎知識」や「悩みを乗り越えた方の体験談」 等の情報提供を行うとともに,「こころの耳電話相 談」5・「こころの耳メール相談」において,働く人 のメンタルヘルス不調や過重労働による健康障害に 関する電話・メール相談に応じている。

さらに、平成27 (2015) 年12月に施行された改 正労働安全衛生法(昭和47年法律第57号)により、 労働者数50人以上の事業場にストレスチェックの 実施とその結果に基づく面接指導の実施等を義務付 け、それらの適切な履行を確保するため、制度の周 知徹底を図るとともに、事業場に対する指導を行っ ている。

ワーク・ライフ・バランスの推進、長時間労働の 見直し、地域における女性の活躍推進等の「働き方 改革」を進めるためには、地域の実情に即した取組 が重要である。このため、地方公共団体や労使団体、 金融機関などの地域の関係者からなる「地域働き方 改革会議」が全都道府県に設置され、地域の課題を 踏まえて、地域特性に応じた「働き方改革」の取組 が進められている。内閣官房まち・ひと・しごと創 生本部事務局では、各地域での特徴的な取組や実務 上の課題について情報交換を行う場を設定するとと

もに、関係府省及び専門家からなる「地域働き方改 革支援チーム | を開催して地域での取組を支援する 等により、こうした地域ぐるみでの「働き方改革」 を推進している。また、労働施策の総合的な推進並 びに労働者の雇用の安定及び職業生活の充実等に関 する法律(昭和41年法律第132号。以下「労働施 策総合推進法」という。)第10条の3の規定に基づ く協議会等も、全都道府県に設置され、中小企業が 働き方改革を円滑に取りくめるよう、支援等が行わ れている。

ライフイベントに対応した多様で 柔軟な働き方の実現

厚生労働省では、育児・介護休業法の定着を図る ため、法改正の周知や雇用管理上の措置を講ずるに 当たっての取組支援を行っている。また、育児や介 護を行う労働者が働き続けやすい雇用環境の整備を 行う事業主等を支援するため、両立支援等助成金の 支給を行っている。

併せて、中小企業における労働者の円滑な育児休 業の取得及び職場復帰等を図るため、「育休復帰支 援プラン」や介護離職を防止するための「介護支援 プラン」の策定支援を行っている。

加えて、次世代法に基づく認定制度(「くるみん」 認定、「プラチナくるみん」認定)の周知や、「女性 の活躍・両立支援総合サイト」6における、仕事と家 庭の両立に向けた企業の自主的な取組の参考となる 指標や好事例等の周知を行うとともに,仕事と育児・ 介護等との両立支援のための取組を積極的に行い, かつ、その成果が上がっている企業に対し、公募に より「均等・両立推進企業表彰」を実施し、広くそ の取組の周知を行った。

さらに、所定労働時間が短いながら正社員として 適正な評価と公正な待遇が図られた働き方であり、 育児・介護や地域活動など個々人のライフスタイル やライフステージに応じた働き方を実現させるもの として期待される「短時間正社員制度」について、 その導入・定着を促進するため、制度導入支援マニュ アルの配布のほか、制度を導入した事業主に対して 支給する助成金等の活用、パート労働ポータルサイ

厚生労働省委託事業 こころの耳 https://kokoro.mhlw.go.jp/

[「]こころの耳電話相談」 https://kokoro.mhlw.go.jp/tel-soudan/

厚生労働省委託事業「女性の活躍・両立支援総合サイト」 http://www.positive-ryouritsu.jp/

ト⁷での周知, 人事労務担当者を対象としたセミナーの実施等, 短時間正社員制度の概要や取組事例等についての情報提供等により, 周知・啓発を行った。

「世界最先端デジタル国家創造宣言・官民データ活用推進基本計画」(平成30年6月閣議決定)等に基づき、関係省庁では、テレワークの一層の普及拡大に向けた環境整備、普及啓発等を連携して推進している。

総務省,厚生労働省,経済産業省,国土交通省のテレワーク関係4省は,産学官から構成される「テレワーク推進フォーラム」において,テレワークの円滑な導入や効果的な運用に資する普及活動を展開している。「テレワーク推進フォーラム」では,平成27(2015)年度から11月を「テレワーク月間」として,テレワークの普及促進に向けた広報等を集中的に実施している。平成30(2018)年度のテレワーク月間においても,周知ポスターや動画によるPRや関連イベントの開催等を集中的に行った。

平成29 (2017) 年度からは、2020年東京オリンピック・パラリンピック競技大会の開会式に当たる7月24日を「テレワーク・デイ」とし、この日に全国で一斉にテレワークを実施する国民運動を展開している。平成30 (2018) 年には7月23日から27日の期間中に、7月24日プラスその他の日の合計2日間以上テレワークを実施する「テレワーク・デイズ」として規模を拡大し、参加を呼びかけたところ、1,682団体、延べ30万人以上が参加した。

総務省では、テレワーク導入を検討する企業等への専門家派遣、テレワーク普及促進の担い手育成のためのテキストブックの作成及び講習会の開催、テレワークに先駆的に取り組む企業等に対する表彰を行うとともに、全国でセミナーを開催し、その普及を図った。

厚生労働省では、企業等に雇用される労働者が行ういわゆる雇用型テレワークについて、実行計画に基づいて改定した労務管理に関するガイドラインの周知、テレワーク相談センターや国家戦略特別区域制度に基づいて設立した東京テレワーク推進センターを通じた相談対応、企業等に対する労務管理に関する専門家の派遣、事業主を対象としたセミナー

等の開催,テレワークに先進的に取り組む企業等に対する表彰の実施,テレワーク導入経費に係る支援,企業によるテレワーク宣言を通じての取組の紹介等により,適正な労働条件下における良質なテレワークの普及を図っている。

また、請負等により自宅等で働くいわゆる自営型 テレワークの就業環境整備を図るため、実行計画に 基づいて改定したガイドラインの周知徹底等を図っ た。併せて、「ホームワーカーズウェブ」の運営に より、自営型テレワーカー及び自営型テレワークの 発注者に対する情報提供等の支援事業を実施した。

国土交通省では、テレワークによる働き方の実態 やテレワーク人口の定量的な把握を行った。

経済産業省では、テレワーク・デイズ周知媒体(ポスター、リーフレット等)を作成、関連府省と協力しながら配布することで多種、多様な団体への周知を行った。

3 男性の子育てへの参画の促進,育 児休業・休暇の取得促進

妊娠、出産、育児休業等に関するハラスメントの 防止措置が、事業主において適切に講じられるよう 周知や取組支援を行った。

内閣府では、配偶者の出産直後の男性の休暇取得を促すことにより、男性の家事・育児への参画・意識改革を進める「さんきゅうパパプロジェクト」(令和2(2020)年に男性の配偶者の出産直後の休暇取得率80%が目標)を推進するとともに、妊娠・出産・子育てに際して、男性ができることを考えるきっかけとなるようハンドブックを活用した啓発活動を行っている。

また、平成29 (2017) 年度に引き続き、主に子育て世代の男性の家事・育児等の中でも料理への参画を目的とした「"おとう飯"始めよう」キャンペーンを実施し、イベントの開催や祝日や季節に応じた料理機会の提案と、平成30 (2018) 年8月から、本キャンペーンの新たな試みとして、各都道府県の地元特産品や食材を使った「日本全国のおとう飯」レシピをホームページで公開することにより啓発を行っている。

[「]パート労働ポータルサイト」https://part-tanjikan.mhlw.go.jp/※令和元(2019)年度から「パート・有期労働ポータルサイト」に名称変更

また, 内閣府が, 平成29 (2017) 年度に, 各都 道府県及び市町村の協力を得て収集・整理した、「地 域における男性の家事・育児等の参画促進に係る取 組の好事例」の中から、他の自治体においても活用・ 展開が可能な先進的な取組事例を内閣府ホームペー ジに掲載し周知を図ることにより、他の地域への優 良な取組の展開を図った。

女性が活躍するための前提となる 人材育成

厚生労働省では、全国の女性関連施設等が行う女 性就業促進支援事業が効果的、効率的に実施され、 全国的な女性の活躍推進のための支援施策の充実が 図られるよう, 相談対応や講師派遣等, 女性関連施 設等に対する支援施策を実施している。

国、都道府県等が設置・運営する公共職業能力開 発施設において、離職者等に対する公共職業訓練を 実施するとともに、雇用保険を受給できない求職者に 対し、職業訓練と訓練期間中の生活支援等により早 期の就職を支援する求職者支援制度を実施している。

また, 事業主等が行う職業訓練を支援するため, 人材開発支援助成金による助成等や, 公共職業能力 開発施設における在職者に対する訓練の実施、事業 主等に対する同施設の貸与、同施設の職業訓練指導 員の派遣等を行うほか、職業能力開発に関する情報 提供・相談援助等を行っている。

さらに、労働者の自発的な職業能力開発を推進す るため,教育訓練給付制度の活用のほか,労働者の 自発的な取組を支援する事業主に対する助成を行っ ている。

雇用の分野における男女の 均等な機会と待遇の確保対 策の推進

男女雇用機会均等の更なる推進

厚生労働省では、企業における男女均等取扱い等 を確保するため、男女雇用機会均等法令について、 引き続き、労使を始め関係機関に対して周知・啓発 を実施しており、都道府県労働局雇用環境・均等部 (室) において、労働者及び企業等からの相談に応 じている。

また,企業の雇用管理の実態を把握するとともに, 性別による差別的な取扱いや妊娠・出産等を理由と する不利益取扱い等, 男女雇用機会均等法に違反す る雇用管理が把握された企業に対して、是正指導を 行っている。

特に、妊娠・出産等を理由とする不利益取扱いに ついては、女性労働者の尊厳を傷つけ、継続就業を 妨げるものであることから、法違反の事実が認めら れる企業に対しては、迅速かつ適正な指導を行って いる。

さらに、「コース等で区分した雇用管理を行うに 当たって事業主が留意すべき事項に関する指針」(平 成25年厚生労働省告示第384号)に基づき、コース 等で区分した雇用管理制度を導入している企業に対 して、実質的な男女別雇用管理とならないよう、同 指針の周知徹底を図るとともに、男女雇用機会均等 法に違反する企業に対しては是正指導を行っている。

また、女子学生等が的確な職業選択が行えるよう、 意識啓発を図っている。

加えて、性別による差別的取扱い、妊娠・出産等 を理由とする不利益取扱い、セクシュアルハラスメ ント、母性健康管理措置等に関する労働者と事業主 との間の紛争について, 都道府県労働局長による紛 争解決の援助及び機会均等調停会議による調停によ り、紛争の円滑かつ迅速な解決を図っている。

また, これらの措置が十分活用されるよう, 紛争 解決援助制度について, 労働者等に積極的に周知し ている。

文部科学省では、大学等卒業予定者の就職・採用 活動について、男女雇用機会均等法の趣旨に沿った 採用活動を行うよう、企業側に求めている。

また、新規中学校・高等学校卒業者の就職につい ても,文部科学省と厚生労働省の連名の通知により, 経済団体等の関係者に対して男女雇用機会均等法の 趣旨に沿った採用活動が行われるよう、引き続き配 慮を依頼した。

男女間の賃金格差の解消

厚生労働省では、男女労働者間の格差について企 業内での実態把握や取組の必要性の「気づき」を促 す「男女間賃金格差解消に向けた労使の取組支援の ためのガイドライン」(平成22年8月厚生労働省公 表)の普及・啓発により、企業の自主的な取組を支

援している。

3 女性に対する各種ハラスメントの 防止

厚生労働省では、事業主に対して男女雇用機会均等法及び育児・介護休業法に沿った実行あるセクシュアルハラスメント対策及び妊娠、出産、育児休業等に関するハラスメント対策を講じるよう、「事業主が職場における性的な言動に起因する問題に関して雇用管理上配慮すべき措置についての指針」(平成18年厚生労働省告示第615号。以下「セクハラ指針」という。)及び「事業主が職場における妊娠、出産等に関する言動に起因する問題に関して雇用管理上講ずべき措置についての指針」(平成28年厚生労働省告示第312号。)の内容について周知・啓発を図るとともに、措置を講じていない企業に対しては是正指導を行っている。また、都道府県労働局雇用環境・均等部(室)では、専門知識を持った職員が、労働者及び企業等からの相談に対応している。

第3節

ポジティブ・アクションの 推進等による男女間格差の 是正

実質的な男女労働者間の均等を確保するためには ポジティブ・アクションが不可欠であり、女性の活 躍推進に向けた企業の取組を「見える化」し、当該 企業の取組が市場で評価されることを通じて、他の 企業にも取組が波及する好循環が期待される。

女性活躍推進法に基づき,国,地方公共団体,常時雇用する労働者数が301人以上の一般事業主(民間企業等)は,数値目標の設定を含めた行動計画の策定・公表や,女性の活躍状況に関する情報の公表などが義務付けられている。これらの情報は政府のウェブサイト(国,地方公共団体の状況については,「女性活躍推進法『見える化』サイト」,民間事業主の状況については「女性の活躍推進企業データベース」)において一覧化し,広く発信されている。

内閣府では、平成28 (2016) 年度に開設した「女性活躍推進法『見える化』サイト」の運営、「女性役員情報サイト」の英語化、リーフレット「女性活躍で企業は強くなる」の作成や、「ESG投資における女性活躍情報の活用状況に関する調査研究」を通

じ、広く情報提供を実施した(第2章第4節参照)。 さらに、女性のライフステージや個々の希望に応 じた支援情報が実施機関ごとに点在しているなど、 必要な情報にアクセスしにくい状況を踏まえ、様々 な支援情報を集約・整理し、分かりやすく案内する 「女性応援ポータルサイト」を内閣府ホームページ に掲載している。

また、平成31 (2019) 年3月、企業の経営トップ等が策定・公表した「輝く女性の活躍を加速する男性リーダーの会」行動宣言の賛同者による、組織内外での取組の紹介や情報交換等を目的としたミーティングが開催された。内閣府では、行動宣言の賛同者を募るとともに、賛同者による取組の好事例を事例集、広報誌、Facebook等で情報発信した。

厚生労働省では、女性活躍推進法に基づく指導等によりその履行確保を図っている。加えて、女性の活躍推進に関する状況が優良な企業に対する「えるぼし」認定を実施するとともに、ポジティブ・アクション等に積極的に取り組む企業に対する「均等・両立推進企業表彰」を実施した。

また,「女性の活躍・両立支援総合サイト」,「女性の活躍推進企業データベース」,「ポジティブ・アクション情報ポータルサイト」により総合的な情報提供を行っている。

女性の参画が少ない分野での就業等を支援するため、国土交通省では、自動車運送事業等における女性活用に向けた取組として、「自動車整備人材の確保・育成に関する検討会」における女性が働きやすい職場環境の整備等の労働環境・待遇に関する実態調査結果を踏まえて「自動車整備業における女性が働きやすい環境づくりのためのガイドライン」を平成29(2017)年12月に策定及び公表し、平成30(2018)年度に関係団体へ冊子を配布した。

また、トラック運送業においては、荷主、運送事業者等を構成員とする協議会を活用して、取引環境の改善及び長時間労働の抑制に向けたコンサルティング事業を実施するとともに、女性が働きやすい職場環境の整備に向けて、複数人で長距離運送を分担する中継輸送の普及・実用化に向けた周知等を実施した。さらに、国土交通省のホームページに開設した「トラガール促進プロジェクトサイト」等を活用して、経営者の啓発等に取り組んだ。また、女性の荷役作業の効率化に資する設備の導入に対して支援

を実施した。

タクシー事業においては、女性ドライバーの採用 に向けた取組や、子育て中の女性が働き続けること のできる環境整備を行っている事業者支援・PRを することにより、女性の新規就労・定着を図るべく、 平成28 (2016) 年に創設した「女性ドライバー応 援企業」認定制度に基づき認定を行った(認定事業 者累計:687社(平成31(2019)年4月現在)。

建設業においては、平成26 (2014) 年8月に官 民共同で策定した「もっと女性が活躍できる建設業 行動計画」の下,女性の技術者・技能者の倍増を目 指して様々な取組を行っている。平成30(2018) 年度には、女性の入職・定着、育休後に復職しやす い職場環境への改善等に取り組む企業・団体に対し て課題解決に資するセミナー等を実施した。

海事産業における女性活躍推進に係る事業者の先 進的取組事例集を取りまとめるとともに、女性を含 む造船業を目指す若者の拡大を図るため、地域中小 造船企業が連携したインターンシップを推進した。

また,「女性船員の活躍促進に向けた女性の視点 による検討会」における検討の成果を,「女性船員 の活動促進に向けた女性の視点による提案」として とりまとめた。

国立女性教育会館では,企業の管理職等を対象に, 女性の活躍事例等を取り上げた「企業を成長に導く 女性活躍促進セミナー」を実施した。

非正規雇用労働者の処遇改 善、正社員への転換の支援

同一労働同一賃金の実現に向けた 均等・均衡待遇の取組や正社員へ の転換に向けた取組の推進

雇用情勢が着実に改善しているタイミングを捉 え,正社員を希望する者の正社員転換や非正規雇用 を選択する者の待遇改善を推進することが重要であ る。このため、厚生労働大臣を本部長とした「正社 員転換・待遇改善実現本部」において平成28(2016) 年1月に策定した「正社員転換・待遇改善実現プラ ン」や、各都道府県労働局に設置した本部において 同年3月までに策定したそれぞれの「地域プラン」 に基づき、非正規雇用労働者の正社員転換・待遇改 善を強力に推進している。

パートタイム労働者がその能力を一層有効に発揮 することができる雇用環境を整備するため、短時間 労働者の雇用管理の改善等に関する法律(平成5年 法律第76号。以下「パートタイム労働法」という。) に基づく是正指導等により同法の着実な履行確保を 図った。また、パートタイム労働者の均等・均衡待 遇の確保に向けた事業主の取組を支援するために, 事業主に対する職務分析・職務評価の導入支援・普 及促進等を行った。

また、実行計画を踏まえ、雇用形態にかかわらな い公正な待遇の確保に向け、平成30(2018)年6 月に成立した働き方改革関連法において、パートタ イム労働法, 労働契約法 (平成19年法律第128号), 労働者派遣事業の適正な運営の確保及び派遣労働者 の保護等に関する法律(昭和60年法律第88号)の 改正を行った。働き方改革実現会議において示され た、正規雇用労働者と非正規雇用労働者との間の待 遇差がどのような場合に不合理とされるか等を事例 等で示した「同一労働同一賃金ガイドライン案」に ついて, 国会での審議等を踏まえ, 「短時間・有期 雇用労働者及び派遣労働者に対する不合理な待遇の 禁止等に関する指針」(平成30年厚生労働省告示第 430号) として, 平成30 (2018) 年12月28日に告 示した。

2 公正な処遇が図られた多様な働き 方の普及・促進

有期契約、パート、派遣等の非正規雇用労働者に は、企業側の人材ニーズや労働者の様々な働き方に 応じた選択肢が提供されるなどの面もあるが、雇用 が不安定、賃金が低い、能力開発機会が乏しいなど の課題がある。

このため、非正規雇用労働者の正社員化、処遇改 善といった企業内でのキャリアアップに取り組む事 業主に対してキャリアアップ助成金を支給し支援し ている。

また, 厚生労働省では, 労働契約法の定める無期 転換ルール(有期労働契約が通算5年を超えて更新 された場合等に、労働者の申込みにより期間の定め のない労働契約に転換させる仕組み) について, 無 期転換ルールの概要や導入手順をまとめたハンド ブック, モデル就業規則, 導入した企業事例や各種 支援策等をまとめたポータルサイトを活用した周知のほか、無期転換ルール導入のためのコンサルティング支援や全国47都道府県でのセミナー開催、緊急相談ダイヤルの開設など、あらゆる機会を活用して周知・啓発及び導入支援を行った。

さらに、職務等に着目した「多様な正社員」モデルの普及・拡大を図るため、「多様な正社員」の導入事例や、非正規雇用労働者の正社員化等の取組事例の収集、「多様な人材活用で輝く企業応援サイト」⁸による周知・啓発を図るとともに、シンポジウムや企業向けセミナー等で社会的気運の醸成を図るほか、「多様な正社員」の導入を検討している企業への支援を実施した。

また,有期契約労働者の育児休業・介護休業の取得要件の緩和や,事業主に育児休業・介護休業等に関するハラスメントの防止措置を義務付けている育児・介護休業法の周知徹底を図るとともに,指導等により、同法の着実な履行確保を図っている。

派遣労働者については、労働者派遣事業の適正な 運営の確保及び派遣労働者の保護等に関する法律等 の一部を改正する法律(平成27年法律第73号)に より、派遣元事業主に対し、均衡待遇の確保のため に考慮した内容を派遣労働者の求めに応じて説明す る義務や、派遣先に対し、福利厚生施設の利用機会 を与えるよう配慮する義務等を課すこととされた。 改正法の内容を解説したパンフレットを作成し都道 府県労働局で配布するとともに、都道府県労働局が 説明会を開催するなどにより周知徹底を図り、指導 等により、同法の着実な履行確保を図っている。

国の行政機関で働く非常勤職員の給与については、平成29(2017)年5月に、平成30(2018)年度以降、特別給(期末手当/勤勉手当)に相当する給与の支給を開始すること等を各府省等間で申し合わせたことを踏まえ、内閣人事局において、平成30(2018)年7月1日時点の非常勤職員の処遇の状況について調査した。その調査の結果によれば、期末手当や勤勉手当について9割超の非常勤職員に支給される予定となるなど、着実に処遇改善が進んできている。

また, 非常勤職員の休暇について, 平成30(2018) 年8月の人事院勧告時の報告において, 民間の状況 等を踏まえ、慶弔に係る休暇について所要の措置を 講ずる旨言及し、平成31 (2019) 年1月にいわゆ る結婚休暇を新設し、また、忌引休暇の対象となる 非常勤職員の範囲を拡大し、全ての非常勤職員が使 用できるよう措置した。

総務省では、地方公共団体の臨時・非常勤職員に ついて,一般職非常勤職員に関する「会計年度任用 職員」制度を整備するとともに、特別職非常勤職員 及び臨時的任用職員の要件を厳格化し、任用・服務 の適正化と期末手当を支給可能とすることを一体的 に進めるための改正法(地方公務員法及び地方自治 法の一部を改正する法律(平成29年法律第29号)) が平成29 (2017) 年5月に成立したことから、令 和2(2020)年度の改正法の施行に向け、各地方 公共団体において条例・規則の制定等の必要な準備 が円滑に進められるよう,「会計年度任用職員制度 の導入等に向けた事務処理マニュアルの改訂につい て(通知)」(平成30年10月総行公第135号・総行給 第49号・総行女第17号・総行福第211号・総行安 第48号総務省自治行政局公務員部長通知)の発出や 準備状況等に関する調査に係るヒアリングを実施 し, 地方公共団体に助言を行うなどの支援を行った。 また, 地方公共団体の勤務条件等に関する調査で は,一般職非常勤職員について育児休業制度を設け ていない団体が見受けられるため、必要な条例の整

第5節

備について要請した。

再就職, 起業, 自営業等に おける支援

1 再就職等に向けた支援

厚生労働省では、子育て中の女性等に対して再就職支援を行うマザーズハローワーク及びマザーズコーナー(全国199か所(平成30(2018)年度末現在))において、担当者制によるきめ細かな職業相談・職業紹介、仕事と子育てが両立しやすい求人の確保、地方公共団体等との連携による保育所情報等の提供、再就職に資する各種セミナー等を実施している。また、「仕事と育児カムバック支援サイト」を運営し、再就職セミナーやイベントなどの情報提

⁸ 「多様な人材活用で輝く企業応援サイト」https://tayou-jinkatsu.mhlw.go.jp/

供を行うとともに、子育て等により退職した者の復 職を支援する企業が利用できる助成金により、仕事 と育児の両立が可能な再就職に向けた支援を行って いる。

さらに, 公的職業訓練において, 子の育児等のた め職業訓練を受講することが困難な者が、就職に必 要な技能及び知識を習得できるよう、短時間の訓練 コースの実施や託児サービスの提供を推進した。

経済産業省では、地域の中小企業・小規模事業者 のニーズを把握し、地域内外の女性・若者・シニア 等の多様な人材とともに、一定のキャリアを積んだ ミドル人材等から地域の事業者が必要とする人材に ついて発掘・確保・定着を一括支援する「地域中小 企業人材確保支援等事業」を実施した。

文部科学省では、大学等、地方公共団体、男女共 同参画センター,産業界等の関係機関が連携し、地 域の中で女性の学びとキャリア形成・再就職支援を 一体的に行う仕組みづくりに関するモデル構築や普 及啓発のための研究協議会を開催し、男女共同参画 のための女性の学び・キャリア形成支援の推進を 図っている。

起業に向けた支援

経済産業省では、株式会社日本政策金融公庫を通 じ、引き続き女性等を対象とする低利融資制度(女 性, 若者/シニア起業家支援資金) を実施している。 また、無担保・無保証人で融資を受けられる新創 業融資制度等により,起業・創業の支援を行っている。

さらに、女性ならではの起業課題に対応するため、 平成28 (2016) 年度から整備している全国10箇所 に形成した地域の金融機関や産業・創業支援機関等 を中心とした女性起業家等支援ネットワークを通じ て, 女性起業家支援コンテストによる支援事例の発 信や潜在起業希望者等に向けた起業の普及に関する イベント等を行った。

自営業等における就業環境の整備

厚生労働省では、家内労働者の労働条件の向上と 生活の安定を図るため、委託者及び家内労働者等に 対し、家内労働手帳の交付の徹底、工賃支払いの確 保、最低工賃の決定・周知、安全衛生の確保等の対 策を推進した。



地域・農山漁村,環境分野に おける男女共同参画の推進

地域活動における男女共同 参画の推進

地域における政策・方針決定過程 への女性の参画拡大

内閣府では、自治会・町内会等、地域に根差した 組織・団体における政策・方針決定過程への女性の 参画拡大に向けて、全国で実際に活躍している女性 自治会長等が一堂に会し, 地域に根差した女性の参 画拡大に向けた情報交換や交流を行い、連携を深め るとともに、自治会等における取組の好事例を全国 へ情報発信した。文化庁では、男女共に多様な年齢 層の参画が促進されるよう配慮しながら、文化の伝 承等地域の文化活動の振興を図っている。

男女共同参画の視点に立った地域 活動の推進

厚生労働省では、「全国ボランティア・市民活動 振興センター」への支援や、地域住民相互の支え合 いによる共助の取組への支援(地域における生活困 窮者支援等のための共助の基盤づくり事業), 労働 者の地域活動、ボランティア活動等への参加を可能 とする特別な休暇制度の普及促進(特に配慮を必要 とする労働者に対する休暇制度の普及事業)を実施 した。

国立女性教育会館では、地域での男女共同参画社 会の実現を目指し、女性関連施設管理職、地方公共 団体職員及び女性団体リーダーを対象に、男女共同 参画の視点を持った地域づくりや、地域の男女共同 参画を積極的に推進するリーダーとして必要な専門 知識,マネジメント能力,ネットワークの活用等に ついて学ぶ「地域における男女共同参画推進リー ダー研修〈女性関連施設・地方自治体・団体〉」を 実施した。

また、女性関連施設の相談員を対象に、女性に対する暴力等の課題解決に必要な知識の習得・相談技能の向上等を内容とする「女性関連施設相談員研修」を実施した。

さらに、行政、女性団体、NPO、大学、企業等の担当者が組織・分野を越えて連携・協働して男女共同参画を推進するためのネットワーク形成の機会を提供する「男女共同参画推進フォーラム」を実施した。男女共同参画の視点から、地域の土台づくりを行う人材育成を図るため、地域のセンター等での事業の企画・運営に携わる職員を対象に「学習オーガナイザー養成研修」を実施した。

第2節

地方創生における女性の活 躍推進

内閣府では、女性活躍推進法に基づき、地域における女性の活躍を迅速かつ重点的に推進するため、「地域女性活躍推進交付金」により、同法に基づく協議会を始めとする多様な主体による都道府県・市町村推進計画の取組実施を加速する支援を行った。また、地域の特性を踏まえた主体的な取組を推進するため、同法に基づく取組の好事例集や市町村推進計画策定支援マニュアルを活用し、地方公共団体の取組の促進を図った。また、「都道府県別全国女性の参画マップ」及び「市町村女性参画状況見える化マップ」を内閣府ホームページに掲載している。

平成28 (2016) 年4月施行の改正消費者安全法 (平成21年法律第50号) において,消費生活相談 員の職及び任用要件等が法律上に位置付けられた。 消費者庁においては,消費生活センターに関する条例の制定に当たって参酌すべき基準として,消費生活相談員の雇止めの見直しを含めた適切な人材及び 処遇の確保に必要な措置を定めることを内閣府令で 規定しており,地方公共団体の中で消費生活相談員 がその職務と能力にふさわしい専門職としての適切 な評価が得られるよう取り組んだ。また,地域における消費者被害の防止のための見守りネットワーク

の構築を図る中で,消費生活協力員等の地域の人材 の活用促進について,地方公共団体向けに説明等を 行った。

経済産業省では、地域における中心市街地活性化を図るために、空き店舗対策や合意形成手法、まちづくり特有のスキル等の習得を図る研修を実施し、タウンマネージャー等の育成を行った。平成30(2018)年度は、座学研修や実地研修において、全国的に活躍する女性まちづくり専門家の講義等により、まちづくりにおける女性の活躍について広く発信した。

第3節

農山漁村における政策・方 針決定過程への女性の参画 拡大

1 農山漁村における政策・方針決定 過程への女性の参画拡大

農林水産省では、「食料・農業・農村基本計画」(平成27年3月閣議決定)において、女性農業者の農業委員及び農業協同組合の役員等への登用を推進する旨が盛り込まれたことや、平成28(2016)年4月施行の改正農業委員会等に関する法律(昭和26年法律第88号)及び改正農業協同組合法(昭和22年法律第132号)において、農業委員会の委員、農業協同組合の役員について、年齢及び性別に著しい偏りが生じないように配慮しなければならない旨の規定が置かれたことを受けて、農山漁村における政策・方針決定過程への女性の参画拡大を促進するため、関係団体主催による女性農業委員等を対象とした研修会での説明や女性の登用状況の調査・公表、女性の登用促進に向けた推進活動等を実施した。

また、農業・農村において重要な役割を果たしている女性の意見が、地域の方針決定に着実に反映されることが重要であるため、人・農地プランの策定に当たっては、市町村における検討会への女性農業者の参画を義務付けるとともに、その割合を30%以上にすることを目指すなど、地域の方針決定過程への企画・立案段階からの女性の参画を促進した。

2 農山漁村における女性の経営上の 位置付けの明確化や経済的地位の 向上

農林水産省では、地域農産物を活用した起業活動 による農産物加工や販売等を通じて、我が国の農業・ 農村において重要な役割を果たしている女性農業者 の活躍への支援を充実・強化することとし、女性に よる経営や起業活動、6次産業化の取組を更に発展 させるため、関連する施策をより強力に進めていく 観点から、補助事業の実施に当たり、女性による取 組事例の情報提供等を通じて女性による事業活用を 促進するほか、地域農業における次世代のリーダー となり得る女性農業経営者の育成及び農業で新たに チャレンジを行う女性の経営の発展を促進するため の取組を推進した。

また、女性林業者等を対象とした交流会や研修会、 優良活動事例等の情報提供に対する支援や女性林業 従事者の活躍促進のための課題解決に向けた取組を 行い、山村地域における女性の活躍を推進した。

さらに, 漁村女性や女性漁業者が中心となって取 り組む特産品の加工開発、直売所の経営等の実践活 動やその成果報告会の開催等に対し支援を行い、漁 村地域における女性の活躍を推進した。

第4節

農山漁村における女性が働 きやすい環境の整備、意識 と行動の変革

農山漁村における女性が働きやす い環境の整備

農林水産省では、「農業女子プロジェクト」等を 通じた女性農業経営者の取組の発信や地域ネット ワークを強化するとともに、農業法人等の経営者を 対象とした女性が働きやすい職場づくりのセミナー を全国で開催するなど、女性の能力が一層発揮され るよう支援した。

また、家族経営協定の締結の促進等を通じ、農村 における仕事と生活のバランスに配慮した働き方を 推進した。

さらに、漁業・水産業で活躍する女性の存在感を 高めるとともに、女性の仕事選びの対象としての漁 業・水産業の魅力向上を後押しする「海の宝!水産 女子の元気プロジェクト を立ち上げた。

農山漁村における意識と行動の変革

農林水産省では、農林水産業・農山漁村の発展に 向け、女性の役割を正しく認識し、適正な評価への 気運を高め、女性の能力の一層の活用を促進するこ とを目的として、「農山漁村女性の日」(毎年3月 10日)を中心とした関係団体による記念行事の開 催、地域における優良な女性の取組や女性登用に積 極的な組織の表彰への支援等、男女共同参画社会の 形成に向けた普及啓発等を推進した。

第5節

男女共同参画の視点に立っ た環境問題への取組の推進

環境に関する政策・方針決定過程 への女性の参画拡大

環境省では、女性を含む多くの主体が自発的な環 境保全活動へ参画することを一層支援するために, 行政・NPO法人・事業者等の環境保全の取組とパー トナーシップの形成を支援する地球環境パートナー シッププラザや地方ブロックごとに設置された地方 環境パートナーシップオフィスの運営、自然と触れ 合う機会の提供等, 各主体の環境保全に関する取組 とその連携を推進・強化する施策を実施した。

環境問題への取組への男女共同参 画の視点の導入

文部科学省では、ジェンダー平等の視点を含めた 持続可能な開発のための教育(ESD)について. ユネスコの認定する世界的な学校間ネットワークで ある「ユネスコスクール」をESDの推進拠点と位 置付け、その活動の充実など、国内外において ESDの取組を推進している。平成30 (2018) 年5 月には学校等でESDを実践している人々に向けて、 学校現場でESDを実践する際のポイントや優良事 例を盛り込み、平成28 (2016) 年3月に作成した 「ESD推進の手引(初版)」について、持続可能な 開発目標 (SDGs) や新学習指導要領等を踏まえ, 内容を一部改訂した。また、平成30年(2018) 6 月に閣議決定された「第三期教育振興基本計画」に おいて、SDGsの達成に資するようなESDの深化やユネスコスクールの活動の充実等が明記された。さらに、優れたESDの取組を世界に広めるため、日

本の財政支援により創設された「ユネスコ/日本 ESD賞」を平成30 (2018) 年は新たに3団体が受 賞した。



科学技術・学術における 男女共同参画の推進

第1節

科学技術・学術分野における女性の参画拡大

1 科学技術・学術分野における女性 の採用・登用の促進

我が国の研究者全体に占める女性の割合は増加傾向にあるものの、主要国と比較するといまだ低い水準にとどまっている。このため、「第5期科学技術基本計画」(平成28年1月閣議決定)では、国は、「第4期科学技術基本計画」(平成23年8月閣議決定)が掲げた女性研究者の新規採用割合に関する目標値(自然科学系全体で30%)について、第5期科学技術基本計画において、同計画中の速やかな達成に向けた取組を産学官の総力を結集して総合的に推進することを盛り込んでいる。

また、同基本計画においては、女性の活躍の促進 のため、研究等とライフイベントの両立を図るため の支援や環境整備、女性リーダーの育成・登用促進、 次世代を担う女性の科学技術人材の裾野の拡大に取 り組むこととしている。

2 科学技術・学術分野における女性 人材の育成等

外務省は、「女性の理系キャリア促進のためのイニシアティブ(WINDS)」を実現するため、平成30(2018)年1月、1名のWINDS大使を再任命した。WINDS大使は理系分野の女性の活躍を推進するための各種会議及びイベントに積極的に参加している。

経済産業省では、理系女性活躍促進のため、理系 女性が持っているスキルと産業界が求めるスキルの 可視化を行い、女性自身がどのようなスキルを身に つければよいか把握できるような環境整備等を支援 するため「理系女性活躍促進支援事業」を実施して、 「理系女性活躍促進支援システム」を公開しており、 PR活動を行った。

第2節

女性研究者・技術者が働き続けやすい研究環境の整備

1 研究活動と育児・介護等の両立に 対する支援及び環境整備

文部科学省では、研究と出産・育児等のライフイベントとの両立や女性研究者の研究力の向上を通じたリーダーの育成を一体的に推進するダイバーシティ実現に向けた大学等の取組を支援する「ダイバーシティ研究環境実現イニシアティブ」事業を実施した。

また,独立行政法人日本学術振興会の「特別研究 員(RPD)事業」においては,博士の学位取得者 で優れた研究能力を有する者が,出産・育児による 研究中断後,円滑に研究現場に復帰することができ るよう大学等の研究機関で研究に専念し,研究者と しての能力を向上できるよう支援している。

文部科学省及び独立行政法人日本学術振興会の科学研究費助成事業(科研費)においては、産前産後の休暇や育児休業を取得していたために所定の応募時期(前年11月)に応募できなかった研究者等を対象とする研究種目を設けている。また、平成30(2018)年度から、若手研究者のキャリア形成に係る多様なニーズに的確に応えるなどの観点から、若手研究者向けの研究種目の応募要件を従来の「年齢」から「博士の学位取得後8年未満」に変更しているが、その際、博士の学位取得後に取得した育児

休業等(産前・産後の休暇、育児休業)の期間を考 慮している。

研究力の向上に対する支援及び環

総務省では、「科学技術研究調査」で研究関係従業 者に占める女性の割合等の実態の把握を行っている。

第3節

女子学生・生徒の理工系分 野の選択促進及び理工系人 材の育成

次代を担う理工系女性人材の育成

内閣府では、理工系女性人材を一貫して支援する ための産学官からなる支援体制として、理工系女性 人材の育成に向けた取組を実施した企業、大学、学 術団体等からなる「理工系女子応援ネットワーク」 の情報交換や相互協力・連携強化を図った。また、 文部科学省及び国立研究開発法人科学技術振興機構 との共催で女子中高生等を対象に、理工系進路選択 に向けたシンポジウムを開催し、ロールモデルの紹 介等を通じて理工系進路選択後の未来について理解 を促進した。さらに、生徒の進路選択について、保 護者や教員等からの影響もある状況下においては、 本人だけではなく理工系分野への進路選択に関する 保護者や教員等に充分な現状認識が求められる。理 工系進路選択に関する保護者等と生徒間のコミュニ ケーションや情報提供方法等について示唆を得る観 点から、保護者等に対する調査等を通じ、有効な取 組の検討を行うとともに、対話形式のシンポジウム を試行実施・分析することにより、その成果や課題 等について、報告書をとりまとめ、公表した。

2 理工系分野に関する女子児童・生 徒、保護者及び教員の理解促進

内閣府では、女子学生・生徒、保護者、教師等を 対象に、女性の進出が遅れている理工系分野への関 心と理解を促進するため、ウェブサイト「理工チャ レンジ」を開設し、女性研究者等のロールモデルや、 この取組に賛同する大学・企業等(リコチャレ応援 団体)の情報提供を実施している。

また、女子生徒等の理工系分野への進路選択を支

援するため、文部科学省及び一般社団法人日本経済 団体連合会と連携して各大学・企業等で実施してい る, 主に女子中高生等を対象とした理工系の職場見 学、仕事体験、施設見学など多彩なイベントを取り まとめた企画である「夏のリコチャレ2018~理工 系のお仕事体感しよう!~」を開催した。

さらに, 女子生徒等の理工系進路選択を社会全体 で応援する機運の醸成を目的として、多様なロール モデルとなる「STEM Girls Ambassadors(理工系 女子応援大使)」の取組を開始した。国立研究開発 法人科学技術振興機構では、女子中高生の理系分野 への興味・関心を高め、適切な理系進路の選択を可 能にするため、科学技術分野で活躍する女性研究者・ 技術者、大学生等と女子中高生の交流機会の提供や、 実験教室・シンポジウム・出前授業の実施等、地域 や企業等と連携した取組などを実施する大学等に支 援を行う「女子中高生の理系進路選択支援プログラ ム」を実施した。平成30(2018)年度は、民間企 業を含めた実施体制のもとで、理系の大学等を卒業 した後の多様なロールモデルの提示や、中学校・高 等学校等への出前授業の実施などにより, 文理選択 に迷う生徒の興味を喚起するとともに、進路選択に 大きな影響を与える保護者・教員等への取組も行った。

第章

生涯を通じた女性の健康支援

第1節

生涯にわたる男女の健康の 包括的な支援

1 包括的な健康支援のための体制の 構築

厚生労働省では、全国の女性関連施設等が行う女性就業促進支援事業が効果的かつ効率的に実施され、全国的な女性の健康保持増進のための支援施策の充実が図られるよう、相談対応や講師派遣等を実施している。

また、女性の生涯を通じた健康保持のため、「女性の健康週間」(毎年3月1日から同月8日まで)を実施し、国及び地方公共団体、関係団体等社会全体が一体となって各種の啓発事業及び行事等を展開している。

さらに、生涯を通じた女性の健康支援事業を実施 し、保健所、市町村保健センター等において妊娠、 避妊や性感染症を含めた女性の心身の健康に関する 相談指導のほか、女性のライフステージに応じた健 康教育等を実施している。

総務省では、人が生まれる前から老年期に至るまでの健康・医療・介護情報を本人が時系列的に収集し、様々なサービスに活用するPHR(Personal Health Record:個人健康記録)モデルの実証を行い、自らの状態に合わせた適切なサービスを受けられる環境の整備に向けた取組を推進している。

内閣府では,女性応援ポータルサイトを活用し, 女性の健康に関する広報活動による普及啓発を行っ ている。

2 ライフステージ別の取組の推進

(1) 幼少期・思春期

文部科学省では、学校における性に関する指導について、学習指導要領にのっとり、児童生徒の発達 段階を踏まえるとともに、保護者や地域の理解を得 ながら学校全体で共通理解を図って行うよう、学校 関係者等に対し周知徹底を図っている。また、平成 19(2007)年度から、各学校において適切な性に 関する指導が実施されるよう、各地域における指導 者養成と普及を目的とした研修会等を開催している。

さらに、学校において、健康診断や体育・保健体育の教科を中心とした健康教育を実施するとともに、アレルギー疾患やメンタルヘルス等児童生徒の現代的健康課題に対応するため、地域の実情を踏まえた医療機関等との連携等、課題解決に向けた計画の策定や、それに基づく具体的な取組に対して支援を行う事業を実施している。

加えて、性感染症等の問題について総合的に解説 した啓発教材を、中学生・高校生に対し配布するな ど、引き続き学校教育における性に関する指導等の 充実を図っている。

(2) 活動期・出産期

厚生労働省では、女性のがん罹患率の第1位であ り年々増加傾向にある乳がんや、20~40歳代の罹 患の増加が指摘されている子宮頸がんについて, 科 学的根拠に基づくがん検診の推進を通じて早期発見 や死亡率の減少に努めるとともに、子宮頸がん及び 乳がん検診の初年度対象者に対し、検診クーポン券 等を配布する「新たなステージに入ったがん検診の 総合支援事業」を実施し、女性特有のがん検診の更 なる受診率向上に取り組んだ。また、「後天性免疫 不全症候群に関する特定感染症予防指針」(エイズ 予防指針)(平成30年厚生労働省告示第9号)に基 づき、効果的な普及啓発や検査・相談体制の充実・ 拡大、医療の提供等エイズ患者やHIV感染者の人権 や社会的背景に配慮しつつ、国、地方公共団体、医 療関係者、NGO等が連携して予防と医療に係る総 合的施策を展開している。

また、HIV陽性者等で構成されるNGO等の予防 啓発活動等を支援するとともに、早期にHIV感染を 発見し、治療につなげることができるよう、利用者 の利便性に配慮した検査・相談を実施している。

さらに、「性感染症に関する特定感染症予防指針」 (平成12年厚生省告示第15号) に基づき, (ア) 発 生の予防・まん延の防止では、性感染症の予防方法 等に関する情報提供を進め、社会の理解を後押しし ていくことや、検査の推奨と検査機会の提供を推進 していくこと, (イ) 医療の提供では, 学会等と連 携した医療の質の向上や医療アクセスの向上に取り 組んでいくこと及び(ウ)情報収集・調査研究では、 発生動向の多面的な把握に努めることや性感染症の リスクに関する意識や行動に関する研究を実施する ことについて, 更なる対策の推進を図っている。

(3) 更年期・老年期

厚生労働省では、第4次基本計画において、男女 共に平成22 (2010) 年から令和2 (2020) 年ま での間で健康寿命をそれぞれ1歳以上延伸すること を成果目標としている。

これに関連し、特に女性については、骨折等の基 礎疾患となり、高齢化の進展により今後増加が予想 される骨粗しょう症について、早期に骨量減少者を 発見し、予防することを目的として、市町村(特別 区を含む。)において、当該市町村に居住する40歳、 45歳,50歳,55歳,60歳,65歳及び70歳の女性 に対して骨粗しょう症検診を実施している。

記憶障害等の症状が起こる認知症の人の数が、高 齢化の進展により今後増加すると見込まれることを 踏まえ,厚生労働省では,複数の専門職が,認知症 が疑われる人や認知症の人と、その家族を訪問し、 認知症の専門医による鑑別診断等を踏まえて,観察・ 評価を行った上で、家族支援などの初期の支援を包 括的・集中的に行い、自立支援のサポートをする「認 知症初期集中支援チーム」を平成30(2018)年度 にほぼ全ての市町村に配置するなど認知症施策を進 めている。

健康を脅かす問題についての対策

(1) 薬物の供給の遮断と乱用者の取締り等需要の根絶

厚生労働省では,地方厚生局麻薬取締部による薬 物密輸・密売組織等の薬物供給者や、末端乱用者に 対する徹底した取締りを実施している。

警察では、最近の薬物犯罪情勢や政府全体におけ る薬物対策の取組の強化等を踏まえ、関係機関との 連携による水際対策の強化、薬物密輸・密売組織の 実態解明及びその壊滅に向けた取締り等により薬物 の供給の遮断を図るとともに、規制薬物等の乱用者 の徹底検挙や広報啓発活動等を通じて需要の根絶を 図っている。

(2) 薬物乱用防止に関する教育・啓発の充実

政府では、「第五次薬物乱用防止五か年戦略」(平 成30年8月薬物乱用対策推進会議決定)を策定し、 関係省庁が連携を密にして、薬物乱用の根絶を図る 取組の一層の推進を図っている。

警察では、薬物を乱用している少年の早期発見、 補導及び検挙に努めているほか、関係機関・団体、 ボランティア等と協力しながら薬物乱用防止教室等 を開催するとともに、あらゆる広報媒体を活用した 薬物の危険性・有害性に関する広報啓発活動の実施 等. 少年の薬物乱用防止対策を推進している。

文部科学省では,大学生等を対象にしたパンフ レットの作成・配布を行うとともに、薬物乱用防止 教育等の効果的な指導方法や内容の検討・実施に対 する支援、薬物乱用の問題について総合的に解説し た啓発教材(小・中・高校生用)の配布等を行って いる。

厚生労働省では、「ダメ。ゼッタイ。」普及運動や 「麻薬・覚醒剤乱用防止運動」等において、関係機 関・団体と連携し、薬物の危険性・有害性に関する 正しい知識の周知徹底、訴求対象に応じた広報啓発 活動を実施するとともに、近年若年層における薬物 乱用が問題となっていることから, 高校卒業予定者, 有職・無職の青少年等の若年層に対する薬物乱用防 止啓発読本を作成し、配布している。また、要請に 応じて教育機関やイベント会場等に薬物乱用防止の 専門家を派遣するとともに、危険ドラッグを含む指 定薬物に関する情報を一元的に収集・提供するため の「あやしいヤクブツ連絡ネット」の運用を行って いる。

また、再乱用防止の取組を推進するための講習会 等を実施している。

(3) 喫煙, 飲酒に関する正確な情報提供

文部科学省では、学校教育において、未成年の段 階から喫煙・飲酒をしないという態度等を育てること を目的として, 体育科, 保健体育科, 特別活動等,

学校教育全体を通じて指導の充実を図っている。また、喫煙や飲酒が健康に及ぼす悪影響についての内容を扱った授業事例を掲載した小学校における保健教育の指導参考資料の作成・配布を行っている。さらに、小・中・高校生に対し、喫煙や飲酒の問題について総合的に解説した啓発教材の配布を行っている。

厚生労働省では、「21世紀における第2次国民健康づくり運動」(平成24年厚生労働省告示第430号。以下「健康日本21(第二次)」という。)において、未成年者の飲酒と喫煙を令和4(2022)年度までになくすという数値目標を設定している。

また,「アルコール健康障害対策推進基本計画」(平成28年5月閣議決定)において,「生活習慣病のリスクを高める量を飲酒している者の割合を,男性13.0%,女性6.4%まで減少させること」,「未成年者の飲酒をなくすこと」,「妊娠中の飲酒をなくすこと」を目標として設定している。

(4) 受動喫煙の防止

厚生労働省では、未成年者や子供の喫煙防止・受動喫煙防止対策を推進するため各都道府県が行う講習会等への補助事業(健康的な生活習慣づくり重点化事業(たばこ対策促進事業・受動喫煙対策推進事業))を実施している。

また,職場における受動喫煙防止については,平成27(2015)年6月から施行されている改正労働安全衛生法において,労働者の受動喫煙防止のため,事業者及び事業場の実情に応じた適切な措置を講ずることが事業者の努力義務とされたところであり,周知啓発を図るとともに,受動喫煙防止対策助成金等により事業者に対する支援を行っている。

受動喫煙防止に関する目標として、「健康日本21 (第二次)」において、令和4(2022)年度までに、 「望まない受動喫煙のない社会の実現」を目指している。

また、令和2 (2020) 年の東京オリンピック・パラリンピック競技大会に向けて、「望まない受動 喫煙」を防ぐためにはどのような対策が必要か、これまでの議論の積み重ねを踏まえつつ、様々な関係者の御意見を伺いながら、多面的に検討を進めてきた。平成30(2018)年1月に、厚生労働省として「「望まない受動喫煙」対策の基本的考え方」を公表し、同年7月に健康増進法の一部を改正する法律(平成

30年法律第78号)が成立し、公布された。

これを踏まえ、「第3期がん対策推進基本計画」(平成30年3月閣議決定)において、「望まない受動喫煙のない社会をできるだけ早期に実現すること」を目標に掲げた。

第2節

妊娠・出産等に関する健康 支援

厚生労働省では、リスクの高い妊産婦や新生児等 に高度な医療が適切に提供されるよう, 周産期医療 の中核となる総合周産期母子医療センター及びそれ を支える地域周産期母子医療センターを整備し、地 域の分娩施設との連携体制の確保等を図っている。 平成29(2017)年度からは分娩施設が少ない地域 において、新規に分娩施設を開設する場合などの設 備整備や、産科医の不足する地域の医療機関への産 科医の派遣に対する財政支援を行っている。また. 「妊娠と薬情報センター」(国立成育医療センター(現 国立研究開発法人国立成育医療研究センター)に平 成17(2005)年度に設置)において、薬が胎児へ 与える影響等最新のエビデンス (研究成果等) を収 集・評価し、その情報に基づいて、これから妊娠を 希望している人や妊婦の方の相談を行っている他, 小児用医薬品の安全対策の更なる推進を図るため, 「小児と薬情報センター」(国立研究開発法人国立 成育医療研究センター) で収集された小児用医療品 の使用情報や、その他これまでに得られている情報

さらに、平成21 (2009) 年以降、産科医療補償制度により、分娩に関連して発症した重度脳性麻痺児及びその家族への補償や、原因の分析、再発防止に資する情報の提供等により、紛争の防止・早期解決及び産科医療の質の向上を図っている。

を整理収集し,専門家等が参加する検討会で評価し,

情報提供を行っている。さらに、国立感染症研究所

においてワクチン接種と乳幼児突然死症候群との因

果関係の検証のための疫学調査を進めた。

加えて、子供が地域において、いつでも安心して 医療サービスを受けられるよう、小児初期救急セン ターや小児救急医療拠点病院、小児救命救急セン ター等の整備を支援することなどにより、小児救急 医療を含め、小児医療体制の充実を図っている。

さらに、21世紀における母子保健分野の国民運

動計画である「健やか親子21 (第 2 次)」(平成27 (2015) 年度~令和 6 (2024) 年度) では, 10 年後に目指す姿として「すべての子どもが健やかに育つ社会」を掲げ、その実現に向けて取組を進めている。

出産育児一時金については、引き続き、支給額を 原則42万円とし、出産に要する経済的負担を軽減 している。

また、不妊で悩む者が正しく適切な情報に基づき その対応について自己決定できるよう、全国67か 所(平成30(2018)年7月1日時点)の「不妊専 門相談センター」で、不妊に関する多面的な相談・ 情報提供を実施している。さらに、高額の医療費が かかる配偶者間の不妊治療に要する費用の一部を助 成する特定不妊治療費助成事業について、平成28 (2016)年1月から早期の受診を促すため、出産 に至る割合が多い初回治療の助成額を15万円から 30万円に拡充するとともに、不妊の原因が男性に ある場合に精子回収を目的とした手術療法を実施し た場合、高額な医療費の負担を軽減するため、更に 15万円を上限に上乗せして助成している。

加えて、日常生活圏において、妊娠、出産、子育 てまで一貫して、健康診査、保健指導・相談対応等 のサービス等が受けられるようにするための施策の 推進を図っている。具体的には、妊婦健診に対する 支援については、妊婦が必要な健診を受けられるよ う, 市町村による公費負担が行われている。また, 平成28 (2016) 年度に母子保健法 (昭和40年法律 第141号)の改正を行い、妊娠期から子育て期にわ たるまでの様々なニーズに対して切れ目なくきめ細 かな相談支援を提供する「子育て世代包括支援セン ター(母子健康包括支援センター)」を法定化(平成 29 (2017) 年4月1日施行) し, 令和2 (2020) 年度末までに全国展開を目指すとともに、地域の実 情に応じて、退院直後の母子に対する心身のケア等 を行う産後ケア事業等を実施している(「子育て世代 包括支援センター」の実施自治体数761市区町村 (1,436か所)。平成30 (2018) 年4月1日現在)。 さらに, 産後うつの予防や新生児への虐待予防等を 図る観点から、平成29 (2017) 年度より、産婦健康 診査の費用を助成することにより、産後の初期段階 における母子に対する支援を強化することとしており,妊娠期から子育て期にわたる切れ目のない支援 を提供する体制の構築に向けた取組を推進している。

さらに、男女雇用機会均等法に基づいた母性健康管理の措置(健康診査の受診等に必要な時間の確保及び医師等の指導事項を守るために必要な措置を講じること)及び労働基準法の母性保護規定(産前産後休業、危険有害業務の就業制限等)について、事業主、女性労働者、医療関係者等に対し周知・徹底を図っており、その一環として企業や働く女性に対し、母性健康管理に関する情報を提供する支援サイト「妊娠・出産をサポートする 女性にやさしい職場づくりナビ」。の運営を行っている。

また,都道府県労働局雇用環境・均等部(室)に おいて,労働者及び企業等からの相談に応じており, 母性健康管理に関して必要な措置を講じないなど男 女雇用機会均等法違反の企業に対し,指導を行うと ともに,労働者と事業主の間の紛争については,都 道府県労働局長による紛争解決の援助及び機会均等 調停会議による調停により,紛争の円滑かつ迅速な 解決を図っている。

加えて、事業主が母性健康管理の措置を適切に講ずることができるように、女性労働者に対して出された医師等の指導事項を的確に事業主に伝えるための「母性健康管理指導事項連絡カード」の利用を促進している。

第3節

医療分野における女性の参 画拡大

近年、全医師数に占める女性医師の割合は増加傾向にあるなど、今後、一層の女性医療職の活躍推進に取り組んでいかなくてはならない。特に女性医師については、妊娠・出産等によりキャリアを中断せざるを得ない場合があることにも配慮しながら、働き続けやすい環境を整備する必要がある。平成31(2019)年3月末にとりまとめられた「医師の働き方改革に関する検討会」の報告書においても、女性医師の勤務環境整備の重要性について盛り込まれたところである。

これを踏まえ, 厚生労働省では, 地域医療介護総

⁹ 「妊娠・出産をサポートする 女性にやさしい職場づくりナビ」 https://www.bosei-navi.mhlw.go.jp/

合確保基金を通じ、女性医師の復職に関する相談窓口の設置や研修、院内保育所の運営等の都道府県の取組に対して財政支援を行っている。また、女性医師バンクにおいて、就業あっせん等の再就職事業を行うとともに、再就職後も継続して勤務できるよう支援している。

さらに、平成30 (2018) 年度においては、「女性医師等キャリア支援モデル普及構築事業」として、女性医師等がキャリアと家庭を両立出来るような取組を構築する機関を選定し、普及推進可能な効果的支援策モデルを構築するための経費等を支援することで、女性医師等のキャリア支援の充実を図った。

患者・家族を中心とした質の高い医療を実現する ために、多種多様な医療スタッフがそれぞれの高い 専門性を活用し、互いに連携・補完しながら、患者 の状況に的確に対応した医療を提供する「チーム医 療」を推進することが重要である。

加えて、出産や育児等により離職している女性医師や看護職員の復職支援のため、女性医師バンクやナースセンターによる求人・求職情報の提供や就職あっせん等の再就業支援等を行っている。

さらに、医療従事者の「雇用の質」の向上を図る ため、各医療機関が計画的に勤務環境改善に向けた 取組を行う仕組み(医療勤務環境改善マネジメント システム)を創設し、これを支援する都道府県医療 勤務環境改善支援センターを設置するとともに,短時間勤務正規職員制度の導入の好事例の周知や,業務効率化,多様な働き方の導入等の職場風土の改善に向けた都道府県の取組への支援等,仕事と生活の調和を促進させる施策を行っている。

第4節

スポーツ分野における男女 共同参画の推進

文部科学省では、総合型地域スポーツクラブの育成をはじめ、国民の誰もが、いつでも、どこでも、いつまでもスポーツに親しむことのできる生涯スポーツ社会の実現に向けた環境の整備を推進するため、誰もが生涯を通じて楽しめる新たなスポーツやプログラムの開発・普及や、スポーツに興味・関心を持ち習慣化につながる取組を支援した。

また,女性のスポーツ実施率向上のための取組や, 女性スポーツ指導者の育成支援,スポーツ団体にお ける女性役員の育成支援を行った。

さらに、女性アスリートの国際競技力向上に向けて、ハイレベルな競技大会の新たな開催を通じた女性アスリートの育成、女性特有の課題に着目した女性アスリートの戦略的強化に資する調査研究や医・科学サポート、優れた女性コーチの育成を行っている。

第章

女性に対するあらゆる暴力 の根絶

第1節

女性に対する暴力の予防と根絶のための基盤づくり

1 女性に対する暴力を容認しない社 会環境の整備

男女共同参画推進本部は、毎年11月12日から同 月25日(国連が定めた「女性に対する暴力撤廃国 際日」)までの2週間、「女性に対する暴力をなくす 運動」を実施している。

内閣府では,期間中,地方公共団体,女性団体そ

の他の関係団体との連携・協力の下, 意識啓発等の 女性に対する暴力に関する取組を一層強化している。

また、女性に対する暴力の加害者及び被害者になることを防止する観点から、若年層に対する効果的な予防啓発を行うため、若年層に対して教育・啓発の機会を持つ教育機関の教職員、地方公共団体において予防啓発事業を担当している行政職員、予防啓発事業を行っている民間団体等を対象として研修を実施した。

2 相談しやすい体制等の整備

(1) 相談・カウンセリング対策等の充実

内閣府では、配偶者からの暴力について相談できる窓口を知らない被害者を相談機関につなぐため、発信地等の情報から最寄りの配偶者暴力相談支援センター等の相談機関の窓口に自動転送する「DV被害者のための相談機関電話番号案内サービス(DV相談ナビ)」¹⁰を実施している。

警察では、被害女性の二次的被害の防止や精神的被害の回復を図るため、性犯罪、ストーカー事案、配偶者からの暴力事案等の被害女性から事情聴取を行うことのできる女性警察官や心理学等に関する知識を有しカウンセリング等を行うことのできる職員等の確保や、民間のカウンセラー等との連携に努めるとともに、被害者等が自ら選んだカウンセラー等のカウンセリングを受けた際の費用を警察において支払う、カウンセリング費用の公費負担制度を運用している。また、被害女性の心情等を理解しこれに配意した対応等について警察職員に対する教養を充実させている。さらに、被害者等の精神的被害が著しく、その回復、軽減を図る必要がある場合には、被害直後から臨床心理士等を派遣し、被害者等の精神的ケアを行っている。

また,全国統一番号の警察相談専用電話「#9110」番の設置,各都道府県警察に設置している各種相談窓口の整備・充実を行うとともに,平成29(2017)年8月に導入した各都道府県警察の性犯罪被害相談電話につながる全国共通番号「#8103(ハートさん)」の充実を図った。

法務省の人権擁護機関では、専用相談電話「女性の人権ホットライン」を設置するとともに、インターネット人権相談受付窓口を開設するなどして、夫・パートナーからの暴力やセクシュアルハラスメント等女性の人権問題に関する相談体制のより一層の充実を図っている。平成30(2018)年度においては、「女性に対する暴力をなくす運動」期間中に、全国一斉「女性の人権ホットライン」強化週間を設けた。また、性的な画像を含むインターネット上の人権侵害情報に関する相談にも応じている。

日本司法支援センター(以下「法テラス」という。)

では、国、地方公共団体、弁護士会、犯罪被害者支 援団体等との連携・協力の下、全国の相談窓口等に ついての情報を収集し、犯罪被害者等に対して、そ の相談内容に応じた相談窓口の紹介や法制度に関す る情報を提供するほか、犯罪被害者支援の経験や理 解のある弁護士の紹介等の犯罪被害者支援業務を 行っている。また、平成30(2018)年1月24日か らは、改正後の総合法律支援法(平成16年法律第 74号) に基づくDV・ストーカー・児童虐待の被害 者を対象とした新たな法律相談援助業務を開始して いる。加えて、経済的に余裕のない者については、 民事裁判等手続を利用する際の弁護士費用等の立替 えを行う民事法律扶助等による支援も行っている。 そのほか、国選被害者参加弁護士の候補となる弁護 士の確保や裁判所への指名通知、被害者参加旅費の 支給等の業務を行っているところ、これらの業務を 迅速・適切に行うため、地方事務所ごとに、関係機 関等との連携強化に努めているほか, 二次的被害の 防止等に関する研修を行うなどして担当職員の能力 向上に努めている。

厚生労働省では、婦人相談所において休日夜間も 含めた相談体制の強化を図るなど、婦人相談所職員、 婦人相談員等による被害女性からの相談体制の充実 を図っている。また、婦人相談員による相談・支援 の充実を図るため、婦人相談員手当について、一定 の研修を終了した者は勤務実態に応じた手当額とな るように拡充を行っている。さらに、婦人保護施設 等における同伴児童対応指導員の配置を拡充(3名 から5名)するとともに、個別対応できる職員を配 置できることとし、支援体制の強化を図ることとし ている。

(2) 研修・人材の確保

内閣府では、地方公共団体及び民間団体等の関係者を対象として、配偶者暴力防止法の運用や、配偶者からの暴力及びストーカー行為への対応に関する専門的な研修を実施している。

また、地方公共団体の職員や性犯罪被害者等の支援を行う相談員を対象とした性犯罪に関する研修を 実施した。

警察では、警察職員に対し、女性の人権擁護の視

 $^{^{10}}$ DV被害者のための相談機関電話番号案内サービス(DV相談ナビ)ナビダイヤル 0570-0-55210(ここにでんわ)(全国共通)

点に立った適切な対応等について教育を実施すると ともに、女性に対するストーカー事案や配偶者から の暴力事案、性犯罪等の捜査要領等に関する教育を 実施している。

法務省では、検察職員に対して、その経験年数等に応じた各種研修において、人身取引、児童ポルノ・児童買春等に係る関係法令や、被害者の保護・支援に関する講義を実施している。

また、矯正官署職員に対する各種研修の中で、配偶者からの暴力の防止等、女性の人権問題に関する講義を実施している。更生保護官署職員については、在職年数等に応じて実施している各種研修等において、配偶者からの暴力の防止及び女性に対する配慮等を含めた犯罪被害者等の保護・支援に関する講義を実施している。

さらに、各地方出入国在留管理官署(平成31(2019)年3月までは、地方入国管理官署)の業務の中核となる職員を対象とした人権研修において、人身取引対策や配偶者からの暴力対策等に関する講義を実施しているほか、人身取引及び配偶者からの暴力に関係する業務に従事する職員を対象として、これらの対策に特化した専門的な研修を実施している。

人権擁護事務担当者に対する研修においては、配 偶者暴力防止法についての講義をカリキュラムに盛 り込んでいる。また、人権擁護委員に対して実施す る「人権擁護委員男女共同参画問題研修」に夫・パー トナーからの暴力や性暴力被害者等についてのカリ キュラムを組み込むなど、この問題への対応に努め ている。

厚生労働省では、全国の婦人相談所職員、婦人相談員等を対象に、配偶者からの暴力被害者や人身取引被害者等に対する支援に関する研究協議会を開催した。また、婦人相談所等の指導的立場にある職員を対象に、配偶者からの暴力被害者等の支援における関係機関の連携について研修を実施した。さらに、平成29(2017)年度から各都道府県による、婦人相談所、婦人保護施設、母子生活支援施設、福祉事務所、民間団体等において直接被害女性を支援する職員や、婦人相談員等を対象とした専門研修の実施について、経験年数等に応じた研修が実施できるよう、研修実施回数の増加(年1回から年3回)を実施している。

(3) 厳正かつ適切な対処の推進

警察では、被害者等の生命・身体の安全の確保を 最優先に、刑罰法令に抵触する場合には、検挙その 他の適切な措置を講じ、刑罰法令に抵触しない場合 においても、事案に応じて、防犯指導や関係機関の 紹介等の適切な自衛・対応策を教示するとともに、 必要があると認められる場合には相手方に指導する などして、被害女性への支援を推進している。

また、ストーカー事案や配偶者からの暴力事案等の人身の安全を早急に確保する必要性が認められる事案に一元的に対処するための体制を、平成26 (2014) 年4月までに全国の警察本部に確立し、組織による的確な対応を徹底している。

さらに、従来の検挙活動や防犯活動に加え、性犯 罪等の前兆とみられる声掛け、つきまとい等の段階 で行為者を特定し、検挙・警告等の措置を講じる活 動(先制・予防的活動)の積極的な推進により、子 供や女性を被害者とする性犯罪等の未然防止に努め ている。

法務省の人権擁護機関では、夫・パートナーからの暴力、セクシュアルハラスメント、ストーカー行為等についても、より一層積極的に取り組み、被害者からの申告等を端緒に人権侵犯事件として調査の上、適切な措置を講じている。

また、インターネット上の人権侵害情報について 相談を受けた場合は、当該情報の削除依頼等を行う 方法を助言するほか、調査の結果、当該情報が名誉 毀損やプライバシー侵害などに当たり違法と認めら れるときは、プロバイダ等に対し当該情報の削除を 要請するなどしている。

(4) 関係機関の連携の促進

内閣府では、地方公共団体に対し、女性に対する 暴力に関する国の関係施策について周知するととも に、関係機関との連携協力について促している。

警察では、各都道府県の被害者支援連絡協議会や 警察署レベルでの被害者支援地域ネットワーク等を 通じて、関係機関相互の連携を強化している。また、 各都道府県において民間の被害者支援団体が、電話 又は面接による相談、裁判所への付添い等を行って おり、警察は、これらの団体の運営を支援している。

厚生労働省では、児童福祉法等の一部を改正する 法律(平成28年法律第63号)において、売春防止 法(昭和31年法律第118号)第36条の2に基づき, 婦人相談所長に対し、母子生活支援施設への入所が 適当と認められる母子について、都道府県等への報 告等を義務付け、関係機関との連携の強化を図って いる。

3 女性に対する暴力の被害者に対す る効果的な支援

内閣府では、地方公共団体、民間団体等の配偶者 暴力被害者支援の関係者を対象としたワークショッ プを実施し,官官・官民の更なる連携強化等を図った。

警察では,女性に対する暴力の被害者に対して, 加害者の検挙の有無にかかわらず、事案に応じた必 要な自衛措置等暴力による被害の発生を防止するた めの措置について指導及び助言を行っている。また、 必要に応じて通信指令システムへの電話番号登録や ビデオカメラの貸与等被害防止に資する支援を行っ ている。

厚生労働省では、「『婦人相談所が行う一時保護の 委託について』の一部改正について」(平成28年3 月31日雇用均等・児童家庭局長通知)を発出し、 平成28 (2016) 年度から、性暴力・性犯罪被害の 女性についても、より適切な支援が可能な民間シェ ルター等への一時保護委託を可能とし支援を行って いる。

4 女性に対する暴力の発生を防ぐ環 境づくり

警察では、「安全・安心まちづくり推進要綱」(平 成26年8月一部改正)に基づき、防犯カメラの整 備を促進するなど、犯罪被害に遭いにくいまちづく りを積極的に推進している。

また,パトロールを効果的に推進するとともに, 防犯ボランティア団体、地方公共団体等と連携しつ つ, 防犯教育(学習)の実施, 防犯マニュアル等の 作成, 地域安全情報の提供, 防犯指導, 助言等を積 極的に行うほか、女性に対する暴力等の被害者から の要望に基づき、地域警察官による訪問・連絡活動 を推進している。

さらに, 近年, 繁華街等において児童の性に着目 した新たな形態の営業が出現していることから、こ れらの営業について各地域の実態把握に努めるとと もに、各種法令を適用した取締りを実施するほか、

稼働している女子高校生等に対する補導を推進して いる。加えて、SNSに起因する児童の犯罪被害が増 加していることなどから、サイバー空間における犯 罪被害から児童を守るため、出会い系サイト及び SNSに起因する児童の犯罪被害の実態やインター ネットの危険性等に関する広報啓発活動等を推進し ている。特に、スマートフォン等の普及を踏まえ、 関係府省等と連携し、携帯電話事業者等に対する保 護者へのフィルタリング説明義務等が徹底されるよ う周知するほか、入学説明会等の機会を捉えた保護 者に対する啓発活動や児童に対する情報モラル教育 等の取組を推進している。

さらに、相談受理等を通じて認知したストーカー 事案及び配偶者からの暴力事案について所要の分析 を行い、その結果を警察庁ホームページ等で公表す るとともに、若年層のストーカー被害を防止するた め, 高校生, 大学生等を対象に, イラスト等を用い てストーカー被害の態様を説明した教材の作成、ス トーカー事案に関する情報を発信するためのポータ ルサイトの作成等の広報啓発を推進している。

第2節

配偶者等からの暴力の防止 及び被害者の保護等の推進

関係機関の取組及び連携に関する 基本的事項

関係府省では、配偶者暴力防止法及び同法に基づ く「配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護等の ための施策に関する基本的な方針 | (平成25年内閣 府, 国家公安委員会, 法務省, 厚生労働省告示第1 号) に沿って、配偶者からの暴力の防止及び被害者 の保護のための施策を積極的に推進している。

全国の都道府県等には、配偶者暴力防止法に基づ いて、283か所(平成30(2018)年12月現在)の 配偶者暴力相談支援センターが設置されており、配 偶者からの暴力に係る相談,カウンセリング,一時 保護 (婦人相談所のみ), 自立支援等の業務を実施 している。また、このうち市町村における配偶者暴 力相談支援センターの数は110か所(平成30 (2018) 年12月現在) となっている。

内閣府では、配偶者からの暴力の被害者支援に役 立つ法令、制度及び関係機関についての情報等を収 集し,内閣府のホームページを通じ,外国語版も含め提供している。

また,配偶者暴力相談支援センターにおける相談 対応の質を向上させるとともに,被害者支援を充実 させるために,都道府県と市町村,行政と民間の更 なる連携の促進を図ることを目的として,官民の配 偶者暴力支援の関係者(配偶者暴力相談支援セン ター長,事業の企画等を担当する職員,相談員等) を対象としたワークショップ等を行う「女性に対す る暴力被害者支援のための官官・官民連携促進事業」 を実施し,地域における関係者の連携事例や先進的 な取組の共有・意見交換等を行った。

そして、配偶者等からの暴力の被害者に対する包括的な支援に向けて、被害者及びその子どもが直面する暴力の危険度判定指標を用いた加害者対応の在り方について、諸外国における先行事例を参考とした調査研究を行った。

さらに、DV等の被害者の支援等を行う民間シェルター等が置かれている厳しい状況に鑑み、民間シェルター等に対する支援の在り方についての検討会を開催した。

また、児童虐待と密接な関係があるとされるDVの被害者の適切な保護が行われるよう、相互に連携・協力すべき機関として児童相談所を法律上明確化すること等を内容とした、配偶者暴力防止法の一部改正を含む「児童虐待防止対策の強化を図るための児童福祉法等の一部を改正する法律案」を第198回通常国会に提出するとともに、平成31(2019)年3月に決定した「児童虐待防止対策の抜本的強化について」(児童虐待防止対策に関する関係閣僚会議決定)において、DV対応と児童虐待対応との連携強化に係る施策が盛り込まれた。

警察では、配偶者暴力防止法に基づき、裁判所から保護命令を発した旨の通知を受けたときは、配偶者暴力相談支援センターと連携し被害者の安全の確保を図るとともに、被害者に防犯上の留意事項を教示するなど、事案に応じた必要な措置を講じている。保護命令違反を認めたときには、検挙措置を講ずるなど厳正かつ適切に対処している。

また、各都道府県の被害者支援連絡協議会の下に 設置されている性犯罪被害者支援分科会やDV・ストーカー被害者支援分科会、警察署レベルでの被害 者支援地域ネットワーク等を通じて、関係機関相互 の連携を強化している。

法務省の人権擁護機関は、関係機関との情報交換等を通じて、被害女性の救済に向けた連携の強化を図っている。

出入国在留管理庁(平成31(2019)年3月末までは、法務省入国管理局。以下同じ。)では、地方入国在留管理局(平成31(2019)年3月末までは、地方入国管理局)等の総務課に関係機関等との窓口となるDV(配偶者からの暴力)対策事務局を設置するなどの体制を構築し、関係機関等との連携強化を図るとともに、外国人被害者の保護に努めている。

厚生労働省では、配偶者からの暴力被害者の保護 及び自立支援について、婦人相談所と関係機関等と の連携の強化を図っている。具体的には、各都道府 県による、婦人相談所と福祉事務所、民間シェルター 等関係機関との定期的な連絡会議・事例検討会議の 開催や関係機関の情報を掲載したパンフレット等の 作成を促進している。

2 相談体制の充実

内閣府では、配偶者暴力相談支援センターにおいて、被害者に配慮した相談対応が行われるようにするため、相談員等に研修を実施している。

警察では、各都道府県警察の相談窓口の利便性を 向上させ、被害者からの事情聴取に当たっては、プ ライバシーの保護に配意されたソフトな雰囲気の相 談室等で行うなどして、被害者が相談・申告しやす い環境の整備を図っている。

法務省の人権擁護機関では、法務局等における人権相談所や、「女性の人権ホットライン」及びインターネットによる人権相談受付窓口において、配偶者からの暴力を含めた相談に応じているほか、被害者の申告等により、配偶者からの暴力事案を認知した場合は、速やかに所要の調査を行い、必要に応じて、配偶者暴力相談支援センター、警察等と連携を図りながら、被害者への必要な助言、一時保護施設への紹介等の援助をし、加害者に対しては、事案に応じて、改善を求める説示等の措置を講じている。

厚生労働省では、婦人相談所におけるDV等に関する相談・援助等において、弁護士等による法的な調整や援助を得る「法的対応機能強化事業」を実施している。また、平成30(2018)年3月に「婦人相談所ガイドライン」(平成26年3月雇用均等・児

童家庭局家庭福祉課長通知)を一部改訂し、相談体 制等の充実を図っている。

被害者の保護及び自立支援

内閣府では、地方公共団体及び民間団体等の配偶 者暴力被害者支援の関係者を対象としたワーク ショップにおいて、被害者の自立支援に関する情報 提供を行っている。

警察では、女性に対する暴力の被害者に対して、 加害者の検挙の有無にかかわらず、事案に応じた必 要な自衛措置等暴力による被害の発生を防止するた めの措置について指導及び助言を行っている。

また、ストーカー事案や配偶者からの暴力事案等 の被害者等が相談に訪れた際、事案の危険性や被害 の届出及び警察の執り得る措置を図示しながら分か りやすく説明する「被害者の意思決定支援手続」等 を実施しているほか、危険性・切迫性の高い被害者 等の安全を確保するため、緊急・一時的に被害者等 を避難させる必要がある場合にホテル等の宿泊施設 への一時避難にかかる費用について、公費負担を行 う措置を講じている。

婦人相談所では、被害者及び同伴する家族の一時 保護を実施するとともに、厚生労働大臣が定める基 準を満たす民間シェルター等に一時保護を委託して いる。また、厚生労働省では、婦人相談所一時保護 所及び婦人保護施設において配偶者からの暴力被害 者等の心のケア対策を行う心理療法担当職員や同伴 児童へのケアを行う指導員の配置を促進しているほ か、自立のための就労支援の充実を図るため、婦人 保護施設入所者の就職活動のための旅費を支給して いる。なお、平成30(2018)年度より、同伴児童に 対する支援体制を強化するため、配置できる指導員 の人数を最大3名から最大5名まで配置可能とした。

国土交通省では、被害者の居住の安定確保のため、 地域の実情を踏まえた地方公共団体の判断による公 営住宅への優先入居や目的外使用を行うことができ るよう措置している。

出入国在留管理庁では、配偶者からの暴力の被害 者である外国人を認知した場合,関係機関と連携し て被害者の身体の保護を確実なものとする一方、被 害者からの在留期間更新許可申請又は在留資格変更 許可申請や、配偶者からの暴力に起因して不法残留 等の出入国管理及び難民認定法(昭和26年政令第 319号。以下「入管法」という。) 違反状態となっ ている被害者について,個々の事情に十分配慮の上, 事案に応じ、人道上適切に対応している。

関連する問題への対応

(1) 児童虐待への適切な対応

児童虐待の防止等に関する法律(平成12年法律 第82号。以下「児童虐待防止法」という。)において、 児童虐待は「身体的虐待」、「性的虐待」、「ネグレク ト」,「心理的虐待」の4種類に分類されており、子 どもが同居する家庭における配偶者等に対する暴力 は、「心理的虐待」とされている。児童相談所の児 童虐待の相談対応件数(平成29(2017)年度)は、 児童虐待防止法施行前(平成11(1999)年度)の 約11.5倍に増加(133,778件)しており、内容別に 見ると、「心理的虐待」の割合が最も多く(54.0%)、 この要因の一つとして、子どもが同居する家庭にお ける配偶者等に対する暴力がある事案(面前DV) について警察からの通告が増加していることが考え られる。

こうした状況を踏まえ、児童福祉法(昭和22年 法律第164号)等の改正が2年連続で行われ、児童 虐待について、発生予防から自立支援まで一連の対 策の更なる強化等を図っている。平成28(2016) 年5月に成立し、平成29 (2017) 年4月に全面施 行された児童福祉法等の一部を改正する法律では, 初めて子どもを権利の主体として法律に位置付ける など児童福祉法の理念を明確化するとともに,「子 育て世代包括支援センター」の設置、市町村及び児 童相談所の体制の強化、里親委託の推進等の所要の 措置を講ずることとされた。さらに、平成29(2017) 年6月に成立し、平成30(2018)年4月に施行さ れた児童福祉法及び児童虐待の防止等に関する法律 の一部を改正する法律(平成29年法律第69号)では、 虐待を受けている子ども等の保護を図るため、家庭 裁判所が都道府県に対して保護者指導を勧告するこ とができることとする等、司法関与を強化する等の 措置を講ずることとされた。

また、平成30(2018)年7月に児童虐待防止対 策に関する関係閣僚会議において「児童虐待防止対 策の強化に向けた緊急総合対策」を決定し,子ども の安全確認ができない場合の立入調査の実施等全て の子どもを守るためのルールの徹底等に取り組んで

いる。厚生労働省では、緊急総合対策を受け、同年 12月に「児童虐待防止対策体制総合強化プラン」 を策定し、令和元(2019)年度からの4年間で、 児童相談所の児童福祉司を平成29(2017)年度の 約3,240人から2,020人程度増員するとともに、子 ども家庭総合支援拠点を全市町村に設置することと するなど児童虐待防止対策の強化に取り組んでいる。

さらに、関係閣僚会議において、平成31 (2019) 年2月に「『児童虐待防止対策の強化に向けた緊急 総合対策』の更なる徹底・強化について」を、同年 3月に「児童虐待防止対策の抜本的強化について」 をそれぞれ決定するとともに、児童の権利擁護、児 童相談所の体制強化や関係機関間の連携強化等を盛 り込んだ「児童虐待防止対策の強化を図るための児 童福祉法等の一部を改正する法律案」を第198回通 常国会に提出した。

そのほか、虐待を受けたと思われる子どもを見つけた時などに、ためらわずに児童相談所に通告・相談できるよう、児童相談所全国共通ダイヤル「189(いちはやく)」を運用しており、児童相談所につながるまでの時間短縮を進めるため、平成28 (2016)年4月に音声ガイダンスの短縮や、平成30 (2018)年2月に携帯電話からの着信についてコールセンター方式を導入するなどの改善を進めている。

平成16 (2004) 年から、毎年11月を「児童虐待 防止推進月間」と位置付け、児童虐待問題に対する 社会的関心の喚起を図っている。厚生労働省では、 当該月間中, 関係府省庁や地方公共団体, 関係団体 等と連携した集中的な広報・啓発活動を実施してい る。平成30(2018)年度は、「未来へと 命を繋 ぐ 189 (いちはやく)」を月間標語として決定し、 広報用ポスター、リーフレット等に掲載して配布し たほか、内閣府で実施している政府広報の活用等に より、児童相談所全国共通ダイヤル(189)の周知 とともに、児童虐待は社会全体で解決すべき問題で あることの周知・啓発を実施した。また、児童虐待 防止の啓発を図ることを目的に民間団体(認定 NPO法人児童虐待防止全国ネットワーク)が中心 となって実施している「オレンジリボン運動」を後 援している。

文部科学省では、緊急総合対策を踏まえ、①各学校における児童虐待の早期発見に向けた取組及び通告、②関係機関との連携強化のための情報共有、③

児童虐待防止に係る研修の実施などの積極的な対応 等について通知した。

また、千葉県野田市における小学4年生死亡事案を受け、平成31 (2019) 年2月には、文部科学副大臣を主査とする省内タスクフォースを設置し、再発防止策を検討するとともに、平成31 (2019) 年2月の関係閣僚会議決定を受け、児童虐待事案に係る情報の管理及び関係機関間の連携に関する新たなルールを各都道府県教育委員会等に通知した。加えて、同年3月には、全国の児童生徒に対し、虐待をはじめ、いじめなど困ったことがあれば周りの大人に何でも相談してほしいと呼びかけることを目的として、大臣メッセージを発表した。

さらに、児童生徒が適切な相談を受けることができるよう、スクールソーシャルワーカーやスクールカウンセラーの活用等、教育相談体制の整備を支援している。

(2) 交際相手からの暴力への対応

配偶者暴力相談支援センターでは、交際相手から の暴力被害を受けた者からの相談に対応している。

警察では、交際相手からの暴力について、被害者等の生命・身体の安全の確保を最優先に、刑罰法令に抵触する事案については、検挙その他の措置を講じ、刑罰法令に抵触しない事案についても、被害者に対する防犯指導、加害者への指導警告等事案に応じた措置を講じている。

婦人相談所では,恋人からの暴力の被害女性についても,一時保護を含め,支援の対象としている。

第3節

ストーカー事案への対策の 推進

警察では、ストーカー行為等の規制等に関する法律 (平成12年法律第81号。以下「ストーカー規制法」という。) やその他の法令を積極的に適用したストーカー行為者の検挙を行っているほか, 同法に基づき, つきまとい等に対する警告, 禁止命令等の行政上の措置を適切に講じている。

また,ストーカー規制法その他の刑罰法令に抵触 しない事案についても,防犯指導,関係機関の教示 等や,必要に応じて相手方に対する指導警告を行う など,被害女性の立場に立った対応に努めている。

さらに,「被害者の意思決定支援手続」の実施等の 取組を推進しているほか、ストーカー規制法に基づ き、自衛措置の教示等の警察本部長等による援助を 被害者からの申出内容に応じて的確に実施している。

加えて, 関係機関・団体, 関係事業者等との連携 を強化するとともに、警察庁ウェブサイト内にポー タルサイトを開設するなどの広報啓発活動、ストー カー加害者に対する精神医学的・心理学的アプロー チ,ストーカー対策実務担当者の教育等を進めている。

その他、「すべての女性が輝く政策パッケージ」(平 成26年10月10日すべての女性が輝く社会づくり本 部決定)の中で「ストーカー対策の抜本的強化につ き総合対策をとりまとめる」とされたことを受け、 内閣府と共催している関係省庁会議において「ス トーカー総合対策」(平成27年3月20日ストーカー 総合対策関係省庁会議)を取りまとめ、平成29 (2017) 年4月に改訂を行い、被害者支援の取組 や加害者対策の更なる強化を着実に推進している。 また、「重点方針2018」においても、同対策等に基 づき、引き続き、ストーカー事案への厳正な対処等 に取り組むこととされた。

厚生労働省では、「『ストーカー行為等の規制等に 関する法律の一部を改正する法律』(平成28年法律 第102号)の施行に対応した婦人保護事業の実施に ついて」(平成28年12月27日雇用均等・児童家庭 局家庭福祉課長通知) に基づき, 婦人相談所職員等 のストーカー被害者を支援する職務関係者による配 慮等を周知し、被害者の安全確保の体制を強化して いる。

また,「『婦人相談所が行う一時保護の委託につい て』の一部改正について」(平成28年3月31日雇用 均等・児童家庭局長通知) に基づき, 平成28 (2016) 年度からストーカー被害の女性についても、より適 切な支援が可能な民間シェルター等への一時保護委 託を可能とした。

第4節

性犯罪への対策の推進

性犯罪への厳正な対処等

捜査機関では、強制性交等罪(改正前の強姦罪), 強制わいせつ罪、児童福祉法の淫行をさせる罪等の 関係諸規定を厳正に運用し、適正かつ強力な捜査を 推進するとともに、適切な科刑の実現に努めている。

また、性犯罪の被害者が警察へ届け出ずに医療機 関を受診した場合、後に警察に届出をするときには 身体等に付着した証拠資料が滅失している可能性が あることから、医師等が受診時にこれを採取するた めの資機材を14都道県の医療機関に試行整備し、 その結果等を踏まえ、知事部局等との連携による資 機材の整備に係る予算の確保、整備先となる医療機 関等の拡大等に係る取組を推進している。

さらに、強姦罪の構成要件及び法定刑の見直し等 並びに強姦罪等の非親告罪化を内容とする刑法の一 部を改正する法律(平成29年法律第72号)が平成 29 (2017) 年6月に成立し、同年7月に施行され たところ、同法の附則第9条においては、同法の施 行後3年を目途として性犯罪に関する総合的な施策 の在り方を検討することとされており、 法務省にお いては、その検討に資するよう、性犯罪の実態把握 に努めている。

被害者への支援・配慮等

(1) ワンストップ支援センターの設置促進

内閣府では、都道府県による性犯罪・性暴力被害 者のためのワンストップ支援センターの設置につい て, 令和2 (2020) 年までに各都道府県に最低1 か所の目標を前倒しし、平成30(2018)年10月に 全都道府県の設置が実現した。また、平成29(2017) 年度に創設した性犯罪・性暴力被害者支援交付金を 活用して、センターの安定的な運営が可能となるよ う. 各都道府県の実情に応じた取組の支援の充実を 図っている。

(2) 女性警察官等による支援

警察では、指定された警察職員が事件直後から被 害者に付き添い、病院の手配、自宅等への送迎、困 りごとの相談等そのニーズに応じた適切な支援活動 を行っている。

(3) 被害者の心情に配意した事情聴取等の推進

警察では、被害女性からの事情聴取等に当たって は、その精神状態等に十分配慮し、被害者が安心し て事情聴取等に応じられるよう,被害者の望む性別 の警察官による事情聴取体制を拡大するとともに,

内装や設備等に配慮した事情聴取室や被害者支援用 車両の活用を図っている。

(4) 診断・治療等に関する支援の充実

警察庁では、性犯罪の被害女性に対し、その被害に係る初診料、診断書料、緊急避妊措置費用、検査費用等を公費で支給しているほか、関係機関・団体と連携を図りながら、性犯罪被害者のニーズを十分考慮した対応に取り組んでいる。

(5) 被害者等に関する情報の保護

法務省・検察庁においては、刑事訴訟法(昭和23年法律第131号)に基づき、裁判所の決定があった場合、被害者の氏名及び住所その他被害者が特定されることとなる事項を公開の法廷で明らかにしない制度や、検察官が、証拠開示の際に、弁護人に対し、被害者の氏名等がみだりに他人に知られないようにすることを求める制度について、円滑な運用に取り組んでいる。

(6) 被害者連絡等の推進

警察は、被害者連絡制度に基づき、被害者等に対する事件の捜査状況等の情報提供に努め、その精神的負担の軽減を図っている。

法務省では、被害者等通知制度により、検察庁、 刑事施設、地方更生保護委員会及び保護観察所が連 携して、被害者等からの希望に応じて、事件の処理 結果、裁判結果、加害者の刑の執行終了予定時期、 釈放された年月日、刑事裁判確定後の加害者の受刑 中の処遇状況に関する事項、仮釈放審理に関する事 項、保護観察中の処遇状況に関する事項等を通知し、 その精神的負担の軽減を図っている。

また,少年審判において保護処分を受けた加害者についても,少年院,少年鑑別所,地方更生保護委員会及び保護観察所が連携して,被害者等からの希望に応じて,少年院在院中の処遇状況に関する事項,仮退院審理に関する事項,保護観察中の処遇状況に関する事項等を通知している。

なお,被害者等の再被害防止を目的として,検察 庁,刑事施設及び地方更生保護委員会等と警察との 間における情報提供に関する制度を整備し,検察庁 において, 更に詳細な釈放に関する情報を被害者等 に通知しており, 警察においても「再被害防止要綱」 に基づき, 再被害防止の徹底を図っている。

さらに、被害者等の希望に応じて、地方更生保護 委員会が加害者の刑事施設からの仮釈放や少年院からの仮退院の審理において被害者等の意見等を聴取 する意見等聴取制度や、保護観察所が保護観察中の 加害者に対して被害者等の心情等を伝達する心情等 伝達制度を実施している。

(7) 専門家の養成, 関係者等の連携等

全国の地方検察庁では、犯罪被害者への支援に携わる「被害者支援員」を配置し、被害者からの様々な相談への対応、法廷への案内、付添い、事件記録の閲覧・証拠品の返還等の各種の手助けをするほか、被害者の状況に応じて精神面、生活面、経済面等の支援を行っている関係機関や団体等を紹介するなどの支援活動を行っている。

更生保護官署では、被害者等の支援業務に従事する「被害者担当官」と男女各1人以上の「被害者担当保護司」を全国の保護観察所に配置し、被害者等からの相談に応じ、悩み、不安等を傾聴し、その軽減又は解消を図るとともに、関係機関等を紹介し、その円滑な利用を支援するなどしている。

厚生労働省では、チーム医療推進会議が取りまとめた「チーム医療推進のための基本的な考え方と実践的事例集」¹¹において、医師・助産師・臨床心理士等が連携し、各々の専門性を発揮して暴力被害者支援に取り組んでいる実践的な事例を盛り込み、ホームページ等で周知している。

内閣府では、性犯罪被害者等が安心して必要な相談・支援を受けられる体制を整備するために、地方公共団体の職員や性犯罪被害者等の支援を行う支援員を対象とした研修を行う「性犯罪被害者等支援体制整備促進事業」を実施し、先進的な取組等好事例を紹介するなどしている。

また、若年層の女性に対する性的な暴力である、いわゆるアダルトビデオ出演強要問題や「JKビジネス」問題等については、平成29 (2017) 年5月、関係府省対策会議において策定した「いわゆるアダルトビデオ出演強要問題・『JKビジネス』問題等に

¹¹ 厚生労働省 チーム医療推進のための基本的な考え方と実践的事例集 http://www.mhlw.go.jp/stf/shingi/2r9852000001ehf7.html

関する今後の対策」に基づき、関係府省による連携 の下, 更なる実態把握, 取締り等の強化, 教育・啓 発の強化、相談体制の充実、保護・自立支援の取組 強化などの取組を推進している。また、前記「今後 の対策」において、毎年4月を「AV出演強要・『JK ビジネス』等被害防止月間」と位置付け、必要な取 組を集中的に実施している。加えて、 若年層に対す る性的な暴力の効果的な予防啓発及び被害者支援の 充実に向けて、被害の予防・拡大防止に係る啓発媒 体の検討及び被害者支援マニュアルの作成を行っ た。さらに、厚生労働省では、平成30 (2018) 年 度より困難を抱えた若年被害女性等に対して、公的 機関・施設と民間支援団体とが密接に連携し、アウ トリーチから居場所の確保、公的機関や施設へのつ なぎを含めたアプローチを行う仕組みを構築するた めのモデル事業を新たに実施している。

加害者に対する対策の推進

警察では、13歳未満の子供を被害者とした強制 わいせつ等の暴力的性犯罪で服役し出所した者につ いて法務省から情報提供を受け、各都道府県警察に おいて、その所在確認を実施しているほか、必要に 応じて当該出所者の同意を得て面談を行うなど、再 犯防止に向けた措置を講じている。

法務省では、指定した全国の刑事施設及び全国の 保護観察所で性犯罪者処遇プログラムを実施すると ともに、「性犯罪者の実態と再犯防止」と題する特 集記事を掲載した「平成27年版犯罪白書」や性犯 罪に関する研究の結果をまとめた「法務総合研究所 研究部報告55(性犯罪に関する総合的研究)|をホー ムページで公表している。

啓発活動の推進

警察庁では、犯罪被害者等への支援・配慮がなさ れるよう, 地方公共団体等と協力して, 「犯罪被害 者週間」(毎年11月25日から12月1日まで) に合 わせた啓発事業を実施している。平成30(2018) 年度は、警察庁主催の「犯罪被害者週間」中央イベ ントを東京で開催するとともに, 地方公共団体と共 催の地方大会を福岡県及び沖縄県において開催し, 基調講演やパネルディスカッション等を行った。そ の他、性犯罪被害者を含む犯罪被害者等の支援体制 を整備するため, 地方公共団体等と協力して, 地域 における関係機関・団体間の連携を促進するなどの 取組を行っている。

第5節

子供に対する性的な暴力の 根絶に向けた対策の推進

子供に対する性的な暴力被害の防 止,相談・支援等

警察では、従来の検挙活動や防犯活動に加え、性 犯罪等の前兆とみられる声掛け、つきまとい等の段 階で行為者を特定し、検挙・警告等の措置を講じる 活動(先制・予防的活動)を積極的に推進すること により、子供や女性を被害者とする性犯罪等の未然 防止に努めている。

また、各種活動を通じて児童虐待の早期把握に努 めるとともに、児童相談所、学校、医療機関等の関 係機関との緊密な連携を保ちながら、児童の生命・ 身体の保護のための措置を積極的に講じているほ か、犯罪の被害を受けた少年の再被害防止や立ち直 りの支援のため、少年の特性・心理に関する知識や カウンセリングに関する技能等を有する職員が、精 神科医等の専門家の助言を受けながら、カウンセリ ング等の継続的な支援を行っている。

また、「安全・安心まちづくり推進要綱」に基づき、 防犯カメラの整備を促進するなど、児童が犯罪被害 に遭いにくいまちづくりを積極的に推進している。

厚生労働省では、市町村において、要保護児童対 策地域協議会を活用して, 児童相談所等関係機関と 十分な連携及び情報共有を図り、身近な場所におい て、性的虐待を含む児童虐待を受けた児童に関する 相談に応じ、必要な支援を実施するよう、また、児 童相談所において、性的虐待の被害等により心身に 有害な影響を受けた児童に関する相談を受けた場合 に,安全確保を必要とする場合の一時保護,専門的 な医療的ケアのための医療機関の受診に関する援 助,児童心理司によるカウンセリング,自宅に帰る ことが困難な児童等に対する児童福祉施設への入所 措置等を行うよう、運用に係る検討や予算の確保等 を実施し, 市町村及び児童相談所における性的虐待 を含む児童虐待の相談体制等の充実を支援している (本章第2節4参照)。

法務省の人権擁護機関では、子供の人権問題に関

する専用相談電話「子どもの人権110番」を設置し、全国一斉「子どもの人権110番」強化週間(平成30(2018)年度は、8月29日から9月4日まで)を実施したほか、相談用の便箋兼封筒「子どもの人権SOSミニレター」を小中学生に配布したり、子供向けのインターネット人権相談受付窓口(子どもの人権SOS-eメール)を開設したりするなどして相談体制の充実を図っている。また、全国各地で講演会等の開催、啓発冊子の配布等、各種啓発活動を積極的に推進するとともに、人権相談、人権侵犯事件の調査処理を通じて、児童虐待の問題に取り組んでいる。

また、子供たちがインターネットを通じて性的被害などの人権侵害に遭わないようにするため、平成30 (2018) 年度においては、インターネットリテラシーの向上を目的とした人権啓発冊子を全国の中学3年生に配布したほか、法務局・地方法務局に据え置き、各種人権啓発活動等においても配布した。

少年鑑別所では、「法務少年支援センター」として、 少年や保護者などの個人からの心理相談等に応じて おり、同センターにおいて、関係機関と連携し、児 童虐待事案等の発見を含め、相談体制の充実に努め ている。

文部科学省では、児童虐待の被害者となった児童 生徒の相談等に適切に対応できるよう、学校におけ る相談体制の充実を支援している。

法務省、警察庁及び厚生労働省においては、被害 児童が繰り返し事情を聞かれることによる二次被害 を防止して心理的負担を軽減するとともに、記憶の 汚染を防止して信用性の高い供述を確保するため、 検察庁、警察及び児童相談所が連携し、被害児童の 事情聴取に先立って協議を行い、関係機関の代表者 が聴取を行う取組を実施しており、被害児童の事情 聴取の場所・回数・方法等に配慮するなどしている。

2 児童ポルノ対策の推進

我が国は、児童の権利に関する条約及び児童の売買、児童買春及び児童ポルノに関する児童の権利に関する条約の選択議定書を、それぞれ平成6(1994)年及び平成17(2005)年に締結しており、関係省庁が連携しつつその履行に努めている。

平成26 (2014) 年6月に改正された,児童買春, 児童ポルノに係る行為等の規制及び処罰並びに児童 の保護等に関する法律(平成11年法律第52号。以下「児童買春・児童ポルノ禁止法」という。)においては、自己の性的好奇心を満たす目的で児童ポルノ又はその電磁的記録を所持、保管する行為や、ひそかに児童の姿態を描写することにより児童ポルノを製造する行為を処罰する罰則が新設された。

また、平成29 (2017) 年4月、犯罪対策閣僚会議において決定された「子供の性被害防止プラン」 (児童の性的搾取等に係る対策の基本計画)に基づき、児童ポルノ等の子供の性被害の撲滅に向けた国民意識の向上及び国民運動の展開並びに国際社会との連携強化等の取組を政府全体で推進している。

警察では、「子供の性被害防止プラン」に基づき、 関係機関・団体と緊密な連携を図りながら、低年齢 児童を狙ったグループによる悪質な事犯等に対する 取締りを強化するほか、国内サイト管理者等に対す る児童ポルノ画像等の削除依頼、被害児童に対する 支援等を推進している。

また、SNSに起因する被害を抑止するため、スマートフォン等インターネット接続機器へのフィルタリングの普及促進を図るとともに、関係団体及び関係事業者に対してサービスの態様等に応じた自主的な対策の強化を働きかけている。

総務省及び経済産業省では、関係省庁と連携の下、 青少年が安全に安心してインターネットを利用でき るようにするため、フィルタリングの普及促進やイ ンターネットの適切な利用等に関する啓発活動等を 行っている。

このほか、総務省及び経済産業省では、児童ポルノアドレスリストの作成・管理を行う民間団体の活動への支援を行い、警察庁では、民間事業者によるブロッキングの自主的実施がより実効性のあるものとなるよう同団体に対して関連する情報を提供するなど、民間事業者の自主的取組としてのインターネット上の児童ポルノの流通・閲覧防止対策を促進している。

3 児童買春対策の推進

警察では、児童買春・児童ポルノ禁止法や「子供の性被害防止プラン」に基づき、児童買春の取締り及び被害児童に対する支援のほか、インターネット上の援助交際を求めるなどの不適切な書き込みを行った児童に対し指導を行うなどの取組を推進して

いる。また、インターネット異性紹介事業を利用し て児童を誘引する行為の規制等に関する法律(平成 15年法律第83号。以下「出会い系サイト規制法」 という。)を効果的に運用し、出会い系サイトに起 因する児童買春その他の犯罪からの児童の保護を 図っている。

さらに、児童を組織的に支配し、SNS等を利用し て児童買春の周旋を行う事犯や、児童の性に着目し た形態の営業に従事させる事犯等悪質性の高い事犯 の実態把握と情報の分析、積極的な取締りや、有害 業務に従事する児童の補導と被害児童に対する適切 な支援等を推進している。

厚生労働省では、児童買春の被害者となった児童 に対し、相談、一時保護、児童養護施設等への入所 等の対応を行い、必要に応じて心理的治療を行うな ど、その心身の状況に応じた適切な支援が行われる よう、児童相談所等における相談体制等の充実を支 援している。

文部科学省では、被害者を含めて児童生徒等の相 談等に適切に対応できるよう, スクールカウンセ ラーやスクールソーシャルワーカー等の配置を推進 するなど、学校における相談体制の充実を支援して いる。

4 広報啓発の推進

内閣府では,「青少年が安全に安心してインター ネットを利用できるようにするための施策に関する 基本的な計画(第3次)」(平成27年7月子ども・ 若者育成支援推進本部決定)及び新たに策定された 「青少年が安全に安心してインターネットを利用で きるようにするための施策に関する基本的な計画 (第4次)」(平成30年7月子ども・若者育成支援 推進本部決定。以下「青少年インターネット環境整 備基本計画(第4次)」という。)に基づき、青少年 のインターネット利用におけるフィルタリングの普 及や適切な利用を推進するため、関係省庁や民間団 体等と連携して、リーフレットの公表・配布などに より青少年及び保護者等に対する広報啓発活動を実 施している。

総務省では、インターネット、携帯電話等のメディ アの特性に応じたメディア・リテラシーに関する教 材等の普及を図っている。

文部科学省では、インターネット上のマナーや家

庭でのルール作りの重要性を保護者等に対して周知 するための学習・参加型のシンポジウムの開催や児 童生徒向けの啓発資料の作成・配布等を行っている。

警察では、児童ポルノや児童買春に関する情勢の 深刻さや被害の未然防止の必要性等について、パン フレットの作成、警察庁等のホームページへの掲載 等による広報啓発活動を推進しているほか、サイ バー空間における犯罪被害から児童を守るため、出 会い系サイト及びSNSに起因する児童の犯罪被害 の実態やインターネットの危険性等に関しても広報 啓発活動を推進している。

経済産業省では、関係団体、関係事業者と連携し、 フィルタリング等に関する情報提供・普及啓発活動 を実施して、フィルタリングの普及を行っている。 また,教育委員会の研修等への講師派遣も実施した。

第6節

売買春への対策の推進

売買春の根絶に向けた対策の推進

警察では、日本国民による海外での児童買春等の 取締りを推進している。また、関係府省、外国機関、 国際機関、民間団体の関係者のほか、都道府県警察 の担当者が参加する児童買春, 児童ポルノの製造等 の子供の性被害対策に関するセミナーを開催し,政 府及び警察による取組を国内外に紹介することによ り理解の促進を図るとともに、関係機関・団体との 情報交換や連携強化に取り組んでいる。

売買春からの女性の保護、社会復 帰支援

警察では、売春防止法、風俗営業等の規制及び業 務の適正化等に関する法律(昭和23年法律第122 号), 児童買春・児童ポルノ禁止法, 児童福祉法, 刑法 (明治40年法律第45号), 地方公共団体が定め る青少年保護育成条例等に違反する行為について, 厳正な取締りを行うとともに、被害女性の保護・支 援に努めている。

法務省では、刑事施設、少年院等において、再発 を防止するための処遇の一層の充実に努めている。

厚生労働省では、売買春からの女性の保護及び社 会復帰支援のため、婦人相談所及び婦人保護施設並

びに婦人相談員による婦人保護事業の積極的な実施 に努めている。

第7節

人身取引対策の推進

「人身取引対策行動計画2014」(平成26年12月犯 罪対策閣僚会議決定)に基づき、関係閣僚から成る 「人身取引対策推進会議」を随時開催するなどして、 関係行政機関が緊密な連携を図りつつ、人身取引の 防止・撲滅と被害者の適切な保護を政府全体で推進 している。平成30(2018)年5月,人身取引対策 推進会議の第4回会合を開催し、我が国における人 身取引による被害の状況や、関係省庁による人身取 引対策の取組状況等をまとめた年次報告「人身取引 対策に関する取組について」を決定・公表するとと もに、引き続き、人身取引の根絶を目指し、人身取 引対策行動計画2014に基づく取組を着実に進めて いくことを確認した。また、同年6月の「外国人労 働者問題啓発月間」に合わせて検索サイトバナー広 告により、7月30日の「人身取引反対世界デー」 及び11月の「女性に対する暴力をなくす運動」期 間に合わせてSNSにより、我が国における人身取引 の実態、人身取引の防止・撲滅及び被害者の保護に 係る取組に関する広報を実施し、被害に遭っている と思われる者を把握した際の通報を呼びかけた。

内閣府では、人身取引対策の啓発用ポスター及び リーフレットを作成し、地方公共団体、空港・港湾、 大学・高等専門学校等、日本旅行業協会、国際移住 機関(IOM)、その他海外も含む関係機関に配布し、 人身取引に関する広報・啓発活動を実施している。

風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律においては、人身売買の罪等を犯した者を風俗営業等の許可の欠格事由とするとともに、接待飲食等営業を営む者等に接客従業者の生年月日、国籍、就労資格等の確認を義務付けている。警察では、同法を適切に運用するとともに、様々な法令を適用して人身取引事犯の取締りを推進している。また、被害女性の保護等の総合的な対策を、関係省庁、関係団体と連携して推進する一方で、外国捜査機関等との情報交換の緊密化や連携強化に取り組んでいる。

警察庁では、毎年、人身取引被害者の発見を目的として、警察等に被害申告するように多言語で呼び

掛けるリーフレットを作成している。このリーフレットは、関係省庁や在京大使館、NGO、その他海外も含む関係機関等に配布され、被害者の目に触れやすい場所に備え付けている。また、平成29(2017)年3月からホームページ上でも同リーフレットを周知し、警察へ通報を呼び掛けている。さらに、在京大使館、関係NGO等との間で、コンタクトポイントを設置して人身取引に関する情報交換を行っている。また、警察庁の委託を受けた民間団体が、市民から匿名による事件情報等の通報を電話又はインターネットで受け付け、これを警察に提供して捜査等に役立てようとする匿名通報ダイヤルを運用し、少年の福祉を害する犯罪や人身取引事犯の被害者となっている子供や女性の早期保護等を図っている。

出入国在留管理庁では,人身取引が重大な人権侵害であり犯罪であるとの認識の下,被害者の法的地位の安定を図っている。

法務省の人権擁護機関では、6言語に対応した「外国語人権相談ダイヤル」及び「外国人のための人権相談所」を全国50か所の法務局・地方法務局に設置するとともに、2言語に対応した「外国語インターネット人権相談受付窓口」を設置している。また、法務省の人権擁護機関が実施する調査救済において、緊急避難措置として人身取引被害者に対する宿泊施設の提供を行う制度を運用している。

厚生労働省では、婦人相談所が実施する人身取引被害女性の保護において、通訳雇上げのほか、他の法律・制度が利用できない場合には、被害女性の医療に係る支援も行っている。また、平成22(2010)年度から、通訳・ケースワーカー(外国人専門生活支援者)の派遣を民間団体等に依頼し、婦人保護施設に入所する人身取引被害女性に対する支援の強化を図っている。

国立女性教育会館では、独立行政法人国際協力機構(JICA)からの委託を受けて、人身取引対策に取り組む機関の機能強化や連携、日本及び各国の人身取引対策について理解を深めることを目的とした課題別研修「アセアン諸国における人身取引対策協力促進」を実施した。また、人身取引に関するパネルやブックレットの貸出を行うとともに、ホームページにおいて広く情報提供を行っている。

我が国は, 人身取引に関連した国際的な取組に積

極的に参画している。また、人身取引対策行動計画 2014に基づき、人身取引被害の発生状況の把握・分析及び諸外国政府等との情報交換を行うことを目的として、毎年、人身取引対策に関する政府協議調査団を各国に派遣している。外務省では、人身取引被害者の安全な帰国及び社会復帰のため、IOMの「人身取引被害者帰国・社会復帰支援事業」への拠出を平成17(2005)年度から開始し、被害者の帰国(平成31(2019)年2月1日までに総数323人)や帰国後の社会復帰を支援している。

また,我が国は,人身取引議定書の締約国として, 人身取引撲滅及び被害者保護のために,諸外国,国際機関等との協力事業を複数進めてきている。平成 30(2018)年度には,国連開発計画(UNDP) への拠出を通じた人身取引防止のための啓発活動や研究事業を行ったほか,JICAを通じてベトナム, ミャンマーを含む東南アジア諸国連合(ASEAN) 諸国に対する人身取引対策推進事業を新たに開始している。

第8節

セクシュアルハラスメント 防止対策の推進

1 雇用の場におけるセクシュアルハラスメント防止対策の推進

メディアと行政の間で起きたセクシュアルハラス メント事案を踏まえ、平成30 (2018) 年6月に緊 急対策(すべての女性が輝く社会づくり本部決定) を取りまとめ、その緊急対策に基づき、政府を挙げ てセクシュアルハラスメントの被害の予防、救済、 再発防止に向けた取組を推進している。

厚生労働省では、事業主に対して男女雇用機会均等法令に沿った実効あるセクシュアルハラスメント対策を講じるよう、セクシュアルハラスメントの予防・事後対応の徹底が盛り込まれた「セクハラ指針」の内容も含め周知啓発、指導を行うとともに、労働者及び事業主等からの相談に適切に対応している。また、セクシュアルハラスメントによって精神障害を発病した時には、労災補償の対象となる場合があることについて、機会あるごとにリーフレットを配布するなど、その周知を図るとともに、臨床心理士等の資格を持った職員の活用等により、精神障害を

発病した労働者からの相談に適切に対応している。

特に,男女雇用機会均等法の事業主の防止措置義務の範囲に,社外で業務を遂行するに当たって労働者が受けるセクシュアルハラスメント防止も含まれること等についての周知を,各種事業主団体等を通じて行った。

人事院では,一般職国家公務員について,人事院 規則10-10 (セクシュアル・ハラスメントの防止等) に基づき、セクシュアルハラスメントの防止等の対 策を講じている。平成30(2018)年5月,人事院 事務総局職員福祉局長通知「セクシュアル・ハラス メントの防止等について(通知)」を発出し、各府 省に対し、セクシュアルハラスメントに関する基本 的な事項について改めて全職員に周知徹底するこ と. 新たに監督者になった者に対する研修の実施を 徹底するほか、幹部職員及び管理職員を積極的に研 修に参加させることなどを求め、併せて周知用資料 を各府省に提供した。更に, 平成31 (2019) 年3月, 人事院規則10-10を改正し、新たに指定職職員と なった者等に対する研修の実施を各省各庁の長に義 務付けるとともに、一般職の国家公務員からセク シュアルハラスメントを受けたと思料する外部の者 からの相談窓口を人事院に設けることとした(平成 31 (2019) 年4月1日施行)。また,「国家公務員 ハラスメント防止週間」(毎年12月4日から同月10 日まで)を定め、職員の意識啓発等を図る講演会を 開催し、セクシュアルハラスメント防止等について の認識を深め、各府省における施策の充実を図るた め, 各府省担当者会議を開催するとともに, ハラス メント相談員の育成を目指すセミナーを実施した。 さらに、セクシュアルハラスメントの防止等に関す る職員の意識を高め、管理・監督者にその果たすべ き責務・役割について理解を徹底するとともに、研 修の効果的な実施及び指導の方法等を修得させるた め,「ハラスメント防止研修」の指導者養成コース を各府省の人事担当者等を対象として実施した。

防衛省では、セクシュアルハラスメントの防止のため、一般職国家公務員と同様の措置を採ることとし、平成30 (2018) 年度においては、幹部職員等に対する研修を実施するとともに、部外からの苦情相談への対応窓口の設置等を実施している。

総務省では、すべての女性が輝く社会づくり本部 において決定された「重点方針2018」等に基づき、 各地方公共団体宛てに通知を発出し,各団体がその 実情に応じて,国の取扱いを参考にしながら必要な 措置を講ずるよう要請している。

2 教育の場におけるセクシュアルハ ラスメント防止対策等の推進

文部科学省では、セクシュアルハラスメント防止 のため、国立大学法人等に対し、人事院規則や「国家公務員セクシュアル・ハラスメント防止週間」に 関する資料等必要な情報の提供を行っているほか、公私立大学・教育委員会等に対しても引き続き取組を促している。

また、被害者を含めて児童生徒等の相談等に適切に対応できるよう、スクールカウンセラー等の配置を推進するなど、学校における相談体制の充実を支援している。

第9節

メディアにおける性・暴力 表現への対応

1 広報啓発の推進

警察では、児童ポルノや児童買春に関する情勢の深刻さや被害の未然防止の必要性等について、パンフレットの作成、警察庁等のホームページへの掲載等による広報啓発活動を推進しているほか、サイバー空間における犯罪被害から児童を守るため、出会い系サイト及びSNSに起因する児童の犯罪被害の実態やインターネットの危険性等に関しても広報啓発活動等を推進している。

内閣府では、青少年インターネット環境整備基本計画(第4次)等に基づき、青少年のインターネット利用におけるフィルタリングの普及や適切な利用を推進するため、関係省庁や民間団体等と連携して、リーフレットの配布等により青少年及び保護者等に対する広報啓発活動を実施している。

総務省では、インターネット、携帯電話等のメディアの特性に応じたメディア・リテラシーに関する教材等の普及を図っている。

総務省及び経済産業省では、関係者と連携し、フィルタリング等に関する情報提供・普及啓発活動を実施して、保護者や青少年のインターネットを適切に活用する能力の向上及びフィルタリングの普及を

行っている。

2 流通防止対策等の推進

警察では、インターネット上に流通する児童ポル ノやわいせつ図画等の違法情報・有害情報を, サイ バーパトロール等を通じて早期に把握し、検挙等の 措置を講じている。また、サイト管理者等に対する 児童ポルノ画像等の削除要請を行うほか、警察庁で は、ブロッキングについて関係団体等に情報提供等 を行うなど民間の自主的な取組を支援している。さ らに、平成18 (2006) 年6月に運用を開始したイ ンターネット・ホットラインセンターでは、一般の インターネット利用者等から、インターネット上の 児童ポルノやわいせつ図画等の違法情報等に関する 通報を受け付け、警察への通報や、サイト管理者等 への削除依頼等を行っている。そのほか、サイバー 防犯ボランティア活動に関する活動上の具体的留意 事項等を整理した「活動マニュアル」及び「育成カ リキュラム」を活用して、新たなサイバー防犯ボラ ンティアを育成・支援するとともに、既存の防犯ボ ランティア団体の活動を促進させ、犯罪抑止のため の教育活動や広報啓発活動等を推進している。

総務省では、性や暴力に関するインターネット上の有害な情報から青少年を保護するためのフィルタリングに関し、その導入促進及びサービスの多様化に向けた民間の取組を積極的に支援している。また、平成21(2009)年以降、安心ネットづくり促進協議会を中心とする民間団体等の自主的取組を支援するとともに、違法・有害情報相談センターを通じて関係事業者等によるわいせつ情報等の違法・有害情報への対応を促進している。

第9章

貧困、高齢、障害等により困難を抱えた 女性等が安心して暮らせる環境の整備

第1節

貧困等生活上の困難に直面 する女性等への支援

1 就業・生活の安定を通じた自立に向けた取組

内閣府では、地方公共団体及び民間団体等の配偶 者暴力被害者支援の関係者を対象に、配偶者からの 暴力の被害者の自立支援に関する情報提供を行って いる。

2 ひとり親家庭等の親子が安心して 生活できる環境づくり

厚生労働省では、母子及び父子並びに寡婦福祉法 (昭和39年法律第129号)等に基づき、(ア)保育 所等の優先利用、日常生活支援事業等の子育て・生 活支援策、(イ)母子家庭等就業・自立支援センター 事業、母子家庭等自立支援給付金等の就業支援策、

(ウ)養育費相談支援センター等による養育費の確保策,(エ)児童扶養手当の支給,母子父子寡婦福祉資金の貸付けによる経済的支援策といった総合的な自立支援策を展開してきた。

しかしながら依然として,経済的に厳しい状況に置かれたひとり親家庭や多子世帯が増加傾向にあり,これらの方の自立のためには,支援が必要な者に行政のサービスを十分に行き届けること,複数の困難な事情を抱えている者が多いため一人一人に寄り添った支援の実施,ひとりで過ごす時間が多い子供達に対し,学習支援も含めた温かい支援の実施,安定した就労による自立の実現が必要である。

このため、平成27 (2015) 年12月に「すくすくサポート・プロジェクト」を策定し、就業による自立に向けた支援を基本としつつ、子育て・生活支援、学習支援などの総合的な支援の充実を図ることとした。

具体的には、(ア)支援につながる、(イ)生活を 応援、(ウ)学びを応援、(エ)仕事を応援、(オ) 住まいを応援、(カ)社会全体で応援という6つの 柱に沿って、地方公共団体の相談窓口のワンストップ化の推進、放課後児童クラブ等の終了後にひとり親家庭の子どもの生活習慣の習得・学習支援や食事の提供等を行うことが可能な居場所づくりの実施、児童扶養手当の機能の充実、ひとり親家庭等への保育料軽減の強化、高等職業訓練促進給付金の充実など就職に有利な資格の取得の促進、「子供の未来応援国民運動」の推進等をしている。

児童扶養手当については、平成30 (2018) 年8 月分より、全部支給に係る所得制限限度額を収入 ベースで130万円から160万円 (扶養親族等が一人 の場合) に引き上げた。また、児童扶養手当の支払 回数を現行の年3回から年6回(奇数月)とするた めの関連法が、平成30 (2018) 年6月に成立した。

さらに、ひとり親を含む生活困窮者等の就労を支援する生活保護受給者等就労自立促進事業を実施するほか、マザーズハローワーク事業として、ひとり親への支援の充実を図るため、専門相談員の配置や、地方公共団体等と連携した就職支援を実施している。

貧困の世代間連鎖の解消等を目指し、政府は「子供の貧困対策に関する大綱」(平成26年8月閣議決定)等に基づき、子供の貧困対策を総合的に推進している。

内閣府では、子供の貧困対策が国を挙げて推進されるよう、官公民の連携・協働プロジェクトとして「子供の未来応援国民運動」を展開している。具体的には、国や地方公共団体の支援情報を検索できる総合的な支援情報ポータルサイトの運営や支援を必要とするNPO等と支援を行う企業等とのマッチング促進、民間資金を活用した「子供の未来応援基金」によって草の根で支援を行うNPO等に対する支援等が挙げられる。本基金については、平成30(2018)年度末時点で約10億7,600万円の寄付が寄せられ、平成31(2019)年1月に、申請のあった358団体から71団体を審査・選定し、同年4月から実施される活動を支援することが決定された。

文部科学省では、誰もが、家庭の経済事情に左右

されることなく、希望する質の高い教育を受けることができるよう、例えば、以下のような取組により、教育の無償化・負担軽減に向けた取組を進めている。

- ア 幼稚園の入園料や保育料に係る経済的負担を軽減する「幼稚園就園奨励事業」を実施している地方公共団体に対して、その所要経費の一部を補助している。
- イ 経済的理由により小・中学校への就学が困難と 認められる学齢児童生徒の保護者への就学援助を 実施する市町村に対して、生活保護法(昭和25 年法律第144号)に規定する要保護者の就学援助 にかかる経費を補助している。なお、要保護者に 準ずる程度に困窮している準要保護者の就学援助 にかかる所要の経費については、地方財政措置が 講じられている。
- ウ 後期中等教育段階における取組としては、授業料を支援する「高等学校等就学支援金」等や授業料以外の教育費を支援する「高校生等奨学給付金」を実施している。高等学校等就学支援金は、年収目安910万円¹²未満の世帯の生徒に、年額約12万円支給される。私立高校に通う生徒であれば所得に応じて年額最大約30万円まで加算支給される。また、高校生等奨学給付金は、低所得世帯(生活保護受給世帯・住民税非課税世帯)を対象に支給され、平成30(2018)年度には住民税非課税世帯の第一子の給付額を約5千円増額した。なお、いずれも返済不要の支援である。
- エ 高等教育段階における取組として、意欲と能力のある学生等が経済的理由により進学等を断念することがないよう、独立行政法人日本学生支援機構が本格実施する大学等奨学金事業の充実については、平成29 (2017) 年度に創設した給付型奨学金制度の実施、及び無利子奨学金における引き続きの貸与基準を満たす希望者全員への貸与を行った。また、各大学が実施する授業料減免等への支援を行うとともに、学生等に対し、自らが次の社会の担い手であることの気づきを促す各大学等の取組を奨励している。また、大学院生に対しては、給与型の経済的支援として、ティーチング・アシスタント(TA)やリサーチ・アシスタント(RA)の業務に対する給与を各大学が自主的に

支給している。

また、地域学校協働活動の一環として、経済的な理由や家族の事情により、家庭での学習が困難であったり、学習習慣が十分に身についていない中学生、高校生等への地域住民の協力による原則無料の学習支援(地域未来塾)を推進している。

このほか、身近な地域において、全ての親が家庭 教育に関する学習や相談ができる体制が整うよう、 家庭教育支援チームの組織化等による相談対応、保 護者への学習機会や親子参加行事の企画・提供等の 家庭教育を支援する活動を推進している。また、「教 育と福祉の連携による家庭教育支援事業(訪問型家 庭教育支援等)」を全国の6地方公共団体に委託し て実施し、家庭教育支援チーム等による訪問型の家 庭教育支援体制の構築を図った。

また、平成30 (2018) 年度は、地域で家庭教育 支援チームを立ち上げる際、チームの組織作りが円 滑かつ効果的になされるよう必要な視点等を整理し た「家庭教育支援チーム」の手引書を作成した。

法務省では、平成27 (2015) 年12月に子どもの 貧困対策会議において決定された「すべての子ども の安心と希望の実現プロジェクト」における決定内 容等を踏まえ、(ア)養育費に関する法的な知識を 分かりやすく解説したパンフレット及び合意書のひ な形を作成し、離婚届用紙の交付を求める当事者に 離婚届用紙と同時に配布する取組を平成28 (2016) 年10月から開始している。また、(イ)債務名義を 有する債権者等が強制執行の申立てをする準備とし て債務者の財産に関する情報を得やすくするため に、財産開示制度等に係る民事執行法(昭和54年 法律第4号)の改正の検討をし、平成31 (2019) 年2月、所要の改正案を国会に提出した。

3 子供・若者の自立に向けた力を高 める取組

文部科学省では、後期中等教育修了までの子供たちへのキャリア教育を推進している。また、困難な状況に置かれた児童生徒の相談等に適切に対応できるよう、スクールカウンセラーやスクールソーシャルワーカー等の配置を推進するなど、学校における相談体制の充実を支援している。

¹² 年収は両親のうちどちらか一方が働き、高校生1人、中学生1人の4人世帯の目安。

また,高校中退者等の高卒資格の取得に向けた学びの支援を実施するため,地方公共団体における高校中退者等の学習相談・支援を可能とする体制のモデル構築を行う事業を実施している。

厚生労働省では、地域の若者支援機関から成るネットワークの拠点となる「地域若者サポートステーション」を全国に設置し、職業的自立に向けての専門的相談支援、就職後の定着・ステップアップ支援、若年無業者等集中訓練プログラムを実施した。

また、各都道府県、指定都市において、ひきこもりに特化した第一次相談窓口としての機能を有する「ひきこもり地域支援センター」による支援を推進した。

内閣府では、社会生活を円滑に営む上での困難を 有する子供・若者に対し、教育、福祉、保健、医療、 矯正、更生保護、雇用等の様々な機関がネットワー クを形成し、それぞれの専門性を生かし、発達段階 に応じた支援を行うための「子ども・若者支援地域 協議会」の設置及び活用を推進するため、地方公共 団体を対象に、各地域の実情に応じて講習会等を行 う事業を実施している。また、アウトリーチ(訪問 支援)に関する研修を始めとする各種研修を実施し ている。

さらに、平成27 (2015) 年度に満39歳以下の者を対象にひきこもりに関する調査を行ったところ、ひきこもりの長期化傾向が見られたことから、満40歳以上の者を対象に調査を実施し、平成31 (2019)年3月に結果を公表した。

第2節

高齢者,障害者,外国人等 が安心して暮らせる環境の 整備

1 高齢者が安心して暮らせる環境の整備

「高齢社会対策大綱」(平成30年2月閣議決定)に基づき、関係行政機関が連携・協力を図りつつ、施策の一層の推進を図っている。

高年齢者等の雇用の安定等に関する法律(昭和46年法律第68号)に基づき,65歳までの希望者全員の雇用を確保するため,65歳までの定年の引上げ,継続雇用制度の導入等の高年齢者雇用確保措置

が着実に実施されるよう,事業主への指導・支援に 取り組んでいる。

また、労働施策総合推進法において、労働者の募集・採用における年齢制限が原則として禁止されているところ、年齢にかかわりなく均等な機会が確保されるよう事業主への周知・指導等に取り組んでいる。

さらに、高年齢者等の再就職に資するため、高年齢者等の雇用の安定等に関する法律に基づく求職活動支援書の作成に当たっては、ジョブ・カードを活用することが可能となっており、厚生労働省では公共職業安定所等において積極的に周知している。

加えて,定年退職後等の高年齢者に対し,地域の 日常生活に密着した臨時的かつ短期的又は軽易な就 業を確保・提供するシルバー人材センターを通じて, 高年齢者の多様なニーズに応じた就業の促進に努めた。

さらに、平成25 (2013) 年度から「健康日本21 (第二次)」を推進するなど、生活習慣病対策の一層の推進を図っている。

また、団塊の世代が全て75歳以上となる令和7 (2025)年に向けて必要な医療提供体制を構築するため、都道府県が策定した地域医療構想に基づき、地域医療介護総合確保基金を活用し、病床の機能分化・連携の推進に向けた取組を行っている。

医師の確保・偏在については、特定の地域等での 勤務を条件とした「地域枠」を活用した医学部入学 定員の増員を図るとともに、医師不足病院の医師確 保の支援等を行う「地域医療支援センター」の取組 を中心に、地域医療介護総合確保基金を活用して地 域の実情に応じた取組を行っている。また、救急医 療の充実を図るため、重篤な救急患者を24時間受 け入れる救命救急センター等への財政支援を行って いる。さらに、都道府県が策定している医療計画の 実効性を高めるため、「医療計画作成支援データブッ ク」の提供や、都道府県職員を対象とした研修の開 催等の支援を行っている。

認知症施策については、「認知症施策推進総合戦略(新オレンジプラン)~認知症高齢者にやさしい地域づくりに向けて~」(平成27年1月策定、平成29年7月改定)に基づき、認知症高齢者等にやさしい地域づくりを推進している。

さらに、社会福祉協議会が実施する高齢者の日常 生活を支援する事業(日常生活自立支援事業)につ いて、利用者ニーズに応じて地域包括支援センター や民生委員等とも連携し推進を図っている。

また、地方公共団体における高齢者の生きがい・ 健康づくりの推進や老人クラブの活動への支援を 行っているほか、「全国健康福祉祭(ねんりんピッ ク)」に対する支援を行っている。

内閣府では、年齢に捉われず、自らの責任と能力 において自由で生き生きとした生活を送る高齢者や 社会参加活動を積極的に行っている高齢者の団体等 を、「高齢社会フォーラム」等を通じて広く紹介し ている。

文部科学省では、高齢者が生涯学習を通じて地域づくりの主体的に参画することを促進するため、平成31(2019)年2月に学びによる地域課題解決が持続的に行われるための方策や高齢者の社会参画促進のためのノウハウに関する研究成果や各地域の取り組み事例等を活用して研究協議を行う「学びを通じた地方創生コンファレンス全国フォーラム」を開催した。また、地域における消費者教育を推進するため、取組事例集を配布するとともに地方公共団体へ消費者教育アドバイザーの派遣を行った。

政府は、ハード・ソフト両面にわたる社会のバリアフリー・ユニバーサルデザインの推進に取り組んでいる(II-9-1表参照)。

経済産業省では、高齢者や障害者等の自立を支援 し、介護者の負担軽減を図るため、福祉用具開発の ための実用化支援を行っている。

平成28 (2016) 年4月から、改正消費者安全法が施行され、地方公共団体が、高齢者や障害者等の消費生活上特に配慮を要する消費者の見守り等必要な取組を行うことができることとされた。消費者庁では、地方公共団体の先進的事例を収集し、公表を行う等、各地域における見守りネットワークの設置促進に向け取り組んだ。また、架空請求対策パッケージの一環として、希望する各消費者安全確保地域協議会に対して啓発チラシを送付し、被害未然防止に取り組んだ。さらに、独立行政法人国民生活センターでは、消費者側の視点から注意点を簡潔にまとめたメールマガジン「見守り新鮮情報」を月2回程度、行政機関のほか、高齢者や高齢者を支援する民生委員や福祉関係者等に向けて配信している。

法務省では、判断能力の不十分な高齢者等の権利 を擁護するため、成年後見人等がその財産管理等を 行う民法上の制度である成年後見制度の周知を図っ ている。

2 障害者が安心して暮らせる環境の整備

政府では、全ての国民が障害の有無によって分け隔てられることなく相互に人格と個性を尊重し合いながら共生する社会を実現するため、平成30(2018)年3月に閣議決定した「障害者基本計画(第4次)」に基づき、障害者の自立及び社会参加の支援等のための施策の総合的かつ計画的な推進を図っている。

平成28 (2016) 年4月には、障害を理由とする 差別の解消の推進に関する法律(平成25年法律第 65号)が施行され、各行政機関等や事業者において、 不当な差別的取扱いの禁止や合理的配慮の提供をは じめとする障害を理由とする差別の解消に向けた取 組が行われている。

障害者基本法(昭和45年法律第84号)では、毎年12月3日から9日までの期間を「障害者週間」と定めており、この期間を中心に、国、地方公共団体が民間団体等と連携し、全国各地で様々な行事や取組を開催している。内閣府では、「障害者週間」の実施に当たり、多様な媒体による広報・周知を行ったほか、「障害者週間」の取組の一環として、全国から募集した「心の輪を広げる体験作文」及び「障害者週間のポスター」の最優秀賞受賞作品に対する内閣総理大臣表彰の実施、及び障害者関係団体と連携した一般国民を対象とする障害又は障害者をテーマとするセミナーを開催するなど、「障害者週間」を契機とした国民意識の向上に向けて取り組んだところである。

平成26 (2014) 年1月に我が国が批准し、同年2月に発効した「障害者の権利に関する条約」では、特に、障害のある女性が複合的な差別に直面することがあるとの認識から、第6条「障害のある女子」が定められている。

政府は、「バリアフリー・ユニバーサルデザイン 推進要綱」(平成20年3月バリアフリー・ユニバー サルデザインに関する関係閣僚会議決定)に基づき、 障害者、高齢者、妊婦や子供連れの人を含む全ての 男女が社会の活動に参加・参画し、社会の担い手と して役割と責任を果たしつつ、自信と喜びを持って 生活を送ることができるよう、ハード・ソフト両面

Ⅱ-9-1表 高齢者や障害者等の自立を容易にする社会基盤の整備

はま バリッフリ	1. 西拉佐小敖/进	
	Jー環境等の整備 ○高齢者・障害者向け通信・放送サービスを行うための技術の研究開発に対する支援	
総 務 省 	○身体障害者向け通信・放送サービスの提供や開発を行う企業等に対する支援 ○字幕番組、解説番組、手話番組等の制作促進	
経済産業省	○福祉用具の実用化開発支援の推進	
高齢者や障害者等にやさしい住まいづくりの推進		
国土交通省	 ○住宅のバリアフリー化の積極的な推進 ○公的賃貸住宅の建替え等に併せて高齢者等の生活を支援する施設を誘導する取組の促進 ○シルバーハウジング・プロジェクトの推進 ○市街地における高齢者等の快適かつ安全な移動を確保するための施設の整備、高齢者等の利用に配慮した建築物の整備、公的賃貸住宅と社会福祉施設等の一体的整備等への支援 ○サービス付き高齢者向け住宅の供給の促進 ○高齢者の所有する戸建て住宅等を広い住宅を必要とする子育て世帯等へ賃貸することを円滑化する制度により、高齢者の高齢期の生活に適した住宅への住み替えの促進 ○住宅金融支援機構の住宅融資保険制度を活用した、高齢者が自ら居住する住宅の建設、購入又はリフォーム資金及びサービス付き高齢者向け住宅の入居一時金に係る民間金融機関によるリバースモーゲージの推進 ○住宅金融支援機構のバリアフリーリフォーム融資(高齢者向け返済特例制度)の活用による高齢者自らが行う住宅のバリアフリー化の推進 	
高齢者や障害者等にやさしいまちづくりの推進		
国土交通省	○バリアフリー法に基づく建築物, 道路, 都市公園, 路外駐車場, 官庁施設等のバリアフリー化の 推進	
高齢者や障害者等にやさしい公共交通機関の整備		
国土交通省	○バリアフリー法に基づく地方公共団体、公共交通事業者等によるバリアフリー化の取組の促進○「心のバリアフリー」を促進するためのバリアフリー教室等の実施○バリアフリー化施設の整備等の促進○ベビーカーを利用しやすい環境づくりの推進	
道路交通におけるバリアフリーの推進		
警察	○高齢者等感応信号機等のバリアフリー対応型信号機の整備,道路標識の大型化・高輝度化の推進等 ○歩車分離式信号の導入・運用 ○信号灯器のLED化	
国土交通省	○歩道の段差・傾斜・勾配の改善、幅の広い歩道の整備等による歩行空間のバリアフリー化、無電柱化の実施	

にわたる社会のバリアフリー・ユニバーサルデザイ ンの推進に取り組んでいる (II - 9 - 1表参照)。

また、高齢者や障害者等の自立を支援し、介護者 の負担軽減を図るため、福祉機器の開発のための実 用化支援、情報バリアフリー環境の整備、高齢者等 にやさしい住まいづくり、まちづくり、都市公園、 公共交通機関,道路交通環境等高齢者や障害者等が 自立しやすい社会基盤の整備を推進している。

さらに,「移動等円滑化の促進に関する基本方針」 (平成23年国家公安委員会,総務省,国土交通省 告示第1号)や「交通政策基本計画」(平成27年2 月閣議決定)等に基づき、関係省庁が、住まいづく り、まちづくり、都市公園、公共交通機関及び道路 交通環境の整備を推進している(Ⅱ-9-1表)。 このほか、高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促 進に関する法律(平成18年法律第91号。以下「バ リアフリー法」という。)を取り巻く環境の変化を 踏まえ、また、2020年東京オリンピック・パラリ ンピック競技大会を契機として、共生社会の実現を 目指し、全国において更にバリアフリー化を進める ため、平成30 (2018) 年5月に高齢者、障害者等 の移動等の円滑化の促進に関する法律の一部を改正 する法律(平成30年法律第32号。以下「改正バリアフリー法」という。)が成立した。加えて、改正バリアフリー法の施行に向けて、必要な政省令等を公布した(平成30(2018)年11月1日施行。ただし、一部の規定は平成31(2019)年4月1日施行)。

近年の障害者雇用状況は、雇用障害者数が14年連続で過去最高を更新するなど、着実に進展している。平成30(2018)年4月からは、精神障害者が障害者雇用率の算定基礎に加わることに伴い、民間企業の障害者雇用率は2.2%となった。厚生労働省では、中小企業を中心に更なる障害者雇用の取組を推進するため、中小企業向けの就職面接会を実施するなど、中小企業に重点を置いた雇用率の達成に向けた指導を実施した。

また、ハローワークと福祉、教育、医療等の関係機関とが連携し、就職から職場定着まで一貫した支援を行う「チーム支援」を実施するとともに、求職者へのカウンセリング業務や企業に対する精神障害者等の雇用に係る課題解決のための相談援助等を行う「精神障害者雇用トータルサポーター」をハローワークに配置するなど、障害特性に応じたきめ細かな支援を実施した。

さらに、福祉、教育から雇用への一層の促進に向けて、地域で就労と生活の両面の支援を一体的に行う「障害者就業・生活支援センター」を拡充するとともに(平成29(2017)年度332センターから平成30(2018)年度334センターへ拡充)、その機能強化を図るなど、雇用施策と福祉施策が一体となった取組を行った。

公務部門における障害者雇用については、平成30 (2018) 年5月、多数の国の機関と地方公共団体で法定雇用率を設定していない状況であったことが明らかになったことから、政府においては、平成30 (2018) 年8月28日、「公務部門における障害者雇用に関する関係府省連絡会議」を設置するとともに、事案の実態や原因を明らかにするため、平成30 (2018) 年9月7日、連絡会議の下に「国の行政機関における障害者雇用に関する検証委員会」を設置し、検証を行った。それらの議論や検証委員会における検証も踏まえ、「公務部門における障害者雇用に関する基本方針」(平成30年10月23日公務部門における障害者雇用に関する関係閣僚会議決定)が策定された。この基本方針においては、政府とし

ての今後の取組について、①再発防止のための対策、 ②法定雇用率の速やかな達成に向けた計画的な取 組、③国・地方公共団体における障害者の活躍の場 の拡大、④公務員の任用面での対応等とされ、この 基本方針に基づき、再発防止はもとより、法定雇用 率の速やかな達成と、障害のある人が活躍できる場 の拡大に向け、政府一体となって取り組んでいる。

3 外国人が安心して暮らせる環境の 整備

法務省の人権擁護機関では、外国人に対する偏見 や差別の解消を目指して、「外国人の人権を尊重し よう」を啓発活動の強調事項の一つとして掲げ、講 演会等の開催、啓発冊子の配布等、各種啓発活動を 行っている。また、日本語を自由に話すことの困難 な外国人等からの人権相談については、新聞やイン ターネット等を用いて周知広報を行うとともに、全 国50か所の法務局・地方法務局において、「外国人 のための人権相談所」を設け、英語、中国語、韓国 語、フィリピノ語、ポルトガル語、ベトナム語の6 言語による人権相談に対応しているほか,「外国語 人権相談ダイヤル (ナビダイヤル:0570-090911 (全国共通))」を設置し、上記と同様の6言語によ る人権相談に応じている。このほか, 特定の民族や 国籍の人々を排斥する差別的言動がいわゆるヘイト スピーチであるとして社会的関心を集めていること から、こうした言動に焦点を当てた啓発活動に取り 組んでいる。

文化庁においては、我が国に居住する外国人が、 安心・安全に生活するために必要な日本語能力を習得し、日本社会の一員として円滑に生活を送ることができるよう、日本語教育の先進的取組に対する支援(平成30(2018)年度採択数は39)、日本語教室空白地域解消の推進(平成30(2018)年度採択数は18)、日本語教育人材の養成及び現職者研修カリキュラムの開発事業(平成30(2018)年度採択数は11)を実施している。

文部科学省では、外国人の児童生徒等の教育の充実のため、独立行政法人教職員支援機構(平成29(2017)年4月に独立行政法人教員研修センターから名称変更)における「外国人児童生徒等に対する日本語指導指導者養成研修」、各地方公共団体が行う公立学校への受入促進・日本語指導の充実・支

援体制の整備に係る取組への支援等を実施している ほか、学校教育法施行規則(昭和22年文部省令第 11号)において日本語指導が必要な児童生徒を対 象とした「特別の教育課程」を編成・実施できるよ うにしている。

また、日本語能力に課題のある児童生徒のための 教育を充実するため、平成29 (2017) 年3月に、 公立義務教育諸学校の学級編制及び教職員定数の標 準に関する法律(昭和33年法律第116号)が改正 された。それまで加配定数であった日本語指導のた めの教員定数を、平成29 (2017) 年度から10年間 で計画的に基礎定数化し、令和8(2026)年度に は日本語指導が必要な児童生徒18人に対して1名 の教員を基礎定数として措置することとした。平成 30 (2018) 年度予算において、この基礎定数化に よる、日本語指導に係る教員58名増を含む1,595人 の定数改善を実施した。

さらに、平成27 (2015) 年度より、就学に課題 を抱える外国人の子供を対象に、公立学校や外国人 学校等への就学に必要な支援を学校外において実施 する地方公共団体を補助している。

加えて、学習指導要領に基づき、子供たちが広い 視野を持って異文化を理解し、共に生きていこうと する姿勢を育てるために、国際理解教育を推進して いる。

政府では,人身取引対策行動計画2014に基づき, 人身取引対策の取組を進めている(第8章第7節参 照)。

出入国在留管理庁では、人身取引が重大な人権侵 害であり犯罪であるとの認識の下、被害者である外 国人について、関係機関と連携して適切な保護措置 を講ずるとともに、被害者の立場に十分配慮しなが ら、本人の希望等を踏まえ、在留期間の更新や在留 資格の変更を許可し、被害者が不法残留等の入管法 違反の状態にある場合には、在留特別許可を付与す るなど、被害者の法的地位の安定を図っている。

なお、平成17(2005)年から平成30(2018) 年までの14年間に、出入国在留管理庁が保護又は 帰国支援した人身取引被害者は406人であり、その うち不法残留等,入管法違反の状態となっていた 181人全員に対し、在留特別許可を付与している。

法テラスでは、人身取引被害者が総合法律支援法 に基づく民事法律扶助制度を活用可能な場合もある ことから、婦人相談所等にリーフレットを配布して 同制度の周知を行った。また、人身取引被害者が収 入等の一定の要件を満たす場合には、国選被害者参 加弁護士の選定を請求できること(被害者参加人の ための国選弁護制度)や、刑事裁判の公判期日等に 出席した場合に旅費等を請求できること(被害者参 加旅費等支給制度)等も併せて,多言語で情報提供 し、周知した。

性的指向や性同一性障害、女性で あることで複合的に困難な状況に 置かれている人々への対応

法務省の人権擁護機関では、法務局等において, 人権相談に積極的に対応するとともに、専用相談電 話「女性の人権ホットライン」を始めとする人権相 談体制の充実を図っている。

なお, 女性からの人権相談に対しては女性の人権 擁護委員や職員が対応するなど相談しやすい体制づ くりに努めているほか、必要に応じて関係機関と密 接な連携協力を図っている。

文部科学省では、学校教育において、児童生徒の 発達段階に応じて人権尊重の意識を高める教育を推 進している。また、平成28(2016)年4月に作成 したパンフレット「性同一性障害や性的指向・性自 認に係る,児童生徒に対するきめ細かな対応等の実 施について(教職員向け)」を周知することにより, 学校における適切な教育相談の実施等を促してい る。社会教育では、社会教育主事の養成講習等にお いて、人権問題等の現代的課題を取り上げ、指導者 の育成及び資質の向上を図った。また、大学等にお いて、性的指向・性自認の多様な在り方に関する理 解の増進や個別の事案に応じ学生個人の心情等に配 慮したきめ細やかな対応の充実に資するよう、平成 30(2018) 年12月に、独立行政法人日本学生支援 機構において、教職員向けの理解・啓発資料を公表 し全国の大学等に周知した。

第10章

男女共同参画の視点に立った 各種制度等の整備

第1節

男女共同参画の視点に立った社会制度・慣行の見直し

1 働きたい人が働きやすい中立的な 税制・社会保障制度・慣行,家族 に関する法制等の検討

税制に関しては、平成29 (2017) 年度税制改正において、女性を含め、働きたい人が就業調整を意識せずに働くことができる仕組みを構築する観点から、配偶者控除等について、配偶者の収入制限を103万円から150万円に引き上げるなどの見直しを行い、平成30 (2018) 年分の所得税から適用されている。

社会保障制度については、被用者保険の適用拡大を進めることとしており、大企業で働く短時間労働者を対象とした被用者保険の適用拡大に加えて、平成29 (2017) 年4月からは、中小企業等で働く短時間労働者についても、労使合意を前提に企業単位で適用拡大の途を開いた。平成30 (2018) 年4月には、社会保障審議会年金部会において次期年金制度改正に向けた議論を開始し、その中で被用者保険の更なる適用拡大に向けた検討も行っている。

国家公務員の配偶者に係る扶養手当については, 平成28 (2016) 年11月に一般職の職員の給与に関する法律が改正され,平成29 (2017) 年4月から, 段階的に配偶者に係る手当額を他の扶養親族と同額まで減額するなどの見直しが行われている。

地方公務員の配偶者に係る扶養手当についても, 国家公務員に準じて同様の見直しを進めている。

民間企業における配偶者手当については、平成30 (2018) 年1月に改訂されたモデル就業規則を活用しながら、「配偶者手当の在り方の検討に関し考慮すべき事項」について広く周知を図り、労使に対しその在り方の検討を促した(第2章第5節参照)。

法務省では、平成8 (1996) 年2月の法制審議 会の答申「民法の一部を改正する法律案要綱」を踏 まえた選択的夫婦別氏制度の導入等を内容とする民 法改正については、引き続き慎重な検討が必要であ るとの認識の下、ウェブサイトを通じた国民への情 報提供等に努めている。

また、婚姻年齢の男女統一については、民法の定める成年年齢を20歳から18歳に引き下げるとともに、女性の婚姻開始年齢を16歳から18歳に引き上げること等を内容とする民法の一部を改正する法律が成立した(令和4(2022)年4月1日施行)。

2 男女の多様な選択を可能とする育 児・介護の支援基盤の整備

政府は,「少子化社会対策大綱」(平成27年3月 閣議決定)に基づき,子育て支援策を一層充実させ ている。

内閣府は,地域少子化対策重点推進交付金を活用し,地方公共団体が行う地域の実情に応じた先駆的な少子化対策の取組や,これまでの取組から発掘された優良事例の横展開を支援した。

また,新たな次世代育成支援のための包括的・一元的な制度として平成27 (2015) 年4月から本格施行された子ども・子育て支援新制度では,「保護者が子育てについての第一義的責任を有する」という基本的な認識の下に,(ア)認定こども園,幼稚園,保育所を通じた共通の給付(「施設型給付」)及び小規模保育等への給付(「地域型保育給付」)の創設,

(イ)認定こども園制度の改善及び(ウ)地域の実情に応じた子ども・子育て支援の充実により,幼児期の学校教育・保育,地域の子ども・子育て支援を総合的に推進している。

さらに、子ども・子育て支援の提供体制の充実を図るため、事業所内保育業務を目的とする施設の設置者に対する助成及び援助を行う事業等を創設するとともに、一般事業主から徴収する拠出金の率の上限を引き上げる等の措置を講ずるため、平成28(2016)年3月に子ども・子育て支援法(平成24年法律第65号)の一部が改正された。これにより

創設された企業主導型保育事業によって、平成29 (2017) 年度末までに約6万人の受け皿を確保し、 多様な働き方に対応した受け皿整備を進めている。

加えて、地方公共団体は、次世代法に基づき、地 域における子育て支援や母性,乳幼児の健康の確保・ 増進のほか、子供の心身の健やかな成長に資する教 育環境の整備等を内容とする市町村行動計画等を策 定することができることとされており、子ども・子 育て支援事業計画と併せて、これに基づく取組が進 められている。

保育士等の処遇改善については、平成29 (2017) 年度から「ニッポンー億総活躍プラン」等に基づく、 更なる「質の向上」の一環としての2%相当の処遇 改善及び技能・経験を積んだ職員についての4万円 等の追加的な処遇改善(平成29(2017)年度予算) を実施している。さらに、平成30(2018)年度補 正予算により人事院勧告に準拠した0.8%の処遇改 善を実施した。また、平成29 (2017) 年12月に閣 議決定された「新しい経済政策パッケージ」に、平 成31 (2019) 年4月から更に1%の処遇改善を行 うことが盛り込まれている。

政府においては、平成25 (2013) 年度より待機 児童の解消を目指し,「待機児童解消加速化プラン」 に基づき取組を進めており、平成28 (2016) 年度 から実施している企業主導型保育事業による6万人 分と合わせて平成29 (2017) 年度末までの5年間 で約53.5万人分の保育の受け皿を整備し、政府目 標である50万人を達成した。その結果、平成30 (2018) 年4月には待機児童数は19,895人となり、 10年ぶりに2万人を下回った。また,平成29(2017) 年6月に公表した「子育て安心プラン」に基づき、 令和2 (2020) 年度末までの3年間で女性就業率 80%に対応できる32万人分の保育の受け皿を確保 し、待機児童を解消することとしている。

さらに、「新しい経済政策パッケージ」に基づき、 「子育て安心プラン」の実現に必要な企業主導型保 育事業と保育の運営費については、事業主拠出金の 法定上限の引き上げ(0.25%→0.45%)による3,000 億円を充てることとし、そのために必要な措置を講 ずるため、平成30(2018)年3月、子ども・子育 て支援法の一部が改正された。

また、内閣府・文部科学省・厚生労働省では、幼 児教育・保育に係る保護者負担の軽減を段階的に推 進してきたところだが、令和元 (2019) 年10月か らこれまで段階的に推進してきた取組を一気に加速 し、3歳から5歳までの子供及び0歳から2歳まで の住民税非課税世帯の子供についての幼稚園、保育 園、認定こども園等の費用を無償化することとして いる。

共働き家庭等の「小1の壁」を打破するとともに, 次代を担う人材を育成するため、平成26(2014) 年7月に厚生労働省と文部科学省が共同で策定した 「放課後子ども総合プラン」に基づき、一体型を中 心とした放課後児童クラブ及び放課後子供教室の計 画的な整備等を進めている。

また、「新しい経済政策パッケージ」を踏まえ、「放 課後子ども総合プラン」に基づく令和元(2019) 年度末までの約30万人分の新たな受け皿の確保を 平成30(2018)年度に前倒して実現した。

平成30(2018)年度においては、文部科学省の「放 課後子供教室」は全国1万8,749か所(平成30 (2018) 年11月現在)で、厚生労働省の「放課後 児童健全育成事業(放課後児童クラブ)」は全国 2万5,328か所(平成30(2018)年5月現在)で それぞれ実施している。量的整備は進んできたが, 一体型は, 平成30 (2018) 年5月現在, 4,913か 所にとどまるなど、目標は未達成となっている。

この状況を踏まえ、厚生労働省と文部科学省は、 平成30 (2018) 年9月に「新・放課後子ども総合 プラン」を策定した。

厚生労働省では、「放課後子ども総合プラン」の 目標達成に向けた「量的拡充」のための支援策の強 化を図るため、施設整備費の国の補助率について 1/3から2/3へ引上げを行った。また、待機児童 が存在する地域等において、学校敷地外の民家・ア パート等から、より広い場所に放課後児童クラブを 移転して受入児童数を増やすことができるよう.そ の移転に係る経費の補助や、学校敷地外の土地を活 用して放課後児童クラブを設置する際に必要な土地 借料の補助を行うなど放課後児童クラブの量的拡充 を図っている。

また,身近な場所に子育て中の親子が気軽に集 まって、相談や交流を行う「地域子育て支援拠点」 の設置や、子育て家庭や妊産婦が、教育・保育施設 や地域子ども・子育て支援事業、保健・医療・福祉 等の関係機関を円滑に利用できるよう、身近な場所

での相談や情報提供,助言等必要な支援をするとともに,関係機関との連絡調整,連携・協働の体制づくり等を行う「利用者支援事業」の推進,保護者の通院や社会参加活動,又は育児に伴う心理的・身体的負担の軽減のために児童を一時的に預かる「一時預かり事業」を推進している。

さらに、乳幼児や小学生等の児童を有する子育て中の労働者や主婦等を会員として、子供の送迎や預かり等の相互援助活動を行うファミリー・サポート・センターの設置を促進している。

厚生労働省では、仕事と育児・介護との両立が図られるよう、育児・介護休業法の履行確保を図っているほか、高齢者が介護サービスを適切に選択し、利用できるよう、介護サービス事業者の運営基準の適切な運用を図るとともに、平成18 (2006)年4月から「介護サービス情報の公表」制度により、都道府県が行う事業所調査、情報の公表等の総合的な支援を行っている。また、介護サービス事業者の参入促進、福祉用具の開発・普及等の施策を推進している。

また,介護福祉士,介護支援専門員及び訪問介護職員について,養成研修や資質の向上のための研修等を推進するとともに,その内容の充実等を図っている。さらに,全国の主要なハローワークに設置された「人材確保対策コーナー」等において,福祉分野等のきめ細かな職業相談・職業紹介,求人者への助言,指導等を実施している。

介護人材の確保のため、中高年齢者等の介護未経 験者に対する入門的研修の創設や介護福祉士養成施 設における人材確保の取組に対する支援などを地域 医療介護総合確保基金に新たに位置付けたほか、介 護職の魅力や社会的評価の向上を図り、介護分野へ の参入を促進するため、介護を知るための体験型イ ベントの開催など、多様な人材の確保等に向けた取 組を推進している。

介護労働者の雇用管理改善を促進する「介護雇用 管理改善等計画」(平成27年厚生労働省告示第267 号)に基づき,介護労働者の身体的負担の軽減に資 する介護福祉機器を導入した事業主や,賃金制度の 整備等を行った事業主への助成,介護労働安定セン ターによる雇用管理改善のための相談援助や実践力 を備えた介護人材の育成を図るための介護労働講習 を行っている。また,介護労働者の雇用管理全般に 関する雇用管理責任者への講習に加え、先進的な取組を行う事業所の雇用管理改善の好事例把握やコンサルティング等を行う事業を実施した。また、介護保険制度については、高齢者が住み慣れた地域で安心して暮らし続けることができるよう、医療、介護、介護予防、住まい、生活支援サービスを切れ目なく提供する「地域包括ケアシステム」を構築するため、地域における医療及び介護の総合的な確保を推進するための関係法律の整備等に関する法律(平成26年法律第83号)が平成26(2014)年6月から施行されている。

文部科学省では、「幼稚園教育要領」に基づき、 幼稚園の標準の教育時間(4時間)の前後や長期休 業期間中等に行われる、いわゆる「預かり保育」や、 子育て相談や子育てに関する情報提供、保護者同士 の交流の機会の提供等、幼稚園における子育て支援 活動を推進している。

預かり保育や子育て支援活動については、私立幼稚園については私学助成により支援するとともに、公立幼稚園については、地方財政措置が講じられている。また、子ども・子育て支援新制度においてもこれらの取組について支援の充実を図っている。

また、幼児教育の振興を図る観点から、保護者の所得状況や子供の数に応じた経済的負担の軽減等を図る「幼稚園就園奨励事業」を実施している地方公共団体に対して、その所要経費の一部を幼稚園就園奨励費補助金により補助している。平成30(2018)年度からは、年収約360万円未満相当世帯(市町村民税所得割課税額77,100円以下)について保護者負担の軽減の拡充を行っている。

就学前の教育・保育への多様なニーズに対応するため、平成18 (2006) 年10月から開始した認定こども園制度については、子ども・子育て支援新制度で認可・指導監督権限や財政支援を一本化するなどにより、更なる普及促進を図っている。

さらに, 幼児期から高等教育まで切れ目のない教育費負担の軽減のための取組を行っている。

国土交通省では、子育てに適したゆとりある住宅・居住環境を確保するため、良質なファミリー向け賃貸住宅の供給を促進するとともに、住宅金融支援機構の証券化支援事業の枠組みを利用した融資等により、良質な持家の取得を支援している。

また, 公的賃貸住宅における保育所等の子育て支

援施設の一体的整備や、子育て世帯の居住の安定確 保を図る民間事業者等による先導的な取組を支援し たほか、平成30 (2018) 年度から、既存の公営住 宅や改良住宅の大規模な改修と併せて子育て支援施 設等の生活支援施設の導入を図る取組に対して支援 を行っており、地方公共団体においても、地域の実 情を踏まえ、子育て世帯に対し当選倍率を優遇する などの対応を行っている。さらに、職住近接で子育 てしやすい都心居住、街なか居住を実現するため、 良質な住宅供給や良好な住宅市街地等の環境整備を 行っている。

加えて,安全で安心な道路交通環境の整備として, 歩道、自転車道等の設置、歩行者等を優先する道路 構造の整備,無電柱化,交通安全施設等の整備を実 施しているほか、安全で安心して利用ができる幼児 送迎サービスを提供するための個別輸送サービス (STS) の普及を推進している。

また、バリアフリー法に基づく取組及び、公共交 通施設等に対する「移動等円滑化基準」の改正、公 共交通機関や公共施設等におけるベビーカー利用が しやすい環境づくりに向けた検討を行い、ベビー カー利用に関する統一的なマーク(ベビーカーマー ク) の掲出を行い、「ベビーカー利用に当たっての お願い」の周知や、普及・啓発を図るキャンペーン 等を実施した。

さらに、全国の高速道路のサービスエリア及び国 が整備した「道の駅」において、概ね3年以内に、 24時間利用可能なベビーコーナーの設置,屋根付 きの優先駐車スペースの確保等を完了させるなど, 高速道路のサービスエリアや「道の駅 | における子 育て応援の取組みを推進している。

このほか、文部科学省、国土交通省及び警察庁で は、通学路における交通安全の確保に向け、学校、 教育委員会. 道路管理者. 警察等の関係機関が連携 して交通安全対策を実施するとともに、地域におけ る定期的な合同点検の実施や対策の改善・充実等に よる継続的な取組を支援している。

また,消費者庁では,「不慮の事故」が子供の死 因の上位を占めている現状を踏まえ,「子どもを事 故から守る!プロジェクト」を推進し、子供の事故 防止に取組んだ。具体的には、保護者等に向けた注 意喚起を行うとともに、事故予防の注意点などを「子 ども安全メールfrom消費者庁」や「消費者庁 子

どもを事故から守る!公式ツイッター」で発信して いる。そのほか、各地の子供関連イベントに積極的 に参加するなど、子供の不慮の事故予防に関する啓 発活動も行っている。

平成28(2016)年6月に設置した「子供の事故 防止に関する関係府省庁連絡会議」において、関係 府省庁が子供の事故の実態及び事故防止に向けた各 種取組等について情報交換し、「子どもの事故防止 週間」を設けて連携し集中的な広報活動を実施して いるほか、効果的な啓発活動の実施等についての検 討を進めている。

第2節

男女の人権尊重の理念と法 律・制度の理解促進及び救 済・相談の充実

法務省の人権擁護機関では、「女性の人権を守ろ う」を啓発活動の強調事項の一つとして掲げ、「人 権週間」等の多様な機会を通じて、講演会等の開催、 啓発冊子の配布等、各種啓発活動を推進し、人権尊 重思想の普及高揚を図っている。

また、法務局等における人権相談所のほか、女性 の人権問題に関する専用相談電話「女性の人権ホッ トライン」、インターネット人権相談受付窓口等を 設置し、相談内容に応じた助言のほか、人権侵犯事 件としての調査・処理を通じた救済の充実強化に努 めている。

文部科学省では、学校教育において、児童生徒の 発達段階に応じて人権尊重の意識を高める教育を推 進しており、この一環として、「人権教育研究推進 事業」、「学校における人権教育の在り方等に関する 調査研究」等を実施した。また、社会教育において 中核的な役割を担う社会教育主事の養成講習等にお いて、人権問題等の現代的課題を取り上げ、指導者 の育成及び資質の向上を図った。

内閣府では、ホームページや発行物等を通じ、男 女共同参画に関連の深い各種の条約や、国際会議に おける議論等、女性の地位向上のための国際的規範 や基準,取組の方針等の広報に努めている。APEC 女性と経済フォーラム、第62回国連女性の地位委 員会(CSW)等の国際会議の概要についても,内 閣府のホームページへの掲載等を実施した。

また、男女共同参画推進連携会議企画委員会主催

による情報・意見交換会として,「聞く会」を3回 開催した。

さらに、各府省や地方公共団体等の求めに応じ、 職員研修等において男女共同参画の推進の必要性等 について説明を行う講師を派遣するなどの取組を 行った。また、国及び地方公共団体(都道府県及び 政令指定都市)における男女共同参画社会の形成に 関する苦情処理や人権侵害事案の被害者救済体制、 平成29(2017)年度の苦情処理件数等の把握を行 い、取りまとめ結果を男女共同参画会議重点方針専 門調査会に報告した。

総務省では、行政相談委員の中から指名した男女 共同参画担当委員を中心に、(ア)各地の男女共同 参画センター等で定期的に相談所を開設する、(イ) 男女共同参画に関する行政相談懇談会を開催し、苦 情を受け付ける、(ウ)デパート等に設けられてい る「総合行政相談所」で男女共同参画に関する施策 についての苦情を受け付けるなどの活動を行ってい る。

第11章 教育・メディア等を通じた 意識改革,理解の促進

第1節

国民的広がりを持った広 報・啓発活動の展開

1 男女共同参画に大きな影響を有する団体と連携した戦略的な広報・ 啓発の推進

内閣府では、男女共同参画社会基本法の目的や基本理念について理解を深めるため、毎年6月23日から29日の一週間を「男女共同参画週間」として、地方公共団体、女性団体等の協力を得て行事等を実施し、各種の広報・啓発活動を行っている。平成30(2018)年度は、スポーツに関わるあらゆる分野での女性の参画を推進し、様々なスポーツに女性も男性も親しみ、チャレンジし、活躍できるようになるためのキャッチフレーズとして「走り出せ、性別のハードルを超えて、今」を一般公募から決定し、様々な場面での広報・啓発活動に使用した。また、本週間の中央行事として「男女共同参画社会づくりに向けての全国会議」を東京都内で開催した。

男女共同参画に関する国,地方公共団体等の施策を紹介する総合情報誌「共同参画」を平成20(2008)年度以降継続して発行し,内閣府や関係省庁,地方公共団体等の活動状況等に関する情報を紹介し,関連団体や地方公共団体等に配布している。

男女共同参画局ホームページでは、国内外の男女

共同参画社会の実現に向けた取組に関する情報を提供しているほか,同ホームページを男女共同参画に 関する総合的な情報交換の拠点とするべく,一層の 充実を図っている。

その他、メールマガジン、Facebookを利用した情報発信や、男女共同参画に関する政策に関心のある報道関係者への情報提供など、政府広報を含めた多様な媒体を通じた広報・啓発活動を実施している。

また、内閣府では、ジェンダー平等と女性のエンパワーメントのための国連機関(以下「UN Women」という。)、CSW、女子差別撤廃委員会、APEC女性と経済フォーラム、Women20、各種地域機関等、諸外国における先進的な取組の動向について情報を収集・分析し、男女共同参画推進連携会議企画委員会主催の情報・意見交換会、政府の広報誌等を通じて、情報を提供している。

さらに、海外に我が国の男女共同参画の現状や取組を紹介するため、英文パンフレット「Women and Men in Japan」を発行し、各国政府や国際機関等に配布している。

法務省では、男女共同参画に関する国民の認識を深めるため、全国の人権擁護機関(法務省人権擁護局、8法務局、42地方法務局、261支局(平成31(2019)年4月1日現在)、約1万4,000人の人権擁護委員)において、「人権教育・啓発に関する基本計画」(平成14年3月閣議決定、平成23年4月一

部変更)に基づき、毎年12月4日から同月10日(人 権デー)までの「人権週間|等の多様な機会を通じ て,全国的に啓発・広報活動を推進している。

特に男性や若者世代を対象とした 固定的性別役割分担意識の解消の ための広報・啓発

内閣府では、男性や若者世代にとっての男女共同 参画社会の意義と責任や、地域・家庭等への男性や 若者世代の参画を重視した広報・啓発活動を実施し ている。

男女共同参画の必要性が共感でき る広報・啓発活動の推進

内閣府では、男性、子供・若者世代等を含め、国 民各層に対し、男女共同参画社会の形成の意義と責 任や、それぞれの立場からの参画への取組を重視し た広報啓発活動を推進している。

国立女性教育会館では、男女共同参画統計リーフ レットの作成・配布、男女共同参画統計学習パネル の展示等を通じて, 男女共同参画の形成に資する情 報を発信している。また,所蔵する図書をテーマご とに選定し、パッケージ化して全国の大学、高等専 門学校、女性関連施設等へ広く貸し出している。

男女共同参画に関する男性 の理解の促進

内閣府では、平成29(2017)年度に引き続き、 主に子育て世代の男性が家事・育児等の中、料理へ の参画を目的とした「"おとう飯"始めよう」キャン ペーンを実施し、イベントの開催や祝日や季節に応 じた料理機会の提案と、平成30(2018)年8月から、 本キャンペーンの新たな試みとして. 各都道府県の 地元特産品や食材を使った「日本全国のおとう飯」 レシピをホームページで公開することにより啓発を 行っている。

また, 内閣府が, 平成29 (2017) 年度に, 各都 道府県及び市町村の協力を得て収集・整理した,「地 域における男性の家事・育児等の参画促進に係る取 組の好事例」の中から、他の地方公共団体において

も活用・展開が可能な先進的な取組事例を内閣府 ホームページに掲載し周知を図ることにより、他の 地域への優良な取組の展開を図った。

厚生労働省では、男性が育児により積極的に携わ り、かつ、育児休業を取得しやすい職場環境の実現 を目指し、「イクメンプロジェクト」を実施している。

第3節

男女共同参画を推進し多様 な選択を可能にする教育・ 学習の充実

男女平等を推進する教育・学習

文部科学省では、学習指導要領に基づき、児童生 徒の発達の段階に応じ、社会科、公民科、家庭科、 道徳, 特別活動等の教科等, 学校教育全体を通じて, 人権の尊重や男女の平等、男女が共同して社会に参 画することや男女が協力して家庭を築くことの重要 性についての指導の充実を図っている。

また、初任者研修やその他の教職経験に応じた研 修など, 各都道府県等が実施する研修において, 人 権教育や男女共同参画に係る内容が取り扱われるこ とを通じて、学校教育関係者に対して意識啓発を 図っている。

社会教育関係者に対し、研修等の機会を通じ男女 共同参画の視点に立った取組がなされるよう促すと ともに、家庭教育に関する学習講座等において、夫 婦共同で子育てをすることの大切さについての意識 啓発がなされるよう促している。

国立女性教育会館では、情報提供と情報共有の場 として、会館ホームページ上に「大学等における男 女共同参画イベント情報」ページ¹³を掲載している。

また、地域での男女共同参画社会の実現を目指し、 女性関連施設管理職、地方公共団体職員及び女性団 体リーダーを対象に、地域の男女共同参画を積極的 に推進するリーダーとして必要な専門知識、マネジ メント能力,ネットワークの活用等について学ぶ「地 域における男女共同参画推進リーダー研修〈女性関 連施設・地方自治体・団体〉」を実施した。初等中 等教育機関の教職員、教育委員会など教職員養成に 関わる機関の職員を対象とした「学校における男女

国立女性教育会館「大学等における男女共同参画イベント情報」 https://www.nwec.jp/event/college/index.html

共同参画研修」を実施した。さらに、「男女の初期キャリア形成と活躍推進に関する調査研究」や「男女共同参画統計に関する調査研究」を実施している。

2 多様な選択を可能にする教育・能力開発・学習機会の充実

子供たちが、社会の一員としての役割を果たすと ともに、それぞれの個性、持ち味を最大限発揮しな がら、自立して生きていくことができるよう、文部 科学省では、「今後の学校におけるキャリア教育・ 職業教育の在り方について」(平成23年1月中央教 育審議会答申)を踏まえ、後期中等教育修了までに、 生涯にわたる多様なキャリア形成に共通して必要な 能力や態度を培うキャリア教育を推進している。「学 校側が望む支援」と「地域・社会や産業界等が提供 できる支援」をそれぞれ書き込むことができる機能 を持つポータルサイト14の運営を行っているほか, 地元企業等と連携した職場体験やインターンシップ 及び地元への愛着を深めるキャリア教育を推進する 「地域を担う人材育成のためのキャリアプランニン グ推進事業」, 他者と協働しながら新しい価値を創 造する力など、これからの時代を生きていくために 必要な力を小学校段階から育成する「小・中学校等 における起業体験推進事業」を実施している。

また、女性が長期的な視点で自らの人生設計(ライフプランニング)を行い、能力を発揮しつつ、主体的に生き方を選択することを支援するため、文部科学省のホームページ¹⁵で情報提供を行っている。

併せて、大学等における編入学の受入れ、社会人入試の実施、昼夜開講制の推進、夜間大学院の設置、履修証明プログラムや公開講座の実施等により、大学等の生涯学習機能の拡充とともに、キャリアアップを目指す社会人の受入れ体制の整備を図っている。また、社会人の職業に必要な能力の向上を図る機会の拡大を目的として、大学等における社会人や企業等のニーズに応じた実践的・専門的なプログラムを「職業実践力育成プログラム」(BP)(平成27(2015)年度制度創設)として平成30(2018)年度に32課程を認定したほか、専修学校における社会人が受講しやすい工夫や企業等との連携がされ

た実践的・専門的なプログラムを「キャリア形成促進プログラム」(平成30(2018)年度制度創設) として12課程を認定した。

さらに、「男女共同参画のための女性の学び・キャリア形成支援事業」において、大学等、地方公共団体、男女共同参画センター等の関係機関が連携し、子育て等により離職した女性の学びとキャリア形成・再就職支援を地域の中で一体的に行う仕組みづくりに関するモデルを構築するため、実証事業を行っている。また、取組の普及啓発を図るため、研究協議会を開催している。

文部科学省では、放送大学の学習環境の整備・充 実や学習機会の拡大のための支援をしており、放送 大学において平成27 (2015) 年度からオンライン 授業の配信を開始し、そのうち男女共同参画の教育・ 学習を促進するために、国立女性教育会館と連携し た講座を作成し、実施するなど、社会人のニーズに 対応したキャリアアップ支援の充実に一層努めた。

専修学校は、社会の要請に即応した実践的な職業教育機関として着実に発展してきており、平成30 (2018) 年5月現在、3,160校に約65万人の生徒が学んでいる。そのうち、約6万4千人が社会人であり、社会人への学習機会の提供において大きな役割を果たしている。また、産業界等と協働し、社会人等が学びやすい教育プログラムの開発・実証を行っている。

そのほか,文部科学省では,学校や一般社団法人,一般財団法人の行う通信教育のうち,社会教育上奨励すべきものについて認定を行い,その普及・奨励を図っている。

また,文部科学省では,教育委員会や女性教育団体等が行う女性教育指導者の研修を奨励し,学習活動の企画・運営への女性の参画の促進を図るよう促している。

中学校及び高等学校においては、性別に捉われることなく、生徒が自らの生き方を考え、自分の意志と責任で進路を選択・決定する能力・態度を身に付けることができるよう、進路指導の充実に努めている。高等学校では、進路指導主事等と連携して、組織的・継続的に就職を希望する生徒に対する就職相

¹⁴ 文部科学省 子どもと社会の懸け橋となるポータルサイト http://kakehashi.mext.go.jp/

¹⁵ 文部科学省 男女共同参画の推進のために http://www.mext.go.jp/a_menu/ikusei/kyoudou/index.htm

談・支援を行い、求人企業の開拓等を行う「高等学 校就職支援教員(ジョブ・サポート・ティーチャー)| を配置するなど、きめ細かな就職指導を展開している。

また、大学生に対する就職支援として、全国キャ リア就職ガイダンス等において,企業に対して,学 生の就職機会の拡充や女子学生の男子学生との機会 均等の確保に努めるよう促すとともに, 各大学等に 対して、全ての学生にきめ細かな就職指導や就職相 談体制の充実を行うよう促している。

平成23 (2011) 年度からは、社会全体でキャリ ア教育を推進していこうとする気運を高め、キャリ ア教育の意義の普及・啓発と推進に資することを目 的として, 文部科学省, 厚生労働省, 経済産業省は 合同で,「キャリア教育推進連携シンポジウム」の 開催も行っている。

経済産業省では、先進的な教育支援活動を行って いる企業・団体を表彰する「キャリア教育アワード」、 及び文部科学省と共同で教育関係者と地域・社会や 産業界等の関係者の連携・協働によるキャリア教育 に関するベストプラクティスを表彰する「キャリア 教育推進連携表彰」を実施することで、キャリア教 育の普及・推進を図っている。

また, 平成17 (2005) 年度から, 職場や地域社 会で多様な人々と仕事をしていくために必要な基礎 的な力を「社会人基礎力」として整理し, 大学教育 を通した育成の普及を図っている。平成19(2007) 年度より「社会人基礎力」の育成事例を学生自身が プレゼンテーションする「社会人基礎力育成グラン プリ」を実施している。平成29 (2017) 年度には「我 が国産業における人材力強化に向けた研究会 | を開 催し、人生100年時代に対応した「社会人基礎力」 の見直しを行い、これまでの整理に加えてキャリア オーナーシップを持つことの必要性を全世代に向け て訴える「人生100年時代の社会人基礎力」として 再整理したところ、平成30(2018)年度はこれに 基づき普及啓発活動を行っている。

国立女性教育会館は,女子大学生を対象に,将来, 社会や組織を支える女性リーダーの育成を目的とし て、「女子大学生キャリア形成セミナー」を実施した。

また、同会館職員の専門性を生かし男女共同参画 や女性教育等に関する積極的な情報提供を行っている。

さらに, 同会館の女性アーカイブセンターでは, 女性教育の振興や男女共同参画社会の形成に向けて 顕著な業績を残した女性や女性教育・男女共同参画 の行政施策に関する史・資料を収集し、展示や閲覧、 所蔵資料データベースである女性デジタルアーカイ ブシステム¹⁶等を通じて提供している。女性教育情 報センターでは、「女性情報ポータル"Winet(ウィ ネット)"」において、女性関連施設の情報担当者及 び男女共同参画に関心のある個人向けに、女性施設 等で紹介の多いレファレンス事例を「女性情報レ ファレンス事例集」としてQ&A形式で公開し、学 習機会の提供を行っている。また、女性が様々な新 しい分野へチャレンジし、キャリアを形成していく ために有用な事例 (ロールモデル) や学習支援情報 「女性のキャリア形成支援サイト」を提供した。

また、男女共同参画の教育・学習を促進するため に、放送大学と連携してオンライン講座を実施して いる。

厚生労働省では、女子学生等が的確な職業選択を 行うことができるよう、啓発資料を周知することに より、意識啓発を図っている。また、「採用者に占 める女性の割合」や「男女別の育児休業の取得率」 など、企業における女性の活躍状況に関する情報を 集約した「女性の活躍推進企業データベース」を学 生が企業研究などで利用しやすいよう、当該データ ベースについてスマートフォン版の運用や検索機能 の充実を図っている。学生をはじめとした求職者が 就職先を選択する際に、企業の女性の活躍状況や女 性活躍推進のための取組も考慮するよう, 大学等を 通じて啓発を図っている。

第4節

女性の人権を尊重した表現 の推進のためのメディアの 取組への支援等

内閣府、警察庁、総務省及び経済産業省は、イン ターネット上の児童ポルノ画像等の流通・閲覧防止 対策の一環として、関連事業者による実効性のある ブロッキングの自主的導入に向けた環境整備に努め ており、平成23 (2011) 年4月から、インターネッ ト・サービス・プロバイダ等による自主的なブロッ

国立女性教育会館 女性デジタルアーカイブシステム http://w-archive.nwec.jp/il/meta_pub/G0000337warchive

キングが開始されている。

内閣府では、「子供・若者育成支援推進大綱」(平成28年2月9日子ども・若者育成支援推進本部決定)等に基づき、青少年を取り巻く有害環境への対応を図っている。また、各都道府県の青少年保護育成条例に基づく規制事項や有害図書類の指定状況等を集約し、内閣府ホームページへの掲載を通じて、地方公共団体や関係機関・団体等への情報提供を行うことにより、地域における有害環境の浄化活動に関する取組を促進している。

また、青少年が安全に安心してインターネットを利用できる環境の整備等に関する法律(平成20年法律第79号)及び青少年インターネット環境整備基本計画(第4次)等に基づき、関係省庁や民間団体等と連携して、青少年及び保護者等に対する広報啓発活動や調査等の施策を実施している。

警察では、青少年保護育成条例により青少年への 販売等が規制されている有害図書類について、関係 機関・団体、地域住民等と協力して関係業界に対し て自主的措置を講ずるよう働きかけるとともに、個 別の業者に対する指導の徹底や悪質な業者に対する 取締りの強化を図っている。

また、少年がインターネット上の有害なコンテンツに接することを防ぐため、携帯電話事業者等に対する保護者へのフィルタリング説明義務等が徹底されるよう周知するほか、入学説明会等の機会を捉えた保護者に対する啓発活動や児童に対する情報モラル教育等の取組を推進している。

さらに、出会い系サイト規制法を効果的に運用し、 出会い系サイトに起因する児童買春その他の犯罪からの児童の保護を図っている。また、SNSに起因する被害を抑止するため、スマートフォン等インターネット接続機器へのフィルタリングの普及促進を図るとともに、関係団体及び関係事業者に対して自主的な児童被害防止対策の強化に向けた働きかけを実施している。

加えて、児童ポルノは児童の性的搾取・性的虐待の記録であり、児童の人権を著しく侵害するものであることから、「子供の性被害防止プラン」に基づき、

警察庁において,各都道府県警察からの情報を集約・分析した上で,必要に応じ,関係都道府県警察による合・共同捜査の調整や捜査員の技術向上を図るための研修の実施,外国捜査機関等との情報交換・連携の強化等により,児童ポルノ事犯の取締りの徹底を図るとともに,心身に有害な影響を受けた児童の保護等に努めている。

また、警察では、サイト管理者等に対する児童ポルノ画像等の削除要請を行うとともに、児童ポルノ掲載アドレスリスト作成管理団体に対して児童ポルノ情報を提供するなどし、民間の自主的な取組を支援している。

さらに、インターネット上に流通する児童ポルノ やわいせつ図画等の違法情報・有害情報を、サイバー パトロール等を通じて早期に把握し、検挙等の措置 を講じている。

また、わいせつな画像データ等の電磁的記録を不特定又は多数の者に電子メールで送信して頒布するなどの行為は刑法のわいせつ物頒布等の罪に当たることから、捜査機関においては、同罪等を厳正に適用し、適切な科刑の実現に努めている。

加えて,都道府県単位でのプロバイダ連絡協議会等において,有識者,関係機関・団体,産業界等との連携を強化し、官民が一体となって児童ポルノやわいせつ図画等の違法情報・有害情報の排除を図っている。

総務省では、フィルタリングの導入促進や民間団 体等の自主的取組の支援、違法・有害情報相談セン ターによる対応等を進めている。

また、放送分野における青少年のメディア・リテラシー(メディアからの情報を主体的に読み解き、自ら発信する能力)の向上を目的として開発した小・中・高校生向けの教材や、小・中学校教員向けの授業実践パッケージを、「放送分野におけるメディア・リテラシー」サイト¹⁷等を通じて広く公開している。また、インターネット、携帯電話等の情報通信分野におけるメディア・リテラシーの育成のため、教材¹⁸やトラブル事例集¹⁹をウェブサイト上に公開し、普及を図るとともに、地域における啓発講座等にお

総務省「放送分野におけるメディア・リテラシー」サイト http://www.soumu.go.jp/main_sosiki/joho_tsusin/top/hoso/kyouzai.html
 総務省 ICTメディア・リテラシーの育成

http://www.soumu.go.jp/main_sosiki/joho_tsusin/kyouiku_joho-ka/media_literacy.html

¹⁹ 総務省 インターネットトラブル事例集 http://www.soumu.go.jp/main_sosiki/joho_tsusin/kyouiku_joho-ka/jireishu.html

いて活用している。

特に青少年のスマートフォン利用が進む中,「青少年がインターネットを安全に安心して活用するためのリテラシー指標(ILAS)」を活用して,リテラシー能力を測定するためのテスト及びアンケートを実施・分析し,その結果を平成30(2018)年4月に公表した。

総務省及び経済産業省では、関係者と連携し、フィルタリング等に関する情報提供・普及啓発活動を実施して、保護者や青少年のインターネットを適切に活用する能力の向上及びフィルタリングの普及を行っている。経済産業省では、セミナーの開催等を通じ、フィルタリングの重要性を説明することで、関係者全体のインターネット・リテラシーの向上を促進している。

文部科学省では、子供たちが、情報を主体的に収集・判断する能力や、インターネットを始めとする様々なメディアが社会や生活に及ぼす影響を理解し、情報化の進展に主体的に対応できる能力の育成を図っている。

また、インターネット上のマナーや家庭でのルール作りの重要性を保護者等に対して周知するための 学習・参加型のシンポジウムの開催や児童生徒向け の啓発資料の作成・配布等を行っている。

第5節

学校教育及びメディアの分野における政策・方針決定 過程への女性の参画拡大

1 学校教育の分野における政策・方 針決定過程への女性の参画拡大

文部科学省では、各種会議を始め様々な機会において、都道府県教育委員会等に対して、女性の校長・教頭等への積極的な登用を働きかけた。

国立女性教育会館では、ロールモデルの把握も含めた女性教員の管理職登用に向けた調査研究「女性教員の活躍推進に関する調査研究」を平成28(2016)~平成30(2018)年度の3年計画で実施した。

2 メディアの分野における政策・方針決定過程への女性の参画拡大

内閣府では、男女共同参画推進連携会議や同会議 主催のシンポジウム等を通じて、メディアにおける 男女共同参画への理解及び趣旨に沿った取組を促す など、メディア分野における女性の参画拡大に資す る取組の推進に努めている。

第12章

男女共同参画の視点に立った 防災・復興体制の確立

第1節

防災分野における女性の参 画拡大など男女共同参画の 推進

1 防災に関する政策・方針決定過程 への女性の参画拡大

平成24 (2012) 年6月の災害対策基本法(昭和36年法律第223号)の改正では、地域防災計画の策定等に当たり、多様な主体の意見を反映できるよう、地方防災会議の委員として、充て職となっている防災機関の職員のほか、自主防災組織を構成する

者又は学識経験のある者を追加することとされた。 これを受けて、内閣府では、地方防災会議における 女性委員の割合を高めるために工夫している地方公 共団体の事例を紹介するなどして、地方公共団体に 対し、地方防災会議への女性の参画拡大や地域防災 計画等への男女共同参画の視点の反映を働きかけて いる。

2 防災の現場における女性の参画拡大

消防庁では、女性消防団員のいない市町村に対して積極的な取組を求めるとともに、様々な媒体を通じて、消防団への加入を呼びかける広報を行った。

また、女性消防団員の加入促進に係る好事例を周知 し、女性消防団員が活動しやすい環境整備に努める よう働きかけた。

3 防災施策への男女共同参画の視点 の導入

平成28 (2016) 年熊本地震における男女共同参画の視点からの対応状況を調査した「男女共同参画の視点による平成28年熊本地震対応状況調査報告書」の活用や「男女共同参画の視点からの防災・復興の取組指針」の活用に加え応援・受援体制等における男女共同参画の視点の導入等,取組の推進について都道府県知事及び政令指定都市市長に対し依頼した。

第2節

復興における男女共同参画 の推進

内閣府では、震災に関連する女性の悩み全般や、 女性に対する暴力に関する相談窓口を福島県に設け て相談を受け付けた。また、全国からアドバイザー を派遣して、岩手県、宮城県及び福島県における相 談員の相談対応能力の向上を図り、地元行政機関相 談窓口への移行を促進するために研修等を実施した。

復興庁では、被災自治体や復興に向けて各地で活躍する方々の参考となるよう、東日本大震災からの復興に当たり、女性が活躍している事例や被災地の女性を支援している事例等を「男女共同参画の視点

からの復興~参考事例集~」として公表している。 平成30(2018)年10月に作成した第19版までに おいて、計112事例を公表した。これらの事例集等 も活用しながら、被災地において、男女共同参画の 視点に立った具体的な取組を働きかけている。

また、パネルディスカッション・シンポジウム、 ワークショップの開催、研修会の講師及びイベント における登壇者の紹介など被災自治体等のニーズに 応じて実施している。

第3節

国際的な防災協力における 男女共同参画

平成27 (2015) 年3月に開催された第3回国連防災世界会議において策定された「仙台防災枠組2015-2030」には、事前の防災投資、多様なステークホルダーの関与、「より良い復興 (Build Back Better)」、女性のリーダーシップの重要性等、我が国の主張が取り入れられた。

外務省では、第3回国連防災世界会議のハイレベル・セグメントで発表された「仙台防災協力イニシアティブ」(平成27 (2015)年3月)に基づき、防災における女性のリーダーシップ推進研修を開始し、平成30 (2018)年は、国連訓練調査研究所(UNITAR)と協力して、太平洋・インド洋小島嶼開発途上国全18か国から計35名の防災分野に携わる女性管理職員を招へいし、神戸、和歌山、仙台、東京各地で研修を行った。

第13章

男女共同参画に関する国際的な協調及び貢献

第1節

女子差別撤廃条約等の国際 的な規範,国際会議等にお ける議論への対応

政府は、国内における男女共同参画の実現に向けた取組を行うに当たって、女子差別撤廃条約を始めとする男女共同参画に関連の深い各種の条約や成果 文書、女性の地位向上のための国際規範・基準や CSW等の国際会議における議論等を周知徹底する とともに、積極的に国内における実施強化に努めて いる。

また、政府は、男女共同参画会議重点方針専門調査会において、平成28 (2016) 年3月に公表された女子差別撤廃条約実施状況第7回及び第8回報告に対する女子差別撤廃委員会の最終見解への対応にかかる政府の取組状況等についてのフォローアップ

を行った。

男女共同参画推進連携会議企画委員会は、情報・意見交換会として、平成30(2018)年7月に、グローバルな視点から見た日本における女性のエンパワーメントの現状、課題及び第62回CSW、G7男女共同参画大臣ミーティング及びW7等に関しての「聞く会」を開催した。また、同年10月には、国連女子差別撤廃委員会委員による講演やAPEC女性と経済フォーラム2018に関する「聞く会」を開催した。さらに、平成31(2019)年2月には、第63回CSW等についての「聞く会」を開催した。

第2節

男女共同参画に関する分野 における国際的なリーダー シップの発揮

1 開発協力大綱に基づく開発協力の 推進

我が国は、公正で持続可能な開発の実現に女性が参画し、開発の恩恵を受けられる「女性が輝く社会」の実現を目指し、「持続可能な開発のための2030アジェンダ」策定に係る国際的な議論でも女性のエンパワーメントとジェンダー平等の重要性を訴え、議論に貢献した。その結果、平成27(2015)年9月に国連サミットにおいて採択された同アジェンダにおいてゴール5として「ジェンダー平等と女性と女児のエンパワーメント」が明記されただけでなく、すべての目標達成において必要不可欠であるとの重要性が明示された。

我が国は、2030アジェンダに掲げられたSDGsに係る施策の実施について、関係行政機関相互の緊密な連携を図り、総合的かつ効果的に推進するため、平成28(2016)年5月に、内閣総理大臣を本部長とし、全閣僚を構成員とするSDGs推進本部を設置した。平成29(2017)年12月には、同推進本部において「SDGsアクションプラン2018」を策定し、日本の「SDGsモデル」の3つの基本的方向性の一つに、SDGsの担い手として「女性と次世代のエンパワーメント」を掲げた。平成30(2018)年12月には、同推進本部において、令和元(2019)年のG20サミット、第7回アフリカ開発会議(TICAD7)、初のSDGs首脳級会合に向け、国内実施・国際協力

の両面においてSDGsを推進するため,「SDGsアクションプラン2019」を決定した。

また、平成27 (2015) 年2月に閣議決定した、 我が国の開発協力方針を定める「開発協力大綱」では、開発協力の適正性確保のための原則の一つとして「女性の参画の促進」を挙げており、開発協力のあらゆる段階における女性の参画を促進し、女性が公正に開発の恩恵を受けられるよう一層積極的に取り組むことを明記している。

平成28 (2016) 年5月には、「開発協力大綱」に基づく分野別開発政策として、「女性の活躍推進のための開発戦略」を発表した。同戦略は、(ア)女性と女児の権利の尊重・脆弱な状況の改善、(イ)女性の能力発揮のための基盤の整備、(ウ)政治、経済、公共分野への女性の参画とリーダーシップ向上を重点分野として、途上国における女性の活躍推進と質の高い成長を目指している。

平成27 (2015) 年4月にはUN Womenの日本 事務所が東京に開設されるとともに、平成30 (2018) 年の我が国のUN Womenへの拠出を引 き続き維持し、国連との連携を一層強化している。 また、平成28 (2016) 年12月に開催された3回目 の国際女性会議WAW!において、安倍総理大臣 は、途上国の女性たちの活躍を推進するため、平成 30 (2018) 年までの3年間で総額約30億ドル以上 の支援を行う旨表明し、着実に実施した。

開発協力の実施機関として、JICAは、ジェンダー 平等と女性のエンパワーメントを目的とする協力事 業を実施している。この一環として、各セクター・ 課題における事業のインパクトが男性・女性の双方 に及ぶよう、それぞれが抱える問題やニーズの違い 等の把握に努めており、その結果が協力事業の計画・ 実施・評価サイクルにおいて適切に反映されるよう に、執務参考資料や国ごとのジェンダー情報の収集 を行うとともに、事業の各段階におけるジェンダー 視点からのモニタリング等を行っている。

また、開発協力事業の実施に当たって、女性等社会的に弱い立場にいる者が負の影響を受けることがないように、環境社会配慮ガイドライン等に基づいて配慮している。さらに、各部署(在外事務所、国内機関を含む。)に配置している「ジェンダー責任者」、「ジェンダー担当者」を通じて、開発途上国におけるジェンダー平等と女性のエンパワーメントに

貢献する協力事業の実施を促進している。また,ジェンダー平等の視点を組み込んで効果を上げた協力事業の成功例の収集,各開発セクター・課題と男女格差との関係を説明する具体例の収集,他援助機関との積極的な連携・意見交換を通じた事例・手法の研究,職員その他援助関係者に対する研修等といった取組を行っている。

我が国は人間の安全保障を推進すべく、二国間及び多国間協力を通じ、開発途上国におけるジェンダー平等と女性の地位向上に向けた取組を支援している。具体的には、無償資金協力(草の根・人間の安全保障無償資金協力及び日本NGO連携無償資金協力を含む。)、有償資金協力、専門家の派遣等の技術協力、国連人間の安全保障基金や日・UNDPパートナーシップ基金等、様々な援助枠組みを活用し、より効果的な事業の実施を図っている(二国間協力については II -13-1表、多国間協力については本節3参照)。

また、我が国は、人間の安全保障に直結する地球 規模の課題として、保健分野における取組を重視し ている。我が国が平成27 (2015) 年12月に発表した 「平和と健康のための基本方針」を踏まえ、全ての 人が生涯を通じて必要な時に基礎的な保健サービス を負担可能な費用で受けられる「ユニバーサル・ヘ ルス・カバレッジ (UHC)」の実現を目指して、女性 の医療アクセスの改善、栄養改善、母子健康手帳の 普及等の母子継続ケアの支援、医師や看護師、助産 師等保健人材の育成、国際機関等を通じた性と生殖 の健康サービスの提供等を行っている。さらに平成 29 (2017) 年12月に東京で開催されたUHCフォー ラム2017では、今後のUHC推進のため、母子保健 を含めた保健、栄養、水・衛生分野で総額約29億ド ルの支援を行うことを表明した。平成30 (2018) 年は、 開発途上国における母子保健、リプロダクティブ・ ヘルス分野における活動に対し、国連人口基金 (UNFPA) や国際家族計画連盟 (IPPF) を通じた 支援を行った。

教育支援分野では、平成27 (2015) 年9月に国連サミットで「持続可能な開発のための2030アジェンダ」が採択されるタイミングにあわせ、「平和と成長のための学びの戦略」を発表した。同戦略に従い、重点的な取組の一つとして、女子教育支援を挙げており、女性・女児のエンパワーメントとジェンダー平等に配慮した教育協力を実施している。

法務省では、平成31 (2019) 年1月及び2月、 国連アジア極東犯罪防止研修所において、アジア・ アフリカ諸国等の刑事司法実務家を対象に、「不寛 容又は差別を動機とする犯罪に対する刑事司法的対 処」をテーマとする国際研修を実施した。

Ⅱ-13-1表 様々な枠組みを活用した援助の実施

事業	概 要
無償資金協力	開発途上国等に返済義務を課さないで、経済社会開発のために必要な資金を贈与する事業。比較的所得水準の低い国を中心に、病院や橋等の社会経済基盤づくりや、教育、保健、環境等の生活水準の向上に関する支援を行っている。JICAは、平成29 (2017) 年度に開始された事業の中でジェンダー視点に立った取組を行った案件を29件実施している。また、開発途上国において活動しているNGO等の活動を支援する草の根・人間の安全保障無償資金協力においては、平成29 (2017) 年には、女性のための教育支援、女性の自立支援等を目的とする28件の事業が実施されている。なお、日本NGO連携無償資金協力においては、平成30 (2018) 年度では、ジェンダー配慮を含むSDGsの内容に沿った事業は9件実施された。
有 償資金協力	低金利かつ返済期間の長い緩やかな条件で開発途上国に必要な資金を貸し付けて、発展への取組を支援するもの。経済社会基盤の整備以外にも、「貧困削減」、「平和の構築」、「地球規模問題への対応」等の分野において事業を実施している。JICAは、平成29(2017)年度に開始された事業の中でジェンダー視点に立った取組を行った案件を26件実施している。
技術協力	研修員受入れ/専門家派遣/機材供与等、援助形態を組み合わせて実施するプロジェクト型の技術協力(開発調査型の技術協力を含む。)を、JICAは、平成29 (2017)年度に開始された事業の中で、ジェンダー視点に立った取組を行った案件を45件実施している。また、ジェンダーに関する制度支援や女性を主な裨益対象とする研修9コースを実施するとともに、研修内容にジェンダー視点を取り入れた研修を22件実施した。

2 女性の平和等への貢献

我が国は、平和を推進する国際機関の役割の重要 性及び紛争時において最も支援を必要とする者は女 性や子供であることを考慮し、人間一人ひとりに着 目し人々の保護及び能力強化を行う人間の安全保障 の視点から、女性に対する支援を行っている。

また、我が国は、女性と平和、安全保障(Women、Peace and Security: WPS)の問題を明確に関連づけた安保理決議第1325号(平成12(2000)年)及び関連決議の履行に向けた「女性・平和・安全保障に関する行動計画」を平成27(2015)年9月に策定し、翌平成28(2016)年よりその実施を毎年モニタリングし評価報告書を策定している。同行動計画は、国内外双方の取組に対応していること、紛争関連事態のみならず自然災害時におけるジェンダー視点の統合や女性の役割にも言及していることなどが特徴となっており、取組の実施主体は、外務省、防衛省、警察庁を含めた関係省庁及びJICAやUN Womenを含めた国際機関等となっている。行動計画実施の一つでもある他国の行動計画策定支援もレバノンにてUN Womenを通して実施した。

平成30 (2018) 年度は「女性・平和・安全保障に関する行動計画」の初めての改訂版にむけてNGO・市民社会及び評価委員との意見交換を実施した。その後パブリックコメントを実施したのち改訂版が策定された。また、4月にはG7女性・平和・安全保障パートナーシップ・イニシアティブが発表された。日本はスリランカをパートナー国とし、スリランカのWPS行動計画策定支援及び紛争寡婦世帯のエンパワーメント支援を含めたWPSアジェンダ実施を支援する予定である。そのための準備会合をスリランカ政府、G7国との間で実施した。

また、国連難民高等弁務官事務所(UNHCR)、 国連児童基金(UNICEF)、国連世界食糧計画 (WFP)、IOM、UNDP、UNFPA、赤十字国際 委員会(ICRC)等の国際機関等を通じての協力も 積極的に実施している。例えば、日本はICRCと協 力し、コンゴ民主共和国において性的暴力の被害者 に対する心理的サポートを行っている他、ナイジェ リアにおいて、夫を亡くした女性等に対し小規模ビ ジネスを始めるための支援等を行っている。また、 UNHCRと協力し、ザンビアにおいて、性的暴力 被害者への支援等を行っている他、難民や受入れコミュニティに対し、女子寮建設等を通じて女子教育の支援をしている。

防衛省・自衛隊では、国際平和協力活動の現場に 女性の自衛隊員を含む部隊等を派遣している。国連 南スーダン共和国ミッション(UNMISS)において、 平成24(2012)年6月から平成29(2017)年5 月までに105人の女性の自衛隊員を含む施設部隊を 派遣した。司令部要員として、平成25(2013)年 6月以降、延べ4人の女性の自衛隊員を派遣してい る。また、連絡調整要員として、平成25(2013)年 8月以降、延べ8人の女性の自衛隊員を派遣してい る。また、連絡調整要員として、平成25(2013)年 8月以降、延べ8人の女性の自衛隊員を派遣している。

また、平成26 (2014) 年5月の安倍総理大臣の 北大西洋条約機構 (NATO) 本部訪問時のラスム センNATO事務総長 (当時) との会談において、 女性・平和・安全保障分野における日NATO協力 として、NATO本部への我が国の女性職員の派遣 について合意されたことを受け、同年12月より、 延べ女性自衛官2名をNATO本部に派遣している。 当該女性自衛官はNATO女性・平和・安全保障担 当特別代表の下で、NATOが実施する様々な活動 について、男女共同参画の視点を盛り込むとともに、 女性の参画を促す助言等を行っている。平成29 (2017) 年から、2代目の女性自衛官を派遣している。

内閣府国際平和協力本部事務局では、国際平和協力隊の隊員派遣前研修を実施しており、安保理決議第1325号の要請を反映し、ジェンダーに関する講義を行っている。一般的なジェンダーに関する知識の付与だけでなく、派遣先国のジェンダー特性を含め、現地でのより効果的な活動に結び付くよう、教育を実施している。

3 国際機関との連携・協力推進

我が国は、ジェンダー分野を専門とする唯一の国連機関であるUN Womenとの連携を深めており、平成23(2011)年から3期連続で同機関の執行理事国を務めている。また、平成30(2018)年には、UN Womenに対して約2,400万ドルの拠出を行った。UN Womenでは、ジェンダー平等に男性・男児の関与を呼びかけるための「HeForSheキャンペーン」を実施しており、同キャンペーンを加速さ

せるチャンピオンとして世界の10首脳,10企業, 10大学が選出され、安倍総理も10人の首脳の一人 として選出されている。

また、紛争下の性的暴力について、国連アクショ ンや紛争下の性的暴力担当国連事務総長特別代表事 務所(SRSG)といった国際機関との連携や国際的 な議論の場を重視し、一層積極的に取り組んできて いる。平成30 (2018) 年, イラク, 中央アフリカ における案件につき、紛争下の性的暴力担当国連事 務総長特別代表の専門家チームに110万ドルの財政 支援を行った。さらに、平成29 (2017) 年には、 国連平和維持活動に従事する女性保護アドバイザー (WPA) の向け訓練教材の開発及び訓練の実施の ために28万5,000ドルを拠出しており、その一環と して、平成30 (2018) 年12月には東京で国連との 共催で訓練コースを開催し、中東やアフリカの7つ の国連ミッションに勤務するWPA及び関連する分 野の専門家と、我が国からは国連PKO関係省庁の 職員や民間の人権・人道分野の専門家が参加した。

また、平成29 (2017) 年9月、国連事務総長の主催により開催された国連PKO要員等による性的搾取・虐待 (Sexual Exploitation and Abuse: SEA) に関するハイレベル会合において、国連事務総長のSEA対策へのイニシアチブに賛同する「首脳のサークル (Circle of Leadership) に安倍首相が名を連ねた。平成30 (2018) 年9月には、国連総会の開催時期に合わせて、国連事務総長と「首脳のサークル」メンバーによる共同声明を我が国として承認した。

また、我が国は国連PKO幹部ポストへの女性の登用促進を目的として国連が開始したシニア・ウーマン・タレント・パイプライン・プロジェクトに対し、15万ドルの財政支援を行っているほか、国連PKOにおける女性要員の増加を目的とするUNWomen女性士官訓練コース(FMOC)の平成30(2018)年及び平成31(2019)年の開催費用の一部として約18万ドルを拠出している。

なお, 我が国は, 平成26 (2014) 年以降, 国際 刑事裁判所の被害者信託基金に拠出を行っている。 平成30 (2018) 年度には約5.2万ユーロを拠出し、全額を紛争下における性的暴力対策に割り当てる等、被害者保護対策にも取り組んでいる。また、男女共同参画推進連携会議においては、平成29 (2017) 年8月までは「女性のエンパワーメント促進」チームにおいて、同年10月以降は「経済分野における女性の活躍促進」チームにおいて、「女性のエンパワーメント原則 (WEPs)」²⁰について、我が国の企業・団体等における理解促進に向けた活動を行うなど、UN Womenの取組との連携・協力を図っている。

さらに、我が国は、国連教育科学文化機関 (UNESCO) に信託基金を設置し、アジア、アフリカを中心に世界各地においてジェンダーに配慮した教育プログラムの開発や女子に対する代替的学習機会の提供等に協力している。具体的には、エチオピアにおける女子生徒就学の維持及び学習効果の向上のための事業を行った(平成29(2017)年3月に終了)ほか、サブサハラ・アフリカ諸国における教員教育を通じたジェンダーに配慮した科学、技術、工学、美術及び数学(STEAM)教育の促進事業を行っている。

また、UNDPに設置した日・UNDPパートナーシップ基金を通じ、女性の社会的・経済的地位の向上を図るプロジェクト等に対しても支援を実施している。これらに加え、我が国が主導して国連に設置された人間の安全保障基金では、女性及びジェンダー平等に焦点を当てたプロジェクトを支援してきている。

さらに、平成31 (2019) 年3月8日の「国際女性の日」に内閣府特命担当大臣(男女共同参画)からのメッセージを寄せた。

国立女性教育会館では、アジア地域における男女 共同参画を推進する女性教育の人材育成を目指して 「アジア地域における男女共同参画推進官・リーダー セミナー」を実施するなど、途上国における女性教 育の推進の支援等を実施している。また、海外の関 係機関との連携協力として、協定を結んでいる韓国

²⁰ 平成22 (2010) 年3月に、国連と企業の自主的な盟約の枠組みである国連グローバル・コンパクト (GC) と国連婦人開発基金 (UNIFEM) (当時。現UN Women) が共同で作成した7原則。

[○]女性のエンパワーメント原則 (WEPs)

¹⁾トップのリーダーシップによるジェンダー平等の促進, 2)機会の均等, インクルージョン, 差別の撤廃, 3)健康, 安全, 暴力の撤廃, 4)教育と研修, 5)事業開発, サプライチェーン, マーケティング活動, 6)地域におけるリーダーシップと参画, 7)透明性, 成果の測定, 報告(内閣府仮訳)

両性平等教育振興院等と互いに訪問し情報交換を行 うなど交流を深めた。また、平成30 (2018) 年10 月から11月にはインドネシア, カンボジア, ラオス, タイ、フィリピン、ミャンマー、マレーシア及びベ トナムの人身取引対策に携わるメンバーを対象とし たワークショップ型研修をJICAの委託事業として 実施し、12月には「女性の活躍促進に向けた取組 み アイスランドの経験から学ぶ」をテーマとして、 海外の専門家を招へいし「NWECグローバルセミ ナー」を開催した。

国際分野における政策・方針決定 過程への女性の参画拡大

我が国は、国際会議への政府代表団への女性メン バーの参加も積極的に進めている。平成30(2018) 年の第73回国連総会第三委員会においては宮崎あ かね氏(日本女子大学教授)を日本政府代表顧問に, また、平成30(2018)年の第62回CSWにおいて は田中由美子氏(城西国際大学招聘教授)を日本代 表に任命し、政府代表団の一員として派遣した。女 子差別撤廃委員会では、我が国は昭和62(1987) 年以来一貫して委員を輩出しており、現在は秋月弘 子氏 (亜細亜大学教授) が委員を務めている。

また、日本人女性の国際機関への参画も進んでお り、国連関係機関における日本人の女性職員数(専 門職以上)は、平成20(2008)年の394人から平 成30(2018)年は519人と着実に増加しており、 日本人職員の約6割を占めている。平成29(2017) 年5月から、中満泉氏が日本人女性初の国連事務局 本部の事務次長として、国連軍縮担当上級代表を務 めているほか、平成30(2018)年3月には、水鳥 真美氏が日本人女性として初めて国連事務総長特別 代表(防災担当)に就任した。

国際会議等における日本の貢献と 取組の発信

カナダG7議長国の下,平成30(2018)年6月 にG7シャルルボワ・サミットが実施された。全ト ピックでジェンダー平等が取り上げられ、首脳宣言 で、女性の労働市場への参加・リーダーシップの推 進に引続き取り組むとし、2つの女性関連の文書が 合意された。議長国カナダにジェンダーの視点から 助言を行うジェンダー平等アドバイザリー評議会が 設置された。平成30 (2018) 年9月, パプアニュー ギニアのポートモレスビーで開催されたAPEC女性 と経済フォーラムでは、「デジタル時代に女性と少 女が前進する機会をつかむために」をテーマに、 APEC域内で共通して取り組むべき課題について議 論が行われ、フォーラムの結果は「APEC女性と経 済フォーラム2018声明」として採択された。我が 国からは内閣府副大臣、横浜市長、民間からの代表 者等が参加し、我が国がAPEC及び国内にて実施し ている女性の活躍推進の取組等について発言を行っ た。ASEANは、日本、中華人民共和国及び大韓民 国の3か国を招いて女性に関する「ASEAN+3委 員会」を開催しており、平成30(2018)年10月に はベトナムで第10回会合が開催された。「ASEAN 共同体ビジョン2025の達成に向けた女性及び少女 に対する社会保障」をテーマに意見交換が行われ、 内閣府から我が国の取組等について報告を行った。

アルゼンチンG20議長国の下、平成30(2018) 年12月にG20ブエノスアイレス・サミットが実施 され、ジェンダー平等は、経済成長及び公正で持続 可能な発展に不可欠であり、労働参加率の性別格差 を令和7 (2025) 年までに25%減少させるブリス ベン・コミットメントの達成に向け、更なる取組が 必要であることや、女性や女児への差別・暴力を無 くす取組を推進が重要であることが表明されたほ か、女性の労働環境の改善やSTEM及びハイテク部 門への参画の拡大等を通じた、女性のエンパワーメ ントの促進が発表された。

平成31(2019)年3月,安倍政権の最重要課題の 一つである「女性が輝く社会」を実現するための取 組の一環として、我が国は5回目となる国際女性会議 WAW!を、女性の経済活躍を目的としてG20に提 言を行う民間主導の取り組みであるW20と同時開催 した。安倍総理より、冒頭挨拶において我が国の内 外における女性活躍推進に向けた取組について発信 されたほか、今回初めて7カ国から女性外相が出席し たほか、日本及び27の国と地域、3国際機関から82 名の女性分野等で活躍するトップ・リーダーたちが 登壇し、2日間で約3千人が参加した。「WAW! for Diveresity」をテーマに、SDGsが掲げる「誰1 人取り残さない」持続可能で包摂性と多様性のある 社会の実現に向け、若者や男性を含む多様な背景を 持つ参加者が国内外の課題について議論した。各参

加者からのアイディアや提案は総括文書として取り まとめられ、国連文書としても登録された。

総務省は、平成30 (2018) 年11月、ジェンダー統計の作成及び活用に関する能力の向上や知識の共有を目的として、国連統計部が隔年で各国と共催する「ジェンダー統計グローバルフォーラム」の第7回会合を、東アジア地域では初めて日本(東京)で開催した。73の国及び国際機関等から統計専門家、統計のユーザーや研究者等、約170人が参加し、経済、労働、気候変動、人権等の9つのテーマについて、日本を含む32の国及び国際機関等が、ジェンダー統計の作成、活用、分析に関する取組について、延べ46件の発表を実施した。

なお、女性の視点から、日本とアジア・太平洋諸国の友好・信頼関係の更なる深化を図るため、平成28 (2016) 年から「アジア・太平洋輝く女性の交流事業」を実施しているところ、平成30 (2018) 年11月、アジア・太平洋諸国を中心とする各国と我が国の交流で架け橋になっている女性の活躍に焦点をあてたシンポジウム及び国際交流を開催し、架け橋として活躍している各国の女性たちの知見の交換及びネットワーキングを行った。